

本部町都市計画 マスタープラン

平成 23 年 3 月（令和 7 年 10 月一部改定）本部町



目 次

序章	1
1. 背景.....	1
2. 目的と役割	1
3. 計画の位置付け	2
第Ⅰ章 本部町における現状と課題	3
1. 本部町の現状.....	3
2. 上位関連計画.....	38
3. 本部町における現状と課題	47
第Ⅱ章 都市の将来像	51
1. 都市の将来像.....	51
2. 計画の目標年次及び人口フレーム	53
3. 都市計画の基本方針	54
4. 将来都市構造.....	56
第Ⅲ章 全体構想	61
1. 土地利用の方針	61
2. 道路・交通の整備方針.....	65
3. みどりと水の整備方針.....	68
4. 自然環境の保全および景観形成の方針	71
5. 防災まちづくりの方針.....	73
6. 福祉まちづくりの方針.....	74
7. その他のまちづくりの基本方針.....	74
第Ⅳ章 地域別構想.....	75
1. 地域区分.....	75
2. 北部地域.....	76
3. 中北部地域	84
4. 中南部地域	91
5. 東部地域.....	98
6. 南部地域.....	103

第Ⅴ章 計画の実現に向けて.....	111
1. 住民と行政による協働のまちづくり.....	111
2. 庁内推進体制の確立.....	111
3. 関連計画と連動した施策展開.....	111
4. 都市計画マスタープランの柔軟な見直し.....	111

【参考資料】

用語集.....	113
----------	-----

序 章

1. 背景

本部町（以下、本町とする）では、昭和 59 年に策定された第 1 次本部町総合計画基本構想において、本町のまちづくりの将来像を「太陽と海と緑—観光文化のまち」として定め、その実現に向けてまちづくりを進めてきた。

しかしながら、社会経済状況は、人口減少・超高齢社会の到来、産業構造の転換、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約、交通・情報通信ネットワークや車社会の進展等に伴う生活圏の広域化等大きく変化している。

また、住民の意識は、社会資本整備の進捗に伴って変化し、地球環境問題への対応や効率的な公共事業の必要性が高まるとともに、自然環境の保全や住環境の質の向上といった、ゆとりや潤いを重視するようになった。

都市計画においても、近年のまちづくり及びまちなみ・景観に対する関心の高まりに応じ、まちづくり三法（都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関する法律）の改正、景観法の制定等、様々な動きがみられる。

2. 目的と役割

（1）目的

上記のように、社会的情勢の変化や法制度の改正を受け、本町におけるまちづくりの課題を整理し、今後のまちづくりを展開していくため、都市計画法 18 条の 2 に規定された当該市町村の都市計画に関する基本的な方針「本部町都市計画マスタープラン」を策定する。

（2）役割

都市計画マスタープランの役割は、主に以下の 3 つである。

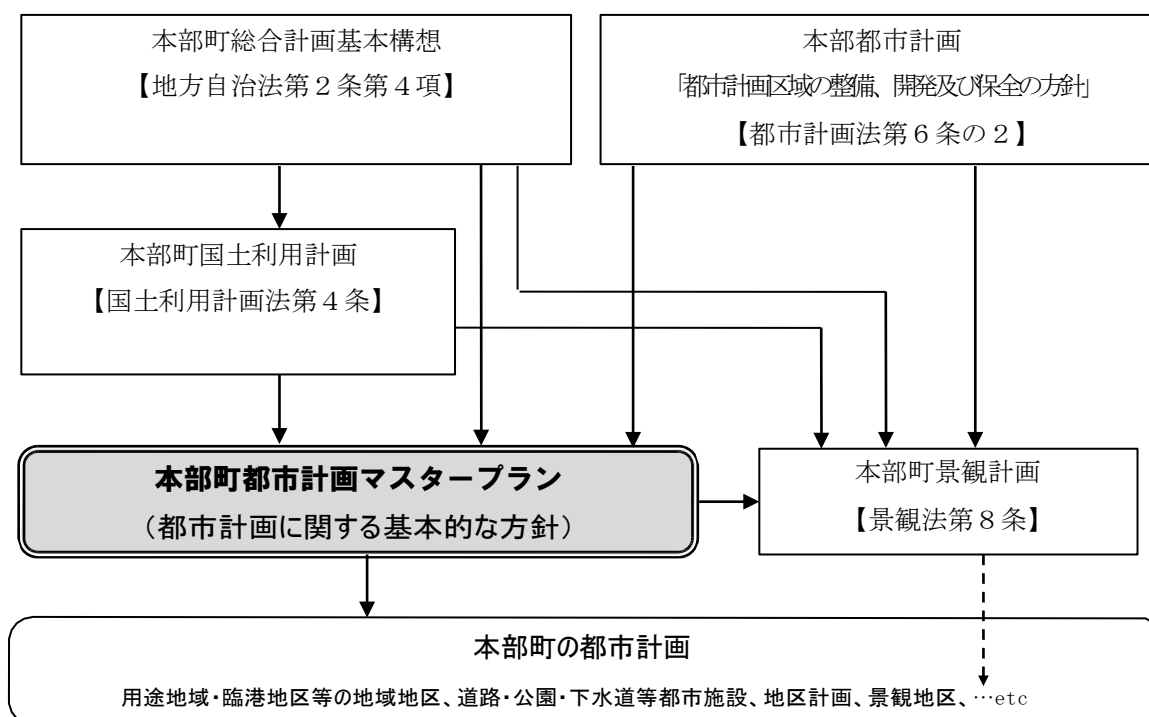
- ① 住民の意見を反映させながら、町全域及び各地域レベルで、将来的な目標像やまちづくりの方針を明示する。
- ② 個別の都市計画の実施に関し、地域住民の理解を深めるための基本とする。また、まちづくりに関する住民参加を促し、住民・事業者・行政の役割分担を明示する。
- ③ 個別の都市計画の整合性を確保し、都市計画を決定・変更する際の方角を示す指針となる。

序 章

3. 計画の位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている通り、上位計画である「市町村の建設に関する基本構想」並びに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定める。

本部町都市計画マスタープランに関しては、本部町総合計画、本部町国土利用計画、本部都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定める。



都市計画法

最終改正：平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

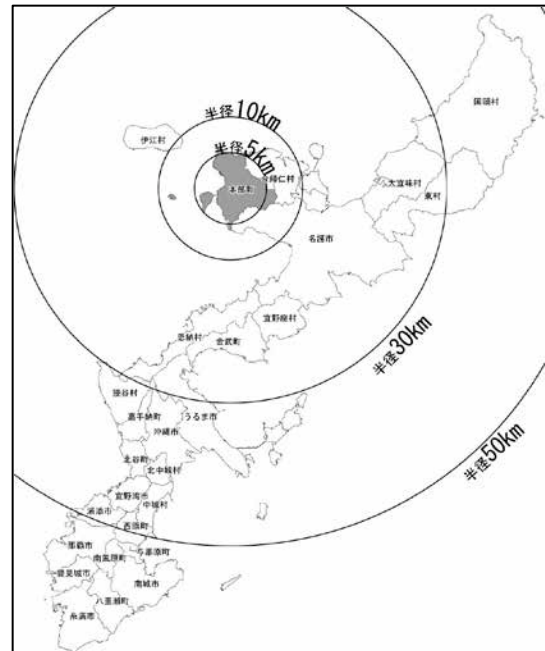
第Ⅰ章 本部町における現状と課題

1. 本部町の現状

(1) 位置

本町は、東経 127 度 54 分、北緯 26 度 39 分にあり、沖縄本島北部の東シナ海に突き出した本部半島の先端部に位置している。瀬底島及び水納島の離島を有しており、総面積は 5,432ha である。東西南北に約 8 km の三角形に近い町域となっている。

町域の東側を名護市、北側を今帰仁村と隣接し、西の洋上には伊江島（伊江村）、北方の洋上には伊平屋島（伊平屋村）、伊是名島（伊是名村）の島々を臨む位置にある。



(2) 地勢

地形は大きく山地と台地に分かれ、全般的に険しい山地形状をなしている。本部半島の中央部は八重岳（453.3m）、ミラムイ（本部富士、237 m）等の丘陵が連なる。丘陵の西側から南側の裾野に広がる平坦地では、農地や市街地が形成されている。

この平坦地には満名川が流れ、渡久地で海に注ぐ。古くは流域に開けた低地に満名タープクと呼ばれる稲作地帯が広がっていたが、現在はその殆どが市街地又は集落地となっている。

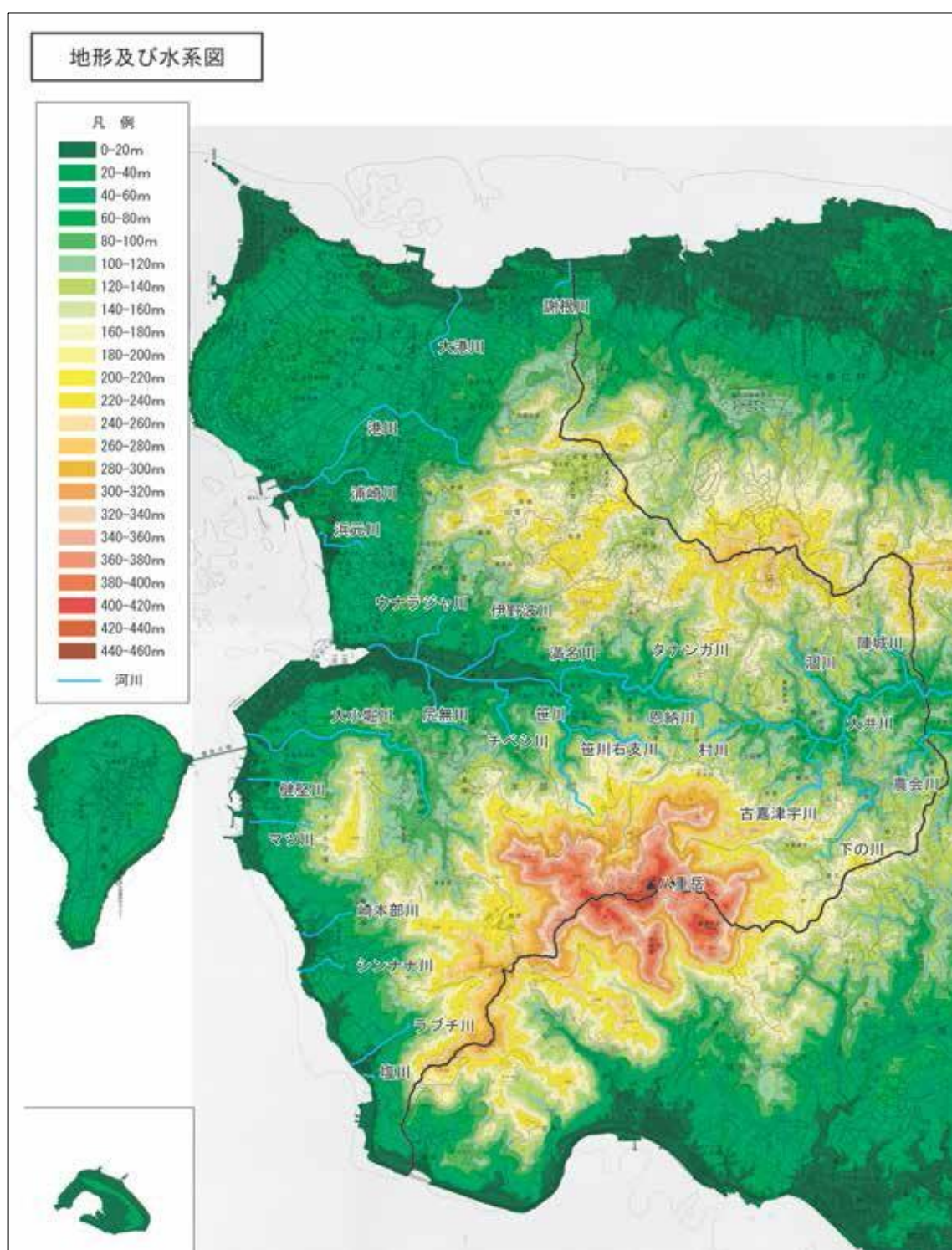
水系は、二級河川 2 本（満名川（L=4,000m）、大井川（L=8,000m））、準用河川 1 本（伊野波川）、普通河川 26 本を有している。

満名川は、昭和 44 年に床下浸水等の被害を沿岸に与えたことがあるが、その後は河川改修等により浸水の害はみられない。しかしながら、上流部における開発等により、雨水の河川流域時間が短縮されて増水することがある。

大井川は、本町と今帰仁村にまたがる河川である。上流部の水域は、ミカン栽培が盛んな伊豆味となっており、農地の多くが果樹園であるため、裸地となることが少なく、河川環境と調和した農業経営が行われている。

水質については、現在大きな問題は生じていない。

第1章 本部町における現状と課題



第1章 本部町における現状と課題

(3) 人口動向

1) 人口・世帯数

本町の人口は、国勢調査によると平成17年現在14,383人である。上本部村編入合併（昭和46年11月1日）以後の推移をみると昭和50年から平成17年までの30年間で3,440人（減少率19.3%）減少している。

世帯数は、平成17年現在4,878世帯で、昭和50年以降一貫して増加傾向が続いており、昭和50年から平成17年までの30年間で559世帯（増加率12.9%）増加している。

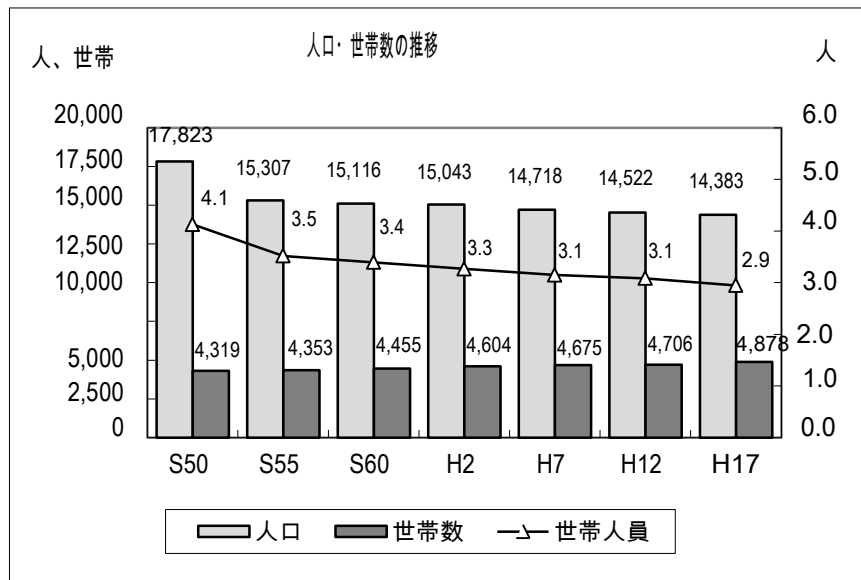
世帯人員は、昭和50年の4.1人から減少し続け、平成17年現在では2.9人となっている。世帯数は増加傾向にあるが、世帯人員が減少していることから、世帯分離および世帯の小規模化がうかがえる。

表 人口・世帯数の推移

（単位：人、世帯、%）

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
人口	17,823	15,307	15,116	15,043	14,718	14,522	14,383
世帯数	4,319	4,353	4,455	4,604	4,675	4,706	4,878
世帯人員	4.1	3.5	3.4	3.3	3.1	3.1	2.9
人口増加率	-	-14.1%	-1.2%	-0.5%	-2.2%	-1.3%	-1.0%
世帯増加率	-	0.8%	2.3%	3.3%	1.5%	0.7%	3.7%

資料：国勢調査



第1章 本部町における現状と課題

2) 年齢別人口

平成 17 年の本町における年齢別人口（年少人口：0～14 歳、生産年齢人口：15～64 歳、高齢人口：65 歳以上）の内訳は、年少人口 2,080 人（14.5%）、生産人口 8,805 人（61.2%）、高齢人口 3,498 人（24.3%）である。

昭和 55 年からの推移をみると、年少人口は一貫して減少しており、昭和 55 年から平成 17 年までの 25 年間で約 1,565 人減少している。生産年齢人口は昭和 55 年から平成 7 年までは減少しているが、平成 12 年と 17 年は増加している。高齢人口は一貫して増加しており、昭和 55 年から平成 17 年までの 25 年間で 1,275 人増加している。

平成 7 年に年少人口と高齢人口の構成比がほぼ同数になり、平成 17 年には高齢人口の構成比が年少人口を 9.8 ポイント上回っている。

本町の平成 17 年における構成比を県内の平均値と比較すると、年少人口は 4.2 ポイント、生産年齢人口は 4.0 ポイント下回るが、高齢人口は 8.2 ポイント上回っている。したがって、県内において比較的高齢化が進行していることがうかがえる。

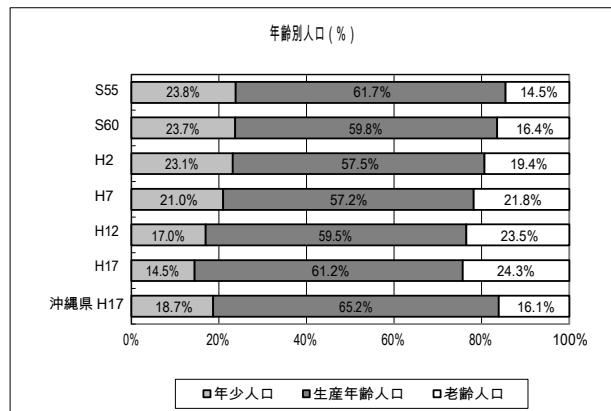
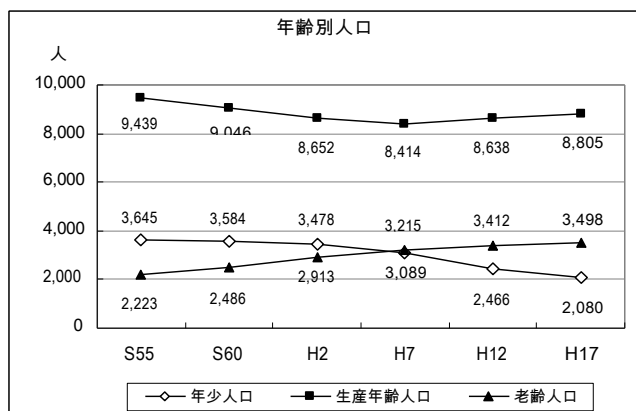
表 年齢別人口の推移

(単位：人、%)

		S55	S60	H2	H7	H12	H17	沖縄県 H17
年少人口 (0～14 歳)	実数	3,645	3,584	3,478	3,089	2,466	2,080	254,203
	構成比	23.8%	23.7%	23.1%	21.0%	17.0%	14.5%	18.7%
	増減率	-	-1.7%	-3.0%	-11.2%	-20.2%	-15.7%	-
生産年齢人口 (15～64 歳)	実数	9,439	9,046	8,652	8,414	8,638	8,805	888,046
	構成比	61.7%	59.8%	57.5%	57.2%	59.5%	61.2%	65.2%
	増減率	-	-4.2%	-4.4%	-2.8%	2.7%	1.9%	-
高齢人口 (65 歳以上)	実数	2,223	2,486	2,913	3,215	3,412	3,498	218,897
	構成比	14.5%	16.4%	19.4%	21.8%	23.5%	24.3%	16.1%
	増減率	-	11.8%	17.2%	10.4%	6.1%	2.5%	-

※年齢不詳は含まない。

資料：国勢調査



第1章 本部町における現状と課題

3) 産業別人口

平成 17 年における本町の産業別人口は、就業構造構成比では第 3 次産業が最も多く 4,012 人 (67.3%)、次いで第 2 次産業が 1,179 人 (19.8%)、第 1 次産業が 768 人 (12.9%) となっている。

産業別人口の推移をみると、第 1 次産業は昭和 60 年以降、実数・構成比ともに減少傾向にあり、平成 17 年には昭和 60 年の約 6 割減となっている。特に、農業就業者数は著しく減少しており、昭和 60 年から 1,194 人、約 63.7%減少している。

第 2 次産業は、実数・構成比ともに昭和 55 年から平成 2 年に減少し、平成 7 年と平成 12 年は増加したものの、平成 17 年は減少に転じている。

第 3 次産業は、実数・構成比ともに一貫して増加傾向にあり、平成 17 年は昭和 55 年と比較すると約 34%増となっている。特に、サービス業は、平成 17 年は減少しているものの、それ以外は 5 年ごとに約 200 人増と著しい増加傾向を示しており、平成 17 年の構成比は 32.8%と本町の就業者全体のおおむね 3 分の 1 を占めている。

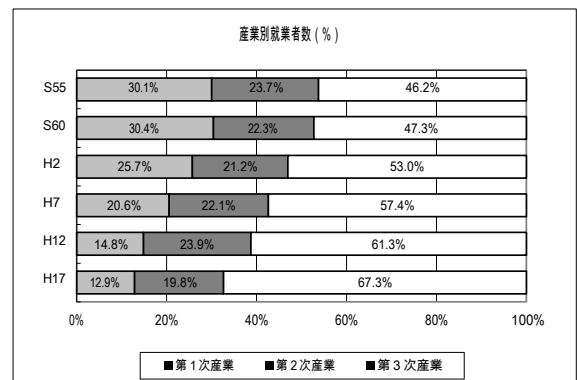
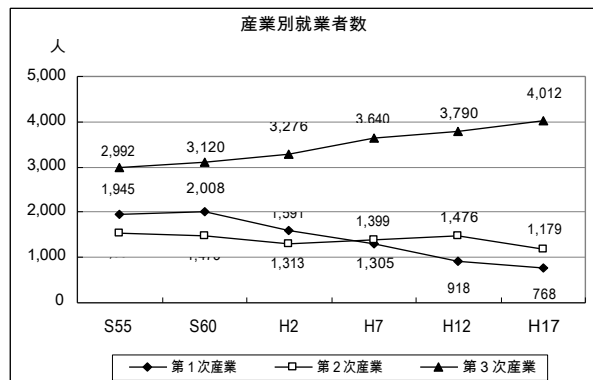
表 産業別就業者数の推移

(単位:人、%)

	S55		S60		H2		H7		H12		H17	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
農 業	1,783	27.6	1,875	28.4	1,468	23.8	1,190	18.8	820	13.3	681	11.4
林 業	2	0.0	5	0.1	1	0.0	5	0.1	7	0.1	4	0.1
水 産 業	160	2.5	128	1.9	122	2.0	110	1.7	91	1.5	83	1.4
第 1 次 産 業	1,945	30.1	2,008	30.4	1,591	25.7	1,305	20.6	918	14.8	768	12.9
鉱 業	98	1.5	82	1.2	26	0.4	42	0.7	68	1.1	12	0.2
建 設 業	951	14.7	955	14.5	908	14.7	987	15.6	1,100	17.8	849	14.2
製 造 業	485	7.5	436	6.6	379	6.1	370	5.8	308	5.0	318	5.3
第 2 次 産 業	1,534	23.7	1,473	22.3	1,313	21.2	1,399	22.1	1,476	23.9	1,179	19.8
卸売・小売業、飲食店	1,181	18.3	1,202	18.2	1,135	18.4	1,299	20.5	1,208	19.5	1,520	25.5
金融・保険	59	0.9	77	1.2	62	1.0	63	1.0	50	0.8	56	0.9
不動産業	10	0.2	11	0.2	11	0.2	6	0.1	11	0.2	21	0.4
運輸・通信業	220	3.4	225	3.4	228	3.7	223	3.5	224	3.6	228	3.8
電気・ガス・熱供給・水道業	24	0.4	29	0.4	22	0.4	30	0.5	25	0.4	22	0.4
サービス業	1,255	19.4	1,379	20.9	1,589	25.7	1,793	28.3	2,025	32.7	1,954	32.8
公 務	243	3.8	197	3.0	229	3.7	226	3.6	247	4.0	211	3.5
第 3 次 産 業	2,992	46.2	3,120	47.3	3,276	53.0	3,640	57.4	3,790	61.3	4,012	67.3
総 数	6,471	100.0	6,601	100.0	6,180	100.0	6,344	100.0	6,184	100.0	5,959	100.0
分類不能の産業	2	-	32	-	2	-	2	-	1	-	16	-

※総数に分類不能の産業は含まない。

資料：国勢調査



第1章 本部町における現状と課題

(4) 産業

1) 農業

本町における農業活動の推移をみると、農家戸数、経営耕地面積ともに減少傾向で、平成17年にはそれぞれ342戸、247haとなっており、平成2年の872戸、714haからそれぞれ6割以上の減少を示している。また、農業産出額も減少傾向にあり、平成17年は1,800百万円で、平成2年の3,064百万円から約4割減少している。

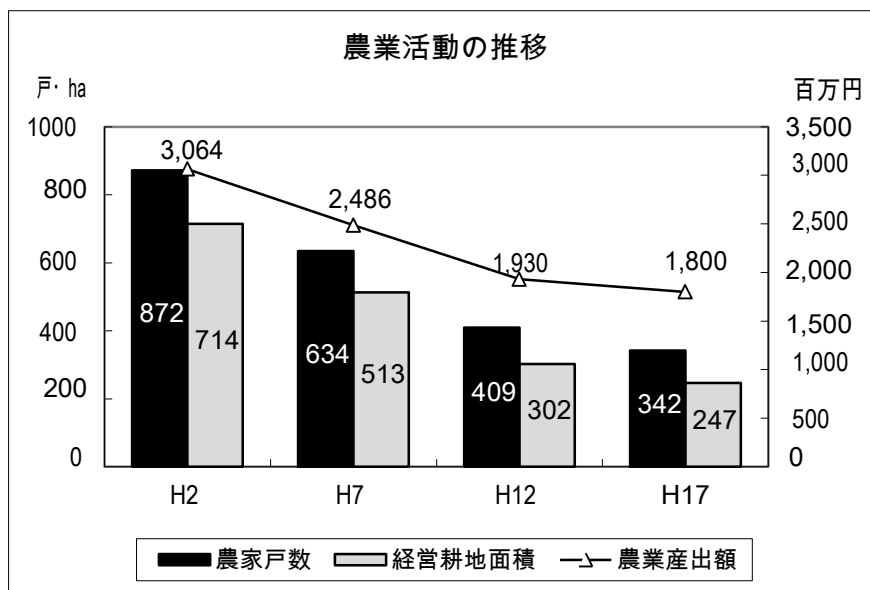
表 農業活動の推移

(単位：戸、ha、ha/戸、%、百万円)

	H2	H7	H12	H17
専業農家	373	273	178	163
兼業農家	499	361	231	179
第一種兼業農家	260	120	103	75
第二種兼業農家	239	241	128	104
合 計	872	634	409	342
経営耕地面積	714	513	302	247
一戸当り経営耕地面積	0.8	0.8	0.7	0.7
農業産出額	3,064	2,486	1,930	1,800

※販売農家数のみ記載。

資料：農業関係統計



第1章 本部町における現状と課題

2) 漁業

本町における漁業経営体の基本構成の推移をみると、漁業経営体数は昭和48年の130経営体から減少しており、平成20年は49経営体となっている。

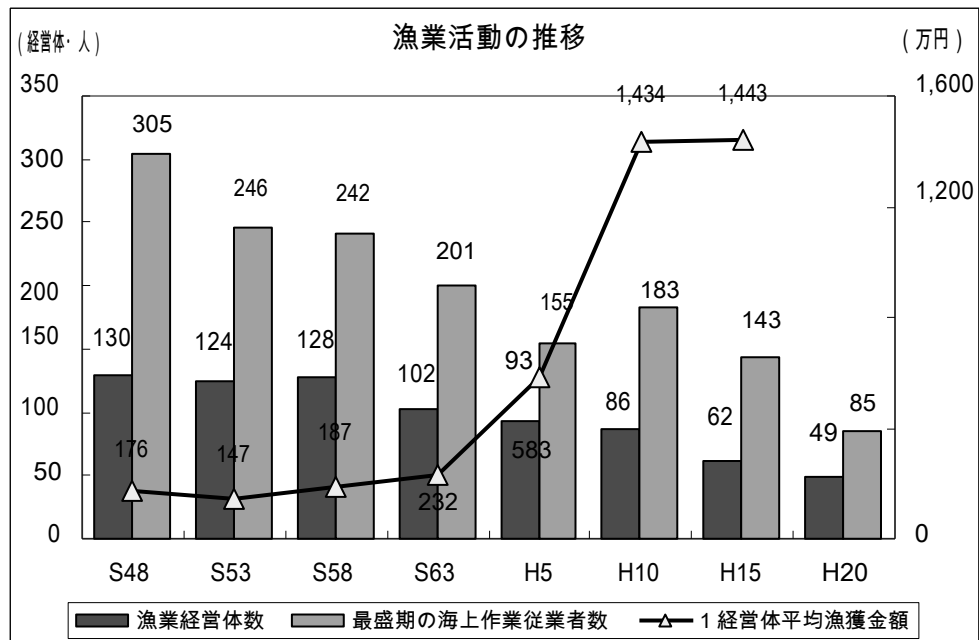
海上作業従業者数も昭和48年の305人から減少傾向を示しており、平成20年は85人であり、昭和48年から約7割減少している。

漁業経営体数は減少しているが、1経営体平均漁獲額は増加傾向にあり、平成10年と平成15年においては1,400万円を超えている。これは、平成2年から行われている本部港（渡久地地区）でのマグロ養殖の影響と考えられる。

表 漁業経営体の基本構成及び自営漁業の専業別経営体数 各年11月1日現

	総括										個人経営体			
	漁業 経営 体数	漁船					最盛期の海上作 業従業者数			1 経営体 平均漁 獲金額	総数	兼業		
		無動力 船隻数	船外機 付隻数	動力船		馬力数	業従業者数		専業(自 営漁業 のみ)			自営漁 業が主	自営漁 業が従	
				隻数	トン数		家族	雇用者						
														人
経営体	隻	隻	隻	t	馬力	人	人	人	万円	経営体	経営体	経営体	経営体	
S48	130	20	3	116	367.71	1,979	305	146	159	176	-	-	-	-
S53	124	1	12	118	324.33	2,249	246	129	117	147	120	40	66	14
S58	128	17	22	106	310.95	2,398	242	178	64	187	125	38	31	56
S63	102	1	45	75	268.72	2,201	201	152	49	232	99	11	36	52
H5	93	1	13	89	231.12	2,897	155	100	55	583	92	16	27	49
H10	86	0	15	82	239.12	3,309	183	93	90	1,434	83	30	26	27
H15	62	0	24	60	236.15	3,224	143	65	78	1,443	59	19	22	18
H20	49	0	18	45	211.2		85	40	45		47	28	6	13

資料：漁業センサス



第1章 本部町における現状と課題

3) 商業

本町における商業活動の推移をみると、商店数は昭和 63 年から減少傾向を示しており、平成 19 年には 246 店となり、昭和 63 年から 145 店減少している。

従業者数は、増減を繰り返しているが、平成 19 年には 747 人となり、昭和 63 年から 190 人減少している。

商品販売額は、増減はあるが概ね増加傾向を示している。平成 19 年には約 85 億円となり、昭和 57 年から約 34 億円増加している。

表 商業活動の推移

(単位: 店、人、百万円、%)

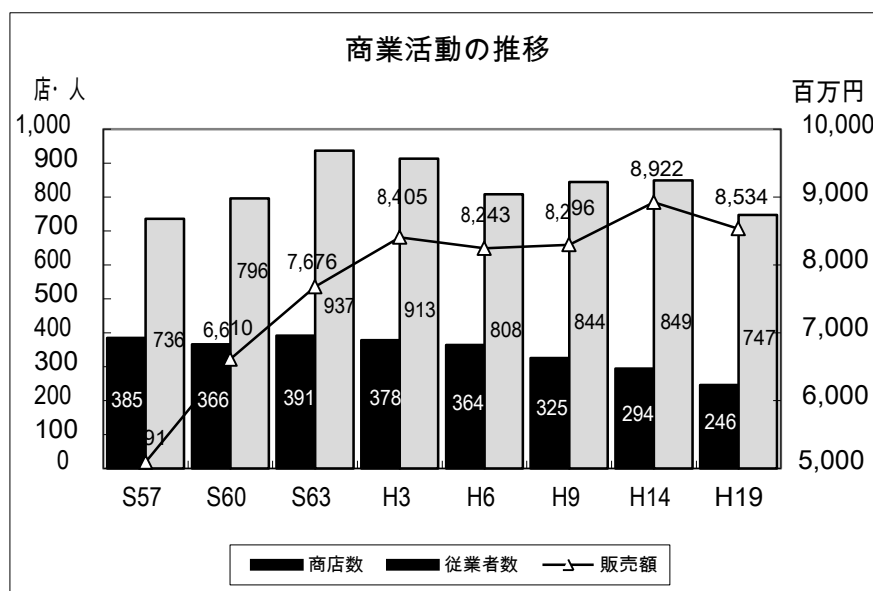
	S57	S60	S63	H3	H6	H9	H14	H19
商店数	卸売業	26	22	27	27	27	30	18
	小売業	359	344	364	351	337	295	228
	計	385	366	391	378	364	325	246
従業者	卸売業	100	89	104	97	85	125	81
	小売業	636	707	833	816	723	719	666
	計	736	796	937	913	808	849	747
販売額	卸売業	1,319	1,834	2,196	2,411	1,919	3,311	1,578
	小売業	3,772	4,776	5,480	5,995	6,324	4,986	6,956
	計	5,091	6,610	7,676	8,405	8,243	8,296	8,534

※飲食店を除いた数値。

資料：沖縄県の商業、商業統計調査

※調査期日：S57 年 6 月 1 日、S60 年 5 月 1 日、S63 年 6 月 1 日、H3 年 7 月 1 日、H6 年 7 月 1 日、H9 年 6 月 1 日、

H14 年 6 月 1 日、H19 年 6 月 1 日。本調査は H9 年以降から 5 年毎に実施。ただし、年間



第1章 本部町における現状と課題

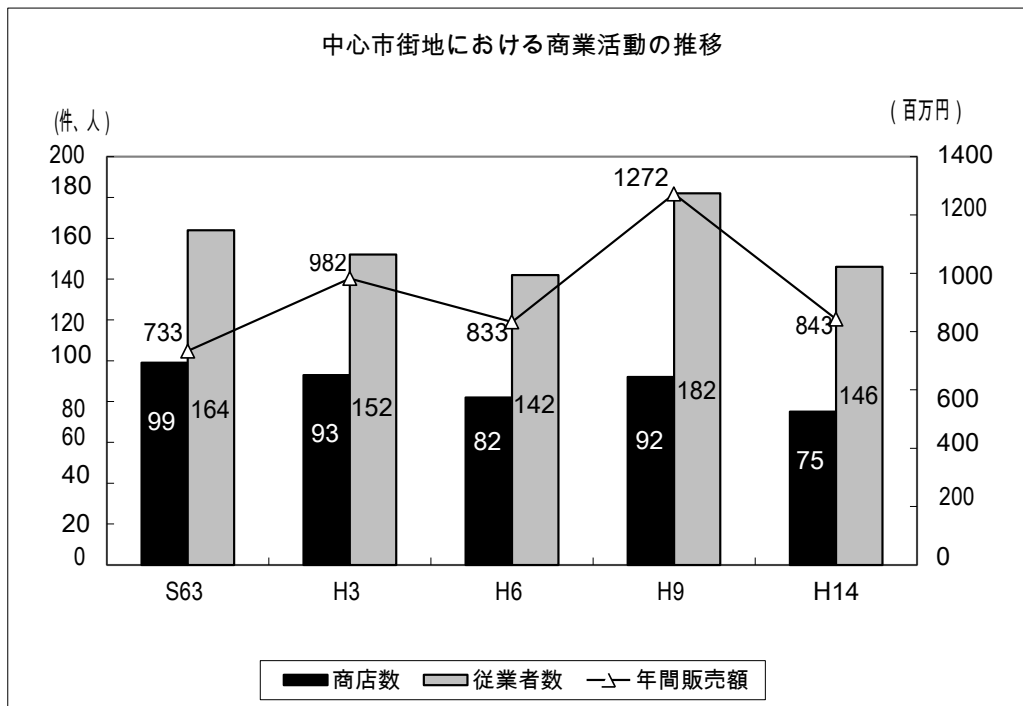
4) 中心商店街の状況

本町の中心商店街における商業活動の推移をみると、昭和63年には、99件あった店舗数が、平成14年においては75件と24件減少している。また、従業者数も昭和63年の164人から、平成14年には、146人と18人減少している。年間販売額については、増減を繰り返している。

■中心商店街における商業活動の推移

	S63	H3	H6	H9	H14
店舗数	99	93	82	92	75
従業者数 (人)	164	152	142	182	146
年間販売額 (百万円)	733	982	833	1,272	843
売場面積 (㎡)	2,838	2,820	2,591	3,472	2,753

資料：商業統計（立地環境特性別統計表）



注)「中心商店街」とは商業統計における「商業集積地」とする。また、平成16年商業統計においては、本町内に「商業集積地」は位置づけられていない。

第1章 本部町における現状と課題

5) 工業

本町における工業活動の推移をみると、事業所数は平成7年から平成20年まで35～40事業所程度のほぼ横ばいで推移しており、平成20年は39事業所となっている。

従業者数は、増減を繰り返している。平成20年は315人となっており、平成17年の335人から20人減少している。

出荷額は、増減はあるものの概ね増加傾向である。平成20年は約65億円と平成17年の約59億円から約6億円増加している。

表 工業活動の推移

(単位: 事業所、人、万円)

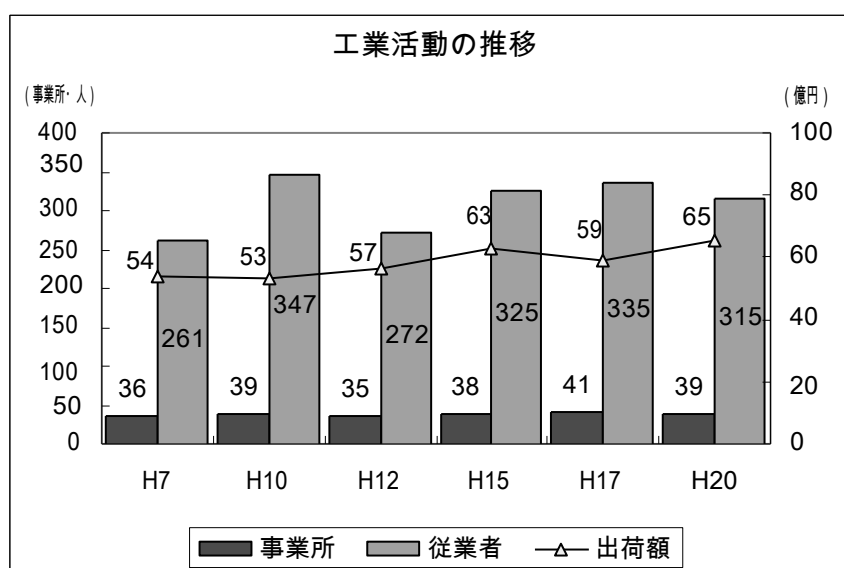
	H7			H10			H12			H15			H17			H20		
	事業所	従業者	出荷額	事業所	従業者	出荷額	事業所	従業者	出荷額	事業所	従業者	出荷額	事業所	従業者	出荷額	事業所	従業者	出荷額
食料品製造業	18	58	22,816	20	77	51,555	16	77	77,867	18	121	116,417	20	133	65,211	20	122	106,553
パynaッブル缶詰	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
砂糖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲料・たばこ・飼料	2	x	x	2	x	x	2	x	x	2	x	x	2	33	x	2	33	x
繊維(工業)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	x
衣服・その他の繊維製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
木材・木製品(家具を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家具・装飾品	1	x	x	1	x	x	-	-	-	1	x	x	-	-	-	1	2	x
パルプ・紙・紙加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
印刷・同関連産業(出版)	1	x	x	1	x	x	1	x	x	1	x	x	1	4	x	1	3	x
化学工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石油製品・石炭製品	1	x	x	1	x	x	1	x	x	1	x	x	1	7	x	1	7	x
プラスチック製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ゴム製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
窯業・土石製品	7	119	344,762	7	171	277,853	8	100	274,759	7	104	281,743	9	104	246,831	7	97	253,256
鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非鉄金属	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金属製品	3	x	x	5	47	50,523	3	x	x	5	49	52,910	5	45	54,756	4	44	67,659
一般機械器具	-	-	-	-	-	-	1	x	x	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信機械器具										-	-	-	-	-	-	-	-	-
電子部品・デバイス										-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸送用機械器具	1	x	x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精密機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
その他の製造業	2	x	x	2	x	x	3	7	2,818	3	7	3,612	3	9	2,384	2	5	x
合 計	36	261	540,009	39	347	534,185	35	272	565,529	38	325	630,674	41	335	586,612	39	315	651,075

※ 秘匿の必要がある場合は「x」で表示。

資料: 沖縄県の工業

※ 平成14年3月の日本標準産業分類の改定により、「出版業」は「情報通信業」に移行され、工業統計調査の対象外となった。

また、「電気機械器具」は「電気機械器具」、「情報通信機械器具」、「電子部品・デバイス」の3つに分割され、「武器製造業」は「その他の製造業」に統合された。



第1章 本部町における現状と課題

(5) 土地利用状況

1) 土地利用

本町の平成 17 年における土地利用状況は、山林が 2,344.4ha（43.2%）と最も広く、次に農地が 1,473.4ha（27.1%）、その他の自然地が 658.3ha（12.1%）、宅地が 562.5ha（10.4%）と続く。

自然的土地利用と都市的土地利用についてみると、自然的土地利用が 4,483.3ha（82.6%）と 8 割強を占め、都市的土地利用が 946.7ha（17.4%）と 2 割弱を占める。

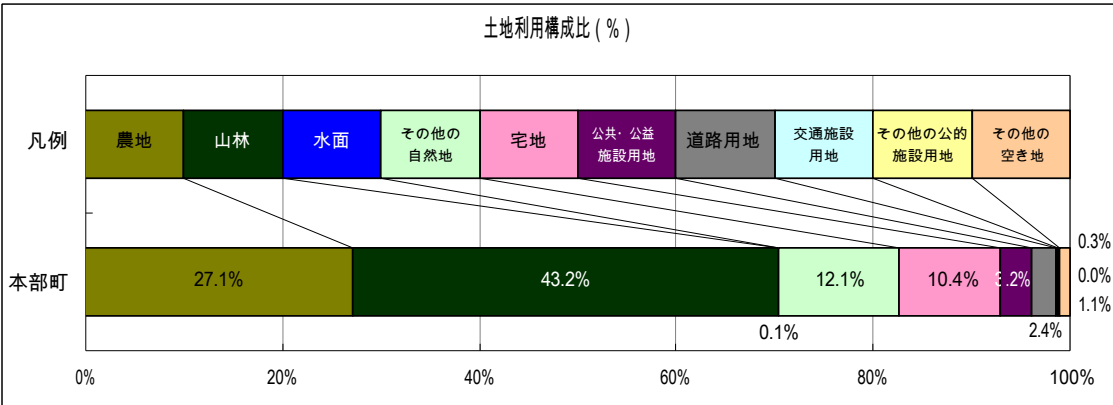
地目別民有地面積の推移をみると、宅地は増加傾向だが、畑及び原野は減少傾向である。特に原野は、昭和 50 年の 2,549.1ha から平成 19 年は 2,224.8ha となり、約 324ha 減少している。原野の減少により、本部町の緑が減少していることがうかがえる。

※原野とは、「耕作の方法によらないで雑草、かん木類の生育する土地（不動産登記事務取扱手続準則第 68 条 11 号）」と定義され、主として農地としての利用には適していない等の理由で、人の手が加えられずに雑草やかん木類が生えたままの状態です長年放置されてきた土地を指す。

表 土地利用状況												(単位: ha)							
自然的土地利用						小計	都市的土地利用							小計	合計	可住地	非可住地		
農地		小計	山林	水面	その他の自然地		宅地			公共・公益用地	道路用地	交通施設用地	公的施設用地					その他の空地	
田	畑						住宅用地	商業用地	工業用地										小計
0.0	1,473.4	1,473.4	2,344.4	7.2	658.3	4,483.3	362.9	181.5	18.1	562.5	174.9	129.2	17.2	1.7	61.2	946.7	5,430.0	4,295.3	1,134.7
0.0%	27.1%	27.1%	43.2%	0.1%	12.1%	82.6%	6.7%	3.3%	0.3%	10.4%	3.2%	2.4%	0.3%	0.0%	1.1%	17.4%	100.0%	79.1%	20.9%

資料：平成 18 年 都市計画基礎調査

※数値は土地利用現況図より求積した。そのため町全面積と誤差が生じたが、誤差分は、それぞれの分類項目の割合で調整した。
※非可住地は「商業用地」の中で敷地面積 1ha 以上の大規模施設用地、「水面」、「その他の自然地」、「公共・公益用地」、「道路用地」、「その他の公的施設用地」これらの他、土地利用状況に関係なく全ての工業専用地域。



第1章 本部町における現状と課題

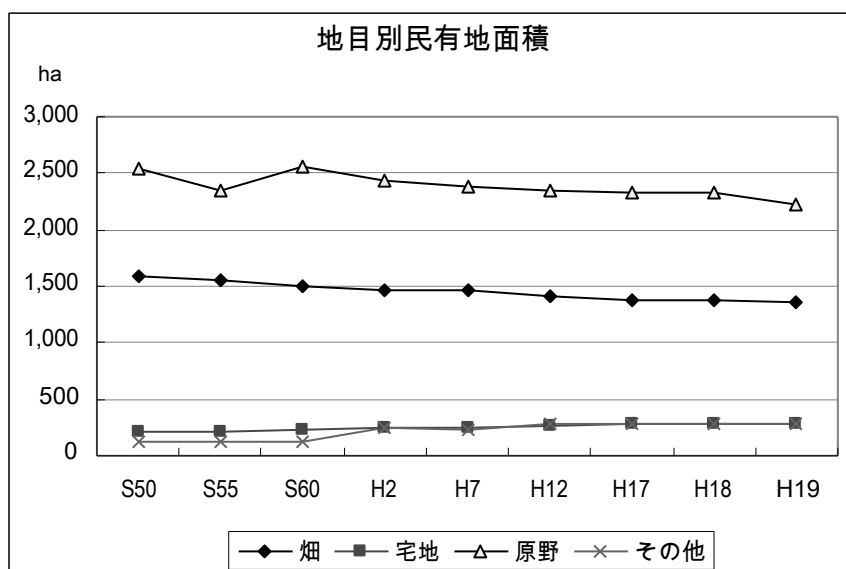
表 地目別民有地面積

(単位: ha、%)

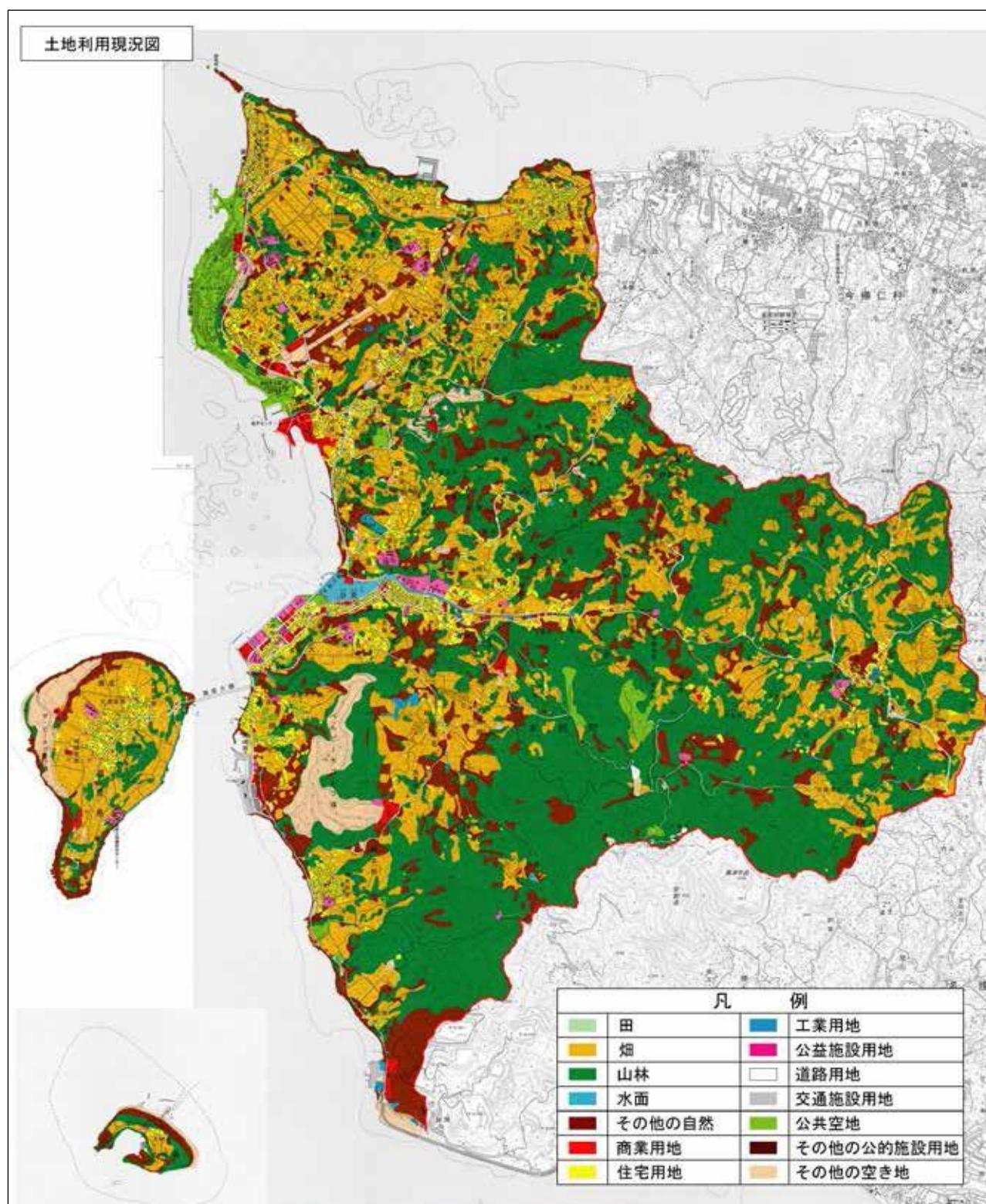
	総 数	畑		宅地		原野		その他 (池沼、牧場、雑種地等)	
			構成比		構成比		構成比		構成比
S50	4,465.2	1,588.2	35.6%	205.3	4.6%	2,549.1	57.1%	122.5	2.7%
S55	4,237.5	1,549.6	36.6%	218.5	5.2%	2,341.4	55.3%	128.0	3.0%
S60	4,391.9	1,495.6	34.1%	225.6	5.1%	2,551.0	58.1%	119.7	2.7%
H2	4,391.3	1,473.4	33.6%	241.6	5.5%	2,436.2	55.5%	240.0	5.5%
H7	4,336.7	1,464.0	33.8%	250.6	5.8%	2,386.7	55.0%	235.5	5.4%
H12	4,309.0	1,417.6	32.9%	265.9	6.2%	2,350.7	54.6%	274.9	6.4%
H17	4,263.3	1,383.2	32.4%	275.8	6.5%	2,330.7	54.7%	273.7	6.4%
H18	4,252.9	1,372.6	32.3%	276.0	6.5%	2,329.3	54.8%	274.9	6.5%
H19	4,140.1	1,362.7	32.9%	275.4	6.7%	2,224.8	53.7%	277.3	6.7%

※各年 1 月 1 日現

資料：沖縄県統計年鑑



第1章 本部町における現状と課題



第1章 本部町における現状と課題

■地区別土地利用現況														都市的土地利用										単位：ha
字 名	自然的土地利用						宅地								道 路	交通施設用地	その他の施設用地	その他の空地	小 計	合 計	非 可 住 地			
	農地		小 計	山 林	水 面	その他の自然 地	住 宅 用 地	商 業 用 地	工 業 用 地	小 計	公 共 ・ 公 益 用 地													
	田	畑																						
謝花	---	14.3	14.3	12.0	0.0	3.5	8.2	0.2	0.1	8.5	0.7	1.6	0.0	0.0	0.6	11.4	41.2	5.8						
北里	---	71.4	71.4	31.6	0.0	16.9	11.2	0.2	0.0	11.4	7.0	4.8	0.0	0.0	2.9	26.1	146.0	28.7						
嘉津宇	---	35.9	35.9	57.5	0.0	7.8	7.0	0.2	0.0	7.2	0.1	2.6	0.0	0.0	0.0	9.9	111.1	10.5						
具志堅	---	83.1	83.1	64.1	0.0	27.7	21.5	0.9	0.4	22.8	0.2	4.9	0.0	0.0	2.9	30.8	205.7	32.8						
新里	---	38.3	38.3	22.5	0.0	5.5	12.1	0.5	0.1	12.7	0.2	3.0	3.8	0.0	0.9	20.6	86.9	12.5						
備瀬	---	71.4	71.4	16.6	0.0	12.4	20.8	1.8	0.1	22.7	14.3	5.6	0.1	0.0	1.3	44.0	144.4	33.0						
石川	---	27.2	27.2	13.7	0.0	7.2	9.6	2.9	0.0	12.5	23.9	0.0	0.0	0.0	4.7	41.1	89.2	33.1						
山川	---	20.6	20.6	16.0	0.1	5.3	42.0	19.8	6.2	0.0	26.0	44.5	5.6	0.2	0.0	9.2	85.5	55.7						
豊原	---	36.6	36.6	8.0	0.0	30.8	75.4	7.2	0.1	7.8	0.0	2.8	0.0	0.0	8.0	18.6	94.0	33.6						
並里	---	88.4	88.4	277.7	0.6	52.7	419.4	12.1	1.8	0.8	14.7	22.1	7.7	0.0	1.5	46.0	465.4	83.1						
伊野波	---	72.9	72.9	159.4	0.7	49.0	282.0	15.5	3.3	0.5	19.3	1.7	4.4	0.3	0.0	1.6	27.3	309.3	58.1					
山里	---	44.9	44.9	121.7	0.0	38.5	205.1	9.9	0.0	0.3	10.2	0.8	4.9	0.0	0.0	2.8	18.7	223.8	44.2					
野原	---	28.3	28.3	13.2	0.0	3.8	45.3	8.8	0.2	0.0	9.0	2.1	1.1	0.0	0.0	1.1	13.3	58.6	7.0					
浜元	---	18.0	18.0	12.6	0.2	5.0	35.8	11.4	11.6	0.1	23.1	4.1	4.6	0.0	0.0	0.3	32.1	67.9	24.4					
浦崎	---	23.1	23.1	21.0	0.1	6.1	50.3	10.0	0.2	0.1	10.3	0.2	3.4	0.0	0.0	2.4	16.3	66.6	9.8					
古島	---	15.4	15.4	48.9	0.2	7.3	71.8	6.0	2.2	0.0	20.1	0.1	2.2	0.0	0.0	12.5	23.0	94.8	22.9					
大堂	---	32.0	32.0	54.3	0.3	5.4	92.0	4.5	0.0	0.0	4.5	0.0	2.0	0.0	0.0	6.5	98.5	7.7						
辺名地	---	73.1	73.1	170.7	0.6	54.6	299.0	12.6	0.6	0.7	13.9	0.4	4.0	0.1	0.7	0.1	19.2	318.2	60.4					
大浜	---	13.8	13.8	11.0	0.5	4.5	29.8	11.7	5.3	0.0	17.0	9.0	8.2	0.2	0.0	0.2	34.6	64.4	25.1					
谷茶	---	2.4	2.4	0.0	0.0	5.0	7.4	6.8	1.3	0.5	8.6	7.4	3.2	0.8	0.0	0.0	20.0	27.4	16.4					
渡久地	---	12.0	12.0	12.2	2.0	11.5	37.7	13.7	2.5	2.6	18.8	11.1	6.1	0.3	0.0	0.8	37.1	74.8	31.4					
東	---	5.2	5.2	5.3	1.8	7.9	20.2	13.1	0.6	0.6	14.3	4.4	2.3	0.1	0.0	0.0	21.1	41.3	16.5					
大嘉陽	---	37.6	37.6	160.3	0.0	23.2	221.1	4.2	0.1	0.6	4.9	1.9	3.9	0.0	1.0	1.7	13.4	234.5	30.0					
瀬底	---	145.6	145.6	70.1	0.0	50.1	265.8	31.9	2.6	0.4	66.0	4.1	4.2	0.0	0.0	34.2	77.4	343.2	91.0					
崎本部	---	82.3	82.3	266.8	0.0	96.4	445.5	20.9	10.3	3.6	81.2	6.7	13.5	11.2	0.0	58.1	124.3	569.8	177.4					
健堅	---	64.5	64.5	74.2	0.1	24.6	163.4	18.6	2.1	4.1	56.3	4.2	2.8	0.1	0.0	32.3	64.2	227.6	64.5					
伊豆味	---	315.1	315.1	623.0	0.0	95.6	1,033.7	33.8	2.9	2.0	38.7	3.7	19.8	0.0	0.0	2.0	64.2	1,097.9	119.1					
合 計		1,473.4	1,473.4	2,344.4	7.2	658.3	4,483.3	362.9	60.6	18.1	562.5	174.9	129.2	17.2	1.7	182.1	946.7	5,430.0	1,134.7					

資料：平成18年都市計画基礎調査

資料：平成 18 年 都市計画基礎調査

第1章 本部町における現状と課題

2) 土地利用規制

本町全域が本部都市計画区域であり、面積は約 5,430ha（平成 17 年国勢調査）である。また、沖縄県内で唯一用途地域が指定されていない都市計画区域である。

建築基準法の規定に基づく白地地域の建築形態規制区域として、特殊基準区域（大浜、谷茶、渡久地、東区域（容積率/建ぺい率：200/70、面積：143.9ha）、備瀬区域（容積率/建ぺい率：100/60、面積：69.1ha）と一般基準適用区域（特殊基準区域を除く用途地域の指定のない区域全域（容積率/建ぺい率：200/60、面積：5,217.0ha）が指定されている。

農業振興地域に関する法律（農振法）に基づく農業振興地域として 4,420ha が指定され、うち農用地が 1,698ha となっている。

森林法に基づく地域森林計画対象民有地 2,092ha、保安林 106ha が指定されている。

また、自然公園法に基づく自然公園地域として、沖縄海岸国定公園 658ha が指定されている。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）に基づく急傾斜地崩壊危険区域が 5.3ha 指定されている。

表 都市計画法による区域区分

(単位：ha)

都市計画区域		用途地域指定 区域面積	用途地域指定外 区域面積
最終決定年月日	面積		
S48.9.10	5,430	-	5,430

資料：平成 17 年 国勢調査

表 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

単位：ha

区域名	指定面積	指定年月日
大浜	0.9	平成 10 年 2 月 10
東	6.0	平成 10 年 2 月 10
東(3)	1.0	平成 18 年 2 月 21
谷茶	1.5	平成 13 年 2 月 13
伊豆味	0.1	平成 15 年 6 月 17
渡久地	0.9	平成 16 年 6 月 1
渡久地(3)	0.6	平成 18 年 5 月 30
合 計	10.9	

資料：沖縄県海岸防災課

表 農振法による農振・農用地区域

(単位：ha)

農業振興地域		農用地区域	
指定年月日	面積	指定年月日	面積
S51.2.2	4,420	S52.3.30	1,698

資料：平成 17 年 沖縄県土地利用規制現況図説明書

表 森林法による地域森林計画対象民有林及び保安林

(単位：ha、%)

本部町 (A)		沖縄県 (B)		A / B	
対象民有林	保安林	対象民有林	保安林	対象民有林	保安林
2,092	106	105,037	12,556	2.0	0.8

資料：平成 17 年 沖縄県土地利用規制現況図説明書

表 自然公園法による自然公園地域

(単位：ha)

公園名		陸 域						海域	合計
		特別保 護地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計		
沖縄海岸 国定公園	本部町 (A)	32	79	64	179	304	658	-	658
	沖縄県 (B)	718	353	3,168	3,093	2,954	10,286	26,173	36,459
	A / B	4.5%	22.4%	2.0%	5.8%	10.3%	6.4%	0.0%	1.8%

※平成 20 年 4 月 1 日

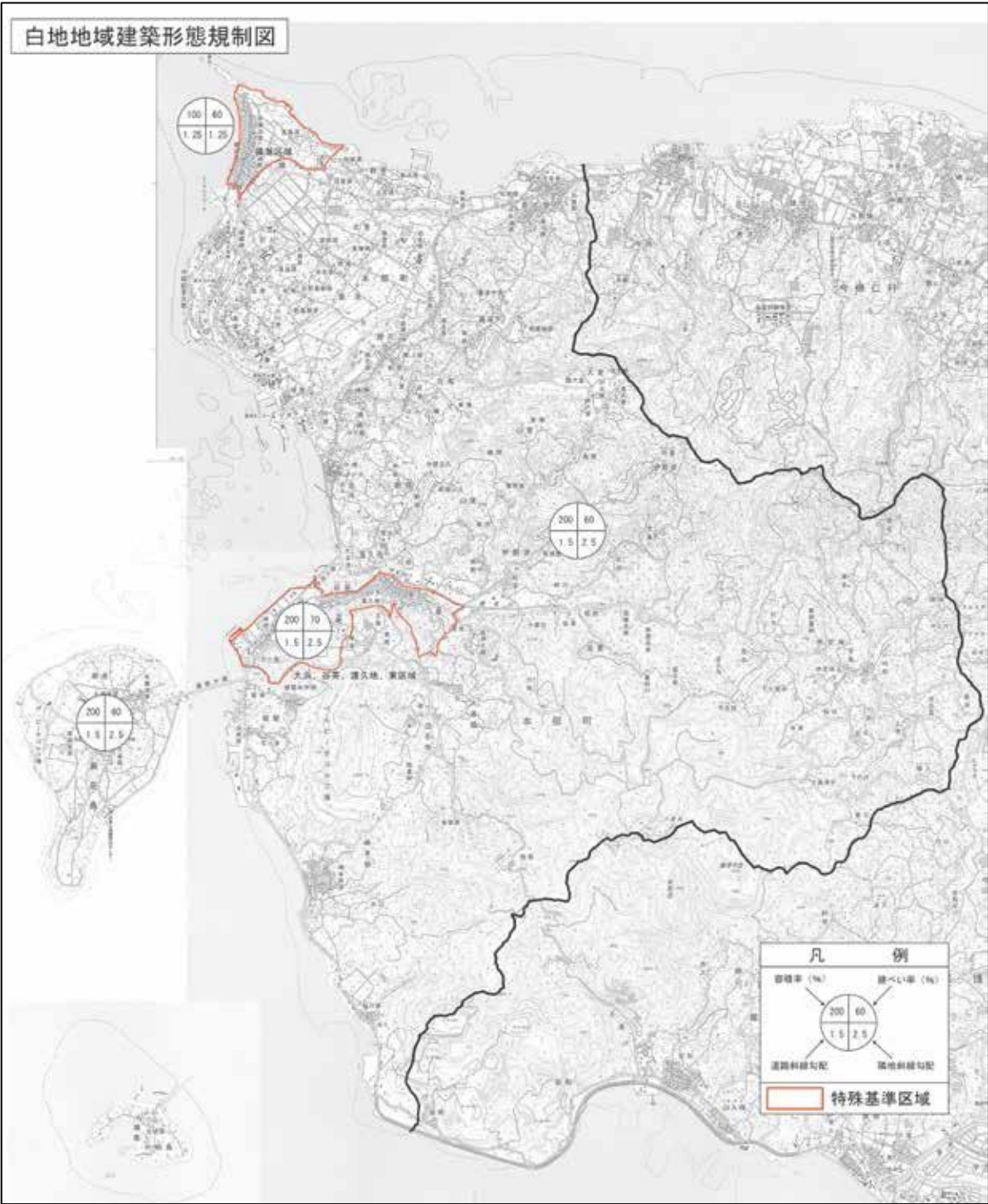
資料：沖縄県自然保護課

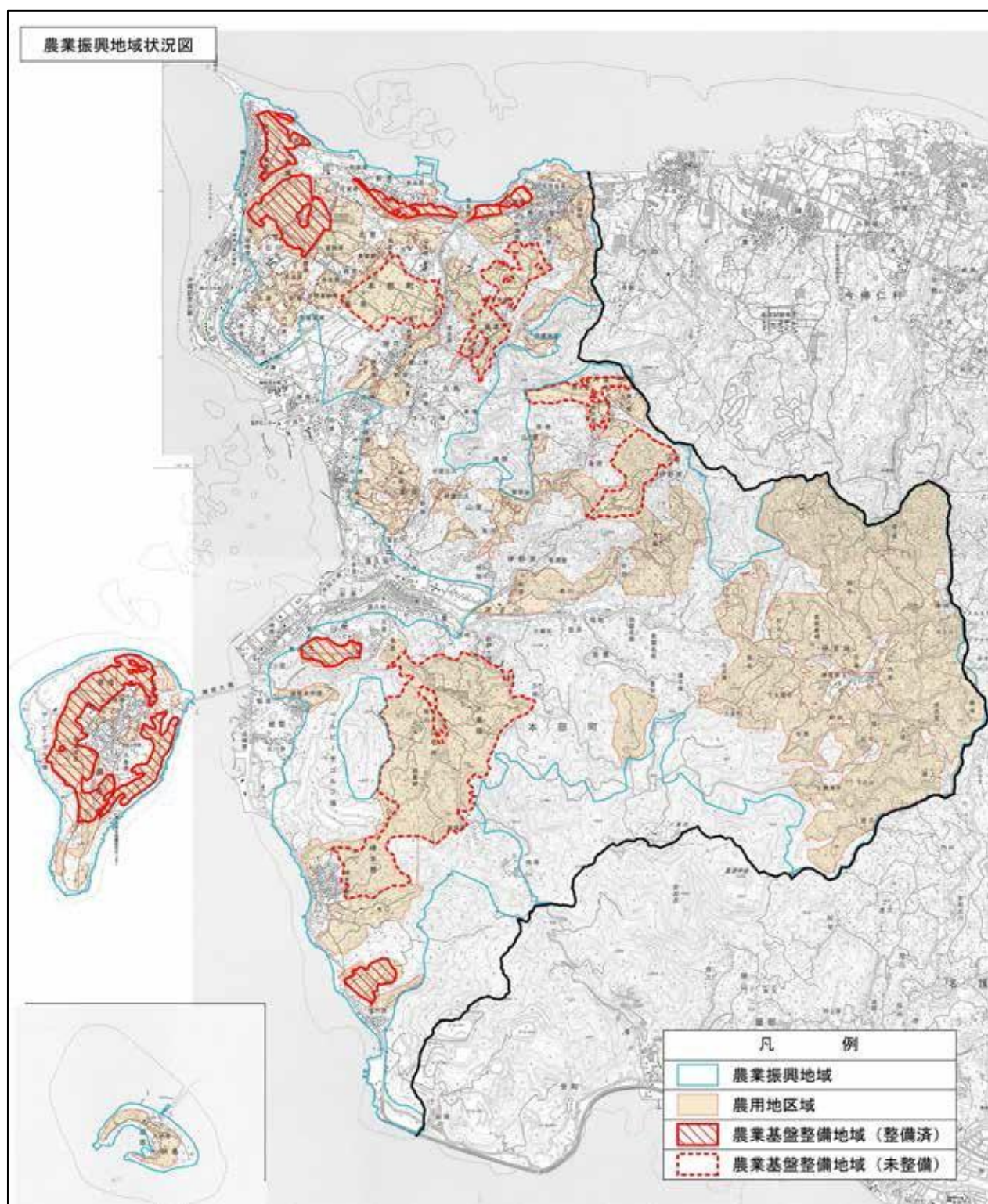
第1章 本部町における現状と課題

表 白地地域の建築形態規制の区域区分 (単位: ha)

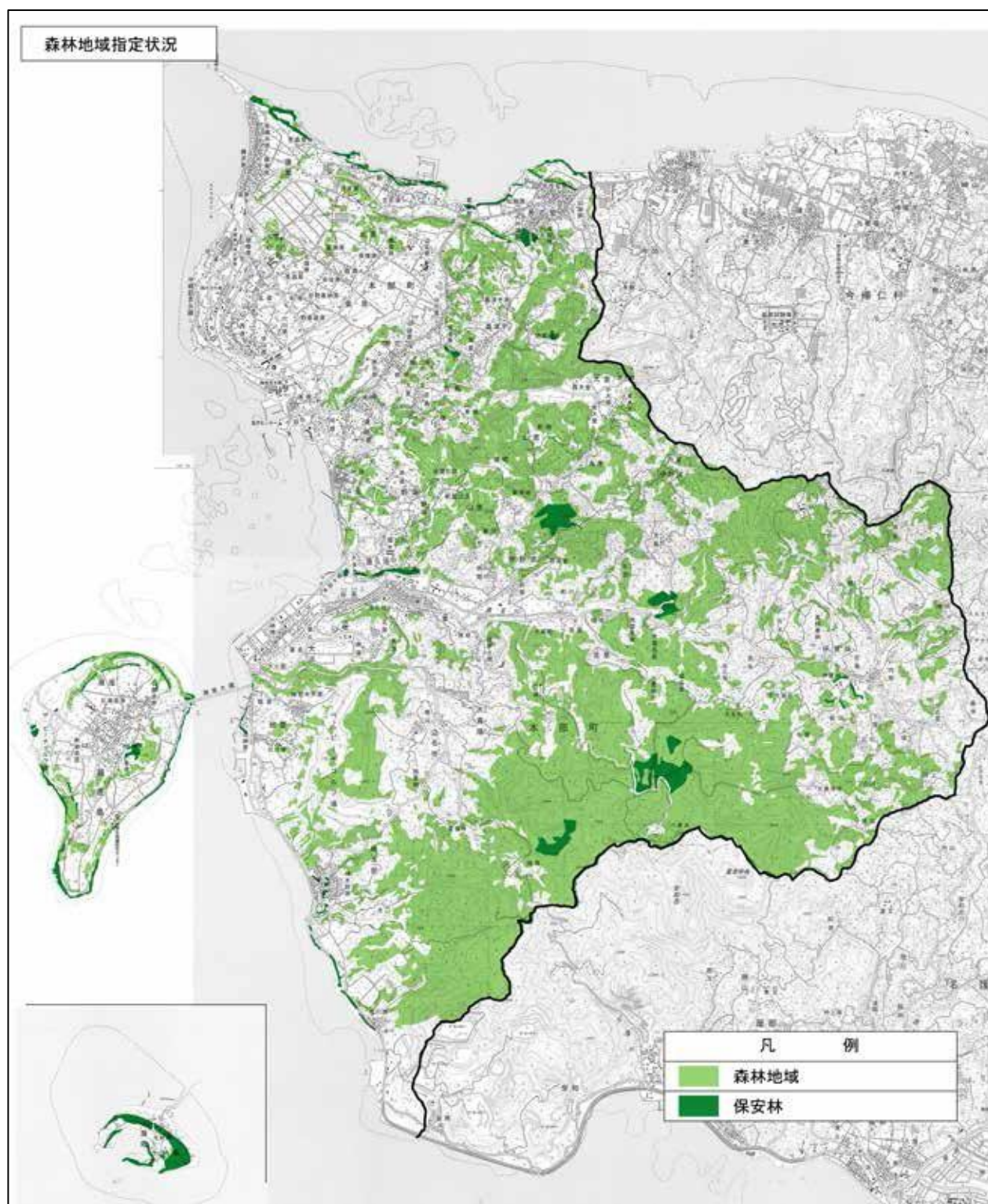
	区 域 名	容 積 率/建 ぺ い	面 積
特殊基準区域	大浜、谷茶、渡久地、東区域	200/70	143.9
	備瀬区域	100/60	69.1
一般基準適用区域	上記を除く用途地域の指定のない区域全域	200/60	5,217.0

資料:平成16年 白地地域建築形態規制図作成等業務

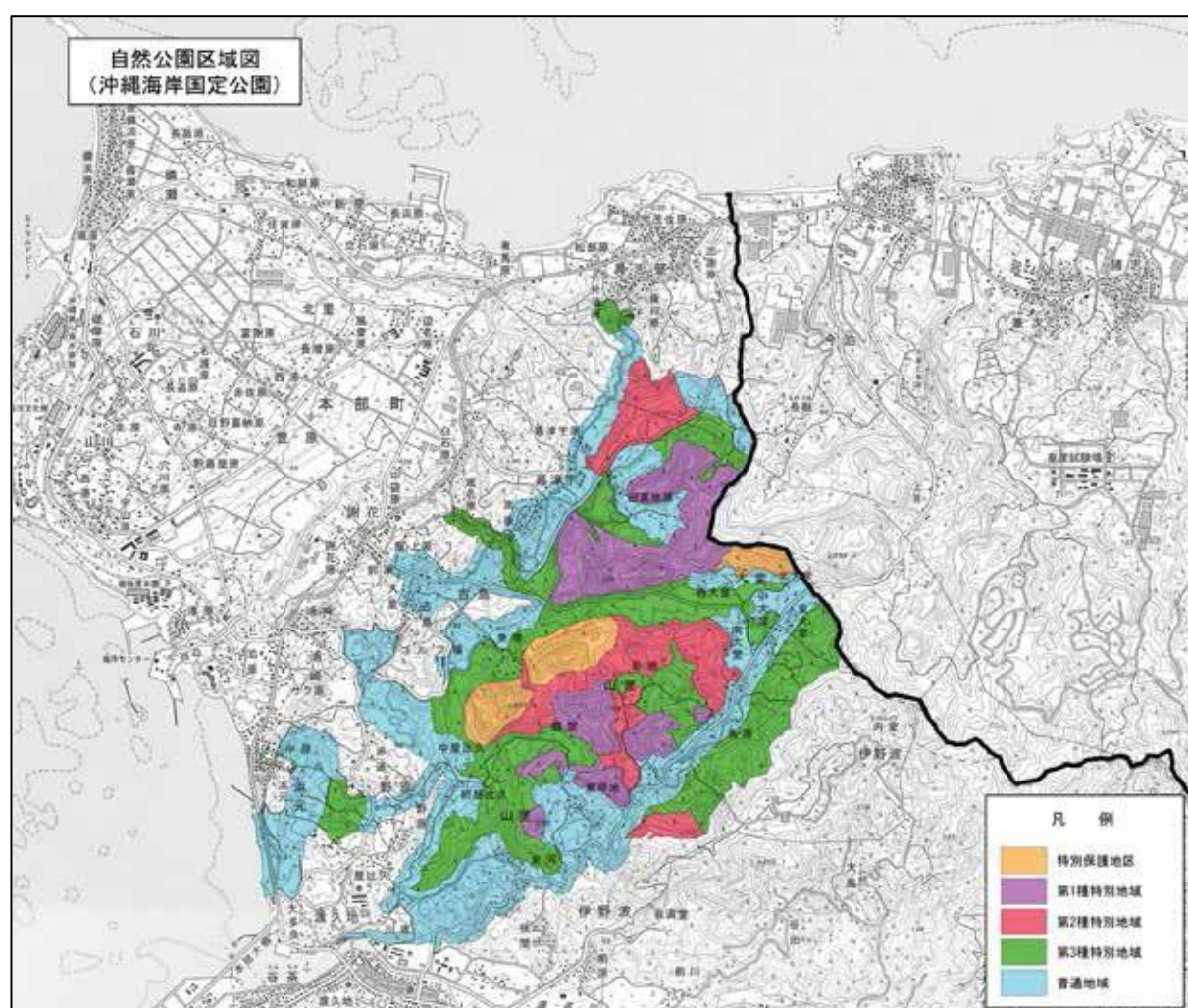




第1章 本部町における現状と課題



第1章 本部町における現状と課題



第1章 本部町における現状と課題

(6) 建物

1) 建物用途現況

本町の建物用途現況をみると、本部町全体で9,903棟の建物があり、そのうち住居系(8,305棟、83.9%)が最も多く、次いでその他(673棟、6.8%)、商業系(525棟、5.3%)、農業系(309棟、3.1%)、工業系(91棟、0.9%)となっている。

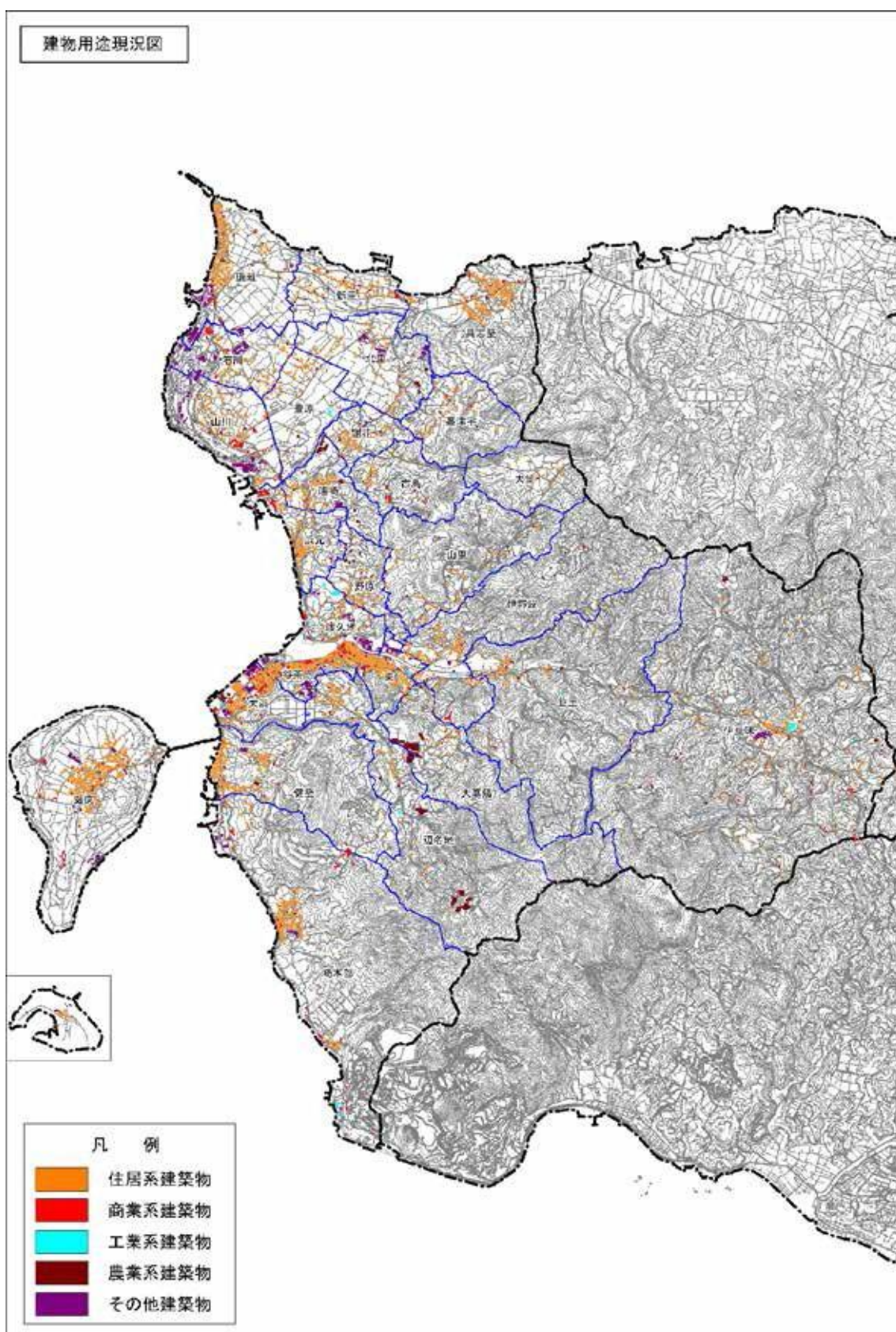
■地域別建物用途別棟数

単位：棟

		住居系	商業系	工業系	農業系	その他	合計
北部地域	棟数	2,360	139	10	75	326	2,910
	割合	81.1%	4.8%	0.3%	2.6%	11.2%	100.0%
中北部地域	棟数	1,580	92	19	90	65	1,846
	割合	85.6%	5.0%	1.0%	4.9%	3.5%	100.0%
中南部地域	棟数	1,960	137	35	83	156	2,371
	割合	82.7%	5.8%	1.5%	3.5%	6.6%	100.0%
南部地域	棟数	1,787	107	21	31	97	2,043
	割合	87.5%	5.2%	1.0%	1.5%	4.7%	100.0%
東部地域	棟数	618	50	6	30	29	733
	割合	84.3%	6.8%	0.8%	4.1%	4.0%	100.0%
本部町	棟数	8,305	525	91	309	673	9,903
	割合	83.9%	5.3%	0.9%	3.1%	6.8%	100.0%

資料：H18 都市計画基礎調査

※ その他の用途とは公共施設や病院、倉庫等である。



第1章 本部町における現状と課題

2) 開発動向

本町における平成13年～平成20年の開発許可状況をみると、平成13年～平成15年の3年間は0件であるが、平成16年に2件、平成17年～平成19年には毎年3件あり、近年、開発動向がみられることがわかる。

予定建築物の用途をみると、宅地分譲が12件中6件と、半数を占めている。

＜開発許可状況＞

年次	住宅	商業	工業	農林漁業	その他	合計
平成13年	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)
平成14年	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)
平成15年	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)
平成16年	3,634.00 ㎡ (1 件)	29,228.12 ㎡ (1 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	32,862.12 ㎡ (2 件)
平成17年	56,125.49 ㎡ (2 件)	0 ㎡ (0 件)	29,897.87 ㎡ (1 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	86,023.36 ㎡ (3 件)
平成18年	7,666.97 ㎡ (1 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	13,614.40 ㎡ (1 件)	9,043.00 ㎡ (1 件)	30,324.37 ㎡ (3 件)
平成19年	177,602.70 ㎡ (3 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	177,602.70 ㎡ (3 件)
平成20年	34,674.07 ㎡ (1 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	0 ㎡ (0 件)	34,674.07 ㎡ (1 件)

資料：「開発許可データ」沖縄県

■開発許可一覧

年月日	開 発 区 域		自己用又は非自己用の別	予定建築物の用途
	住所	面積 (㎡)		
H16.9.22	本部町字備瀬	29,228	自己の業務用	宿泊施設及び飲食施設
H17.3.10	本部町字辺名地	3,634	非自己居住用	共同住宅
H17.11.29	本部町字豊原	29,898	自己の業務用	農産品加工工場及び事務所
H17.5.31	本部町字山川	9,059	非自己居住用	宅地分譲
H18.3.31	本部町字山里	47,066	非自己居住用	宅地分譲 (住宅)
H18.9.13	本部町字石川	7,667	非自己居住用	宅地分譲 (住宅)
H19.2.16	本部町字石川	9,043	自己の業務用	事務所、倉庫、車庫
H19.3.29	本部町字具志堅	13,614	自己の業務用	複合用途建築物 (店舗兼展示場集会場)
H19.6.29	本部町字瀬底	167,394	非自己居住用	condominium、宅地分譲
H19.11.13	本部町字伊野波	4,993	非自己居住用	一戸建ての住宅
H20.2.14	本部町字瀬底	5,215	非自己居住用	宅地分譲
H20.11.10	本部町字伊野波	34,674	非自己居住用	宅地分譲

資料：「開発許可データ」沖縄県

第1章 本部町における現状と課題

3) 新築動向

平成8年～平成20年における新築動向をみると、町全体で973件であり、うち住宅が739件（76.0%）、商業が130件（13.4%）、工業が46件（4.7%）、その他が58件（6.0%）となっている。

地区別の動向を見ると、瀬底が最も多く125件であり、次いで伊豆味が88件、崎本部67件、大浜60件となっている。逆に新築動向があまりみられない地区は、大堂が4件と最も少なく、次いで、謝花の11件、嘉津宇及び大嘉陽の12件となっている。

また、商業系の建築動向をみると、瀬底が30件と最も多く、次いで大浜の18件、崎本部及び山川の13件となっている。

次に工業系の新築動向をみると、崎本部が10件で最も多く、次いで瀬底の5件となっている。

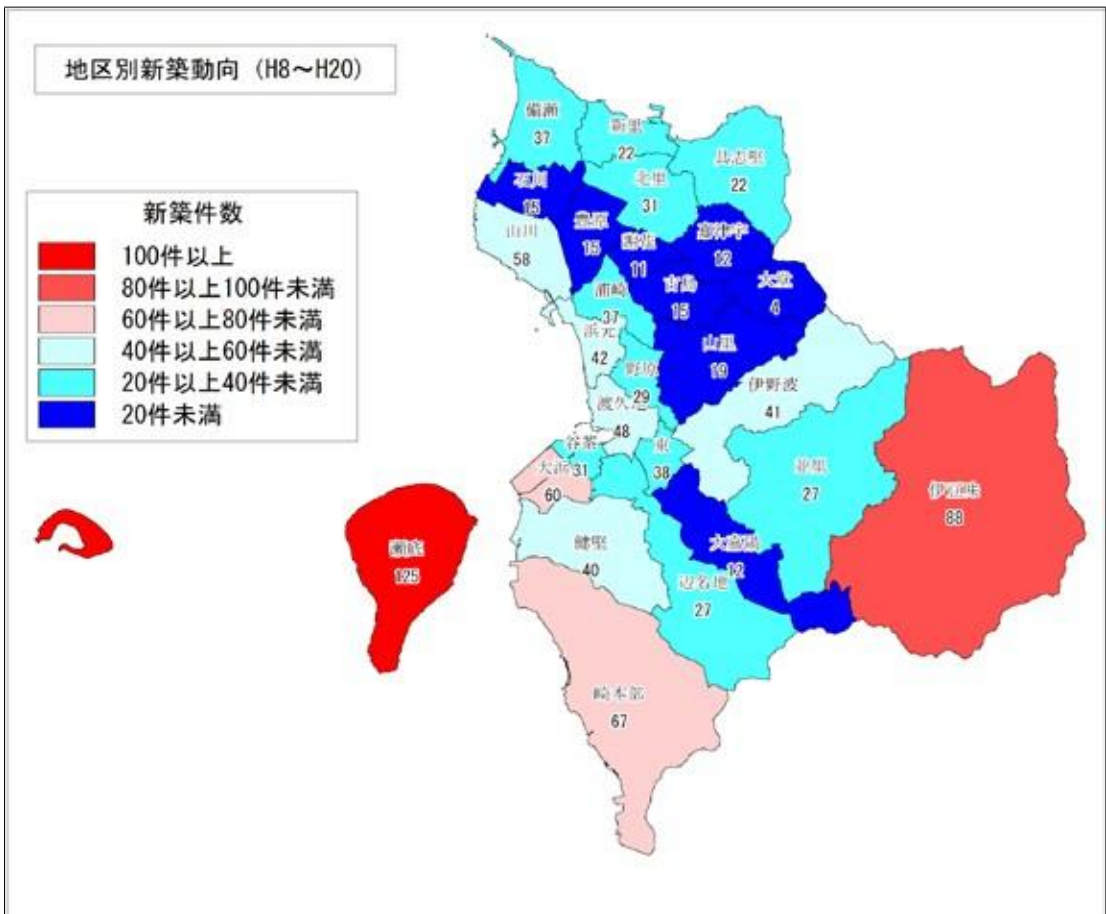
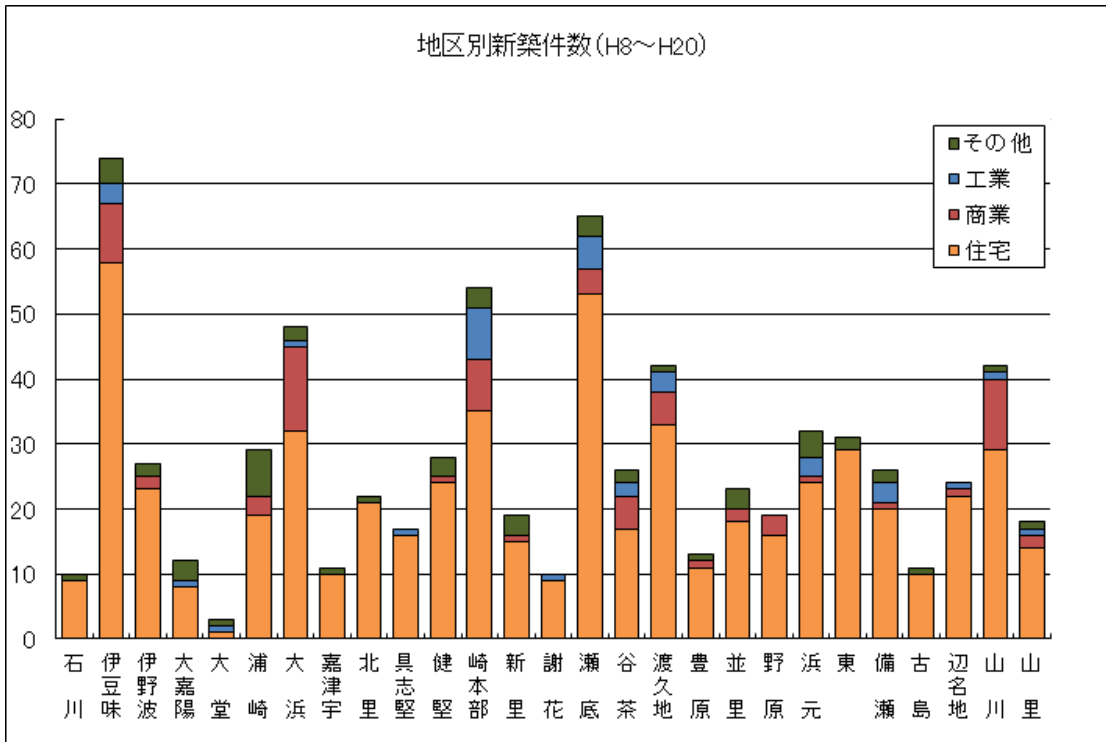
■地区別新築状況（H8～H20）

地区名	新築物件								
	合計	住宅		商業		工業		その他	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
石川	15	10	66.7%	4	26.7%	0	0.0%	1	6.7%
伊豆味	88	70	79.5%	10	11.4%	3	3.4%	5	5.7%
伊野波	41	35	85.4%	3	7.3%	0	0.0%	3	7.3%
大嘉陽	12	8	66.7%	0	0.0%	1	8.3%	3	25.0%
大堂	4	2	50.0%	0	0.0%	1	25.0%	1	25.0%
浦崎	37	23	62.2%	6	16.2%	1	2.7%	7	18.9%
大浜	60	39	65.0%	18	30.0%	1	1.7%	2	3.3%
嘉津宇	12	11	91.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	8.3%
北里	31	27	87.1%	0	0.0%	3	9.7%	1	3.2%
具志堅	22	19	86.4%	2	9.1%	1	4.5%	0	0.0%
健堅	40	36	90.0%	1	2.5%	0	0.0%	3	7.5%
崎本部	67	41	61.2%	13	19.4%	10	14.9%	3	4.5%
新里	22	18	81.8%	1	4.5%	0	0.0%	3	13.6%
謝花	11	10	90.9%	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%
瀬底	125	83	66.4%	30	24.0%	5	4.0%	7	5.6%
谷茶	31	19	61.3%	8	25.8%	2	6.5%	2	6.5%
渡久地	48	37	77.1%	6	12.5%	4	8.3%	1	2.1%
豊原	15	13	86.7%	1	6.7%	0	0.0%	1	6.7%
並里	27	21	77.8%	2	7.4%	1	3.7%	3	11.1%
野原	29	24	82.8%	3	10.3%	2	6.9%	0	0.0%
浜元	42	34	81.0%	1	2.4%	3	7.1%	4	9.5%
東	38	34	89.5%	2	5.3%	0	0.0%	2	5.3%
備瀬	37	30	81.1%	2	5.4%	3	8.1%	2	5.4%
古島	15	14	93.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%
辺名地	27	24	88.9%	2	7.4%	1	3.7%	0	0.0%
山川	58	42	72.4%	13	22.4%	2	3.4%	1	1.7%
山里	19	15	78.9%	2	10.5%	1	5.3%	1	5.3%
本部町合計	973	739	76.0%	130	13.4%	46	4.7%	58	6.0%

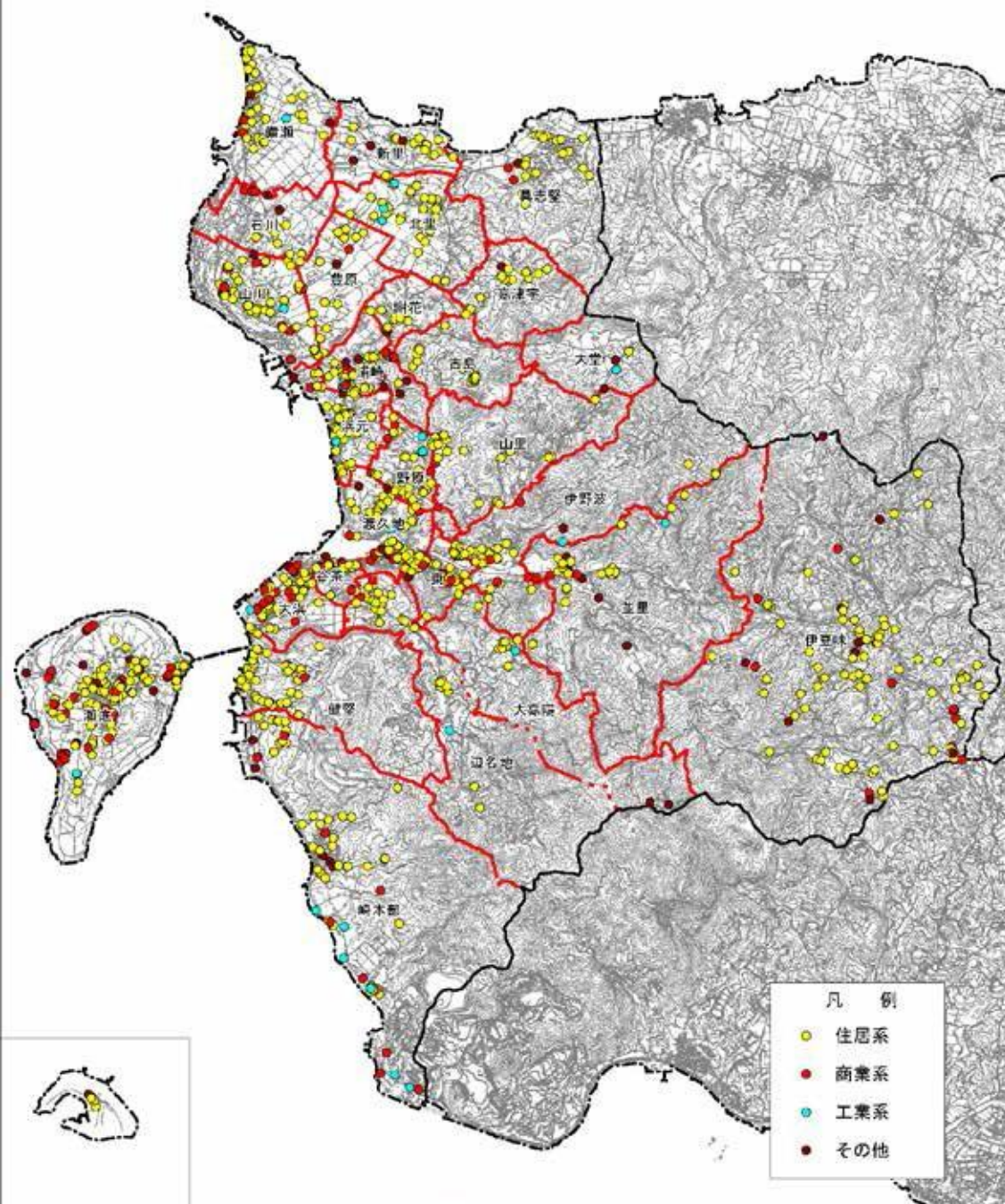
注) 増、改築は除く。

資料：建築概要書

第1章 本部町における現状と課題



新築建物動向図（H8～H20）



第1章 本部町における現状と課題

4) 住宅着工統計

本町における平成13年～平成19年の住宅着工件数をみると、平成13年は85件であったが、平成19年には140件と増加傾向にある。

また、住宅種別でみると、持家の件数自体にあまり増加はみられないが、貸家の件数が増加している。着工件数に占める貸家の割合をみると、平成13年は約48.2%であったが、平成19年には70.0%となっている。

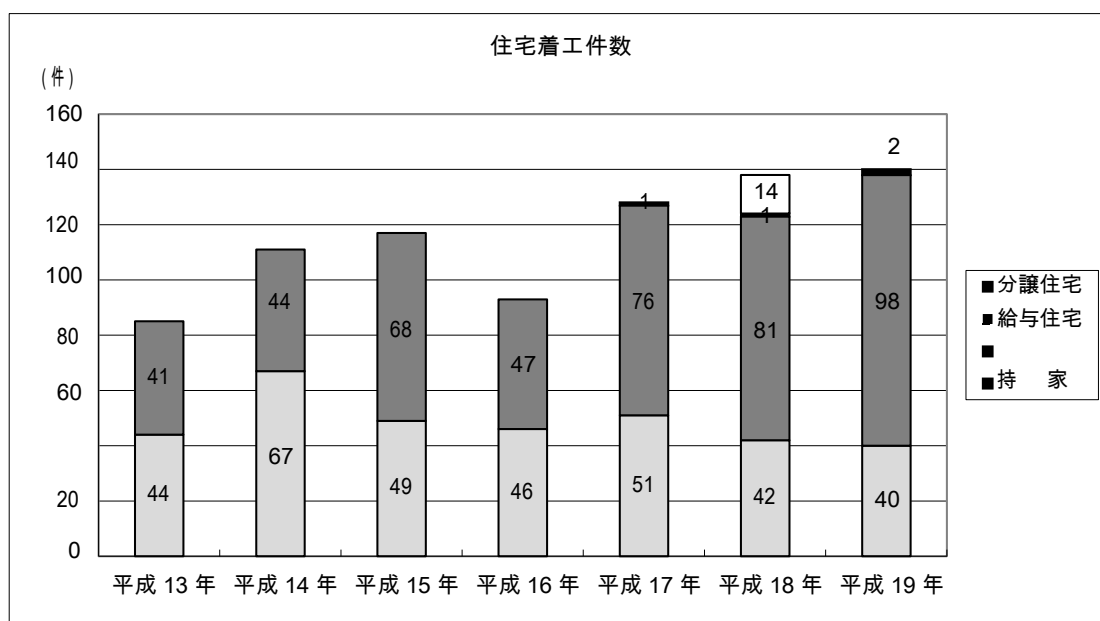
さらに、平成17年以降分譲住宅の着工もみられる。

■住宅着工件数

単位：件、%

		平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
持家	件数	44	67	49	46	51	42	40
	割合	51.8%	60.4%	41.9%	49.5%	39.8%	30.4%	28.6%
貸家	件数	41	44	68	47	76	81	98
	割合	48.2%	39.6%	58.1%	50.5%	59.4%	58.7%	70.0%
給与住宅	件数	0	0	0	0	0	1	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%
分譲住宅	件数	0	0	0	0	1	14	2
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	10.1%	1.4%
計		85	111	117	93	128	138	140

資料：住宅着工統計



第1章 本部町における現状と課題

(7) 道路

1) 道路網

本町における道路網は、国道 449 号、国道 505 号、名護本部線（県道 84 号線）、県道 114 号線、県道 115 号線及び瀬底健堅線（県道 172 号線）を幹線道路として形成されている。

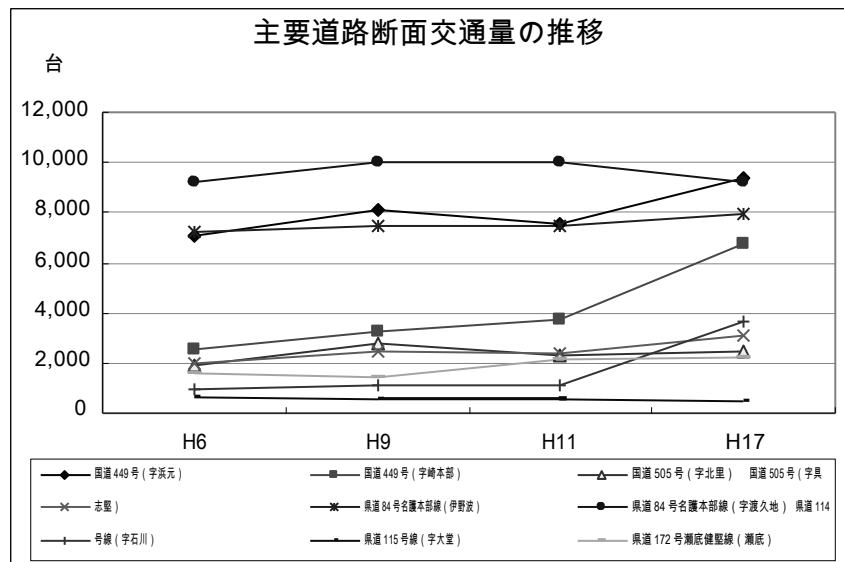
平成 17 年において混雑度が 1 を越えている道路は、国道 449 号の浜元地点（混雑度：1.23）と、名護本部線（県道 84 号線）の渡久地地点（混雑度：1.01）である。

主要道路における交通量の推移をみると、名護本部線（県道 84 号線）の渡久地地点及び県道 115 号線の大堂地点以外は概ね増加傾向を示している。

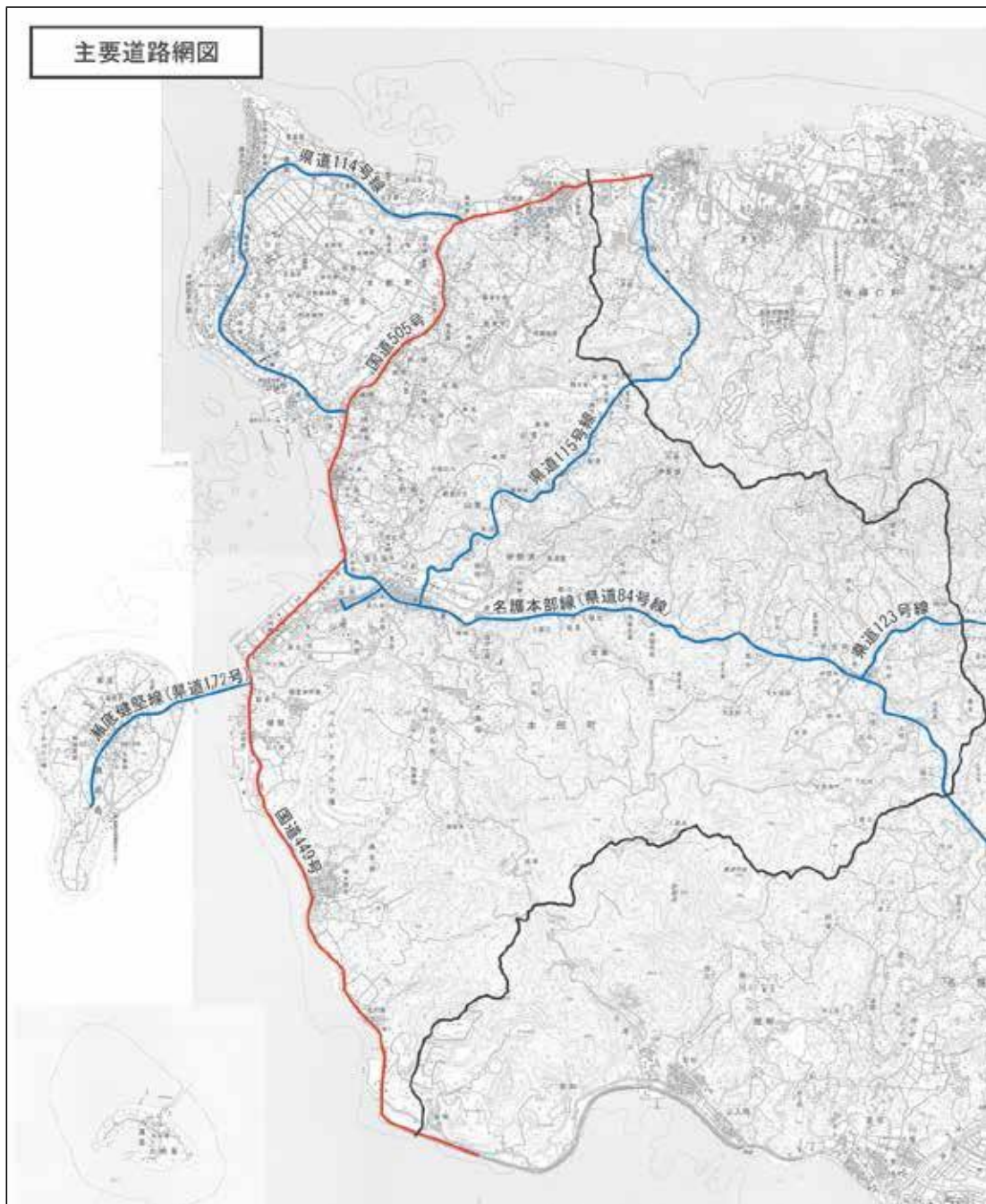
表 主要道路断面交通量の推移

路線名	観測地点名	12 時間交通量 (台)				混雑度			
		H6	H9	H11	H17	H6	H9	H11	H17
国道 449 号	字浜元	7,045	8,132	7,570	9,395	0.80	1.07	0.92	1.23
	字崎本部	2,569	3,255	3,753	6,724	0.53	0.51	0.54	0.66
国道 505 号	字北里	1,917	2,801	2,290	2,450	0.30	0.41	0.30	0.37
	字具志堅	2,019	2,442	2,356	3,119	0.30	0.32	0.31	0.41
名護本部線 (県道 84 号)	字伊野波	7,236	7,492	7,459	7,979	0.85	0.92	0.90	0.92
	字渡久地	9,238	9,980	9,993	9,202	1.20	1.25	1.17	1.01
県道 114 号	字石川	977	1,113	1,143	3,643	0.15	0.19	0.19	0.39
県道 115 号	字大堂	663	544	544	462	0.09	0.08	0.08	0.09
県道 172 号 瀬底健	字瀬底	1,582	1,443	2,128	2,205	0.24	0.27	0.29	0.33

資料：道路交通センサス



第1章 本部町における現状と課題

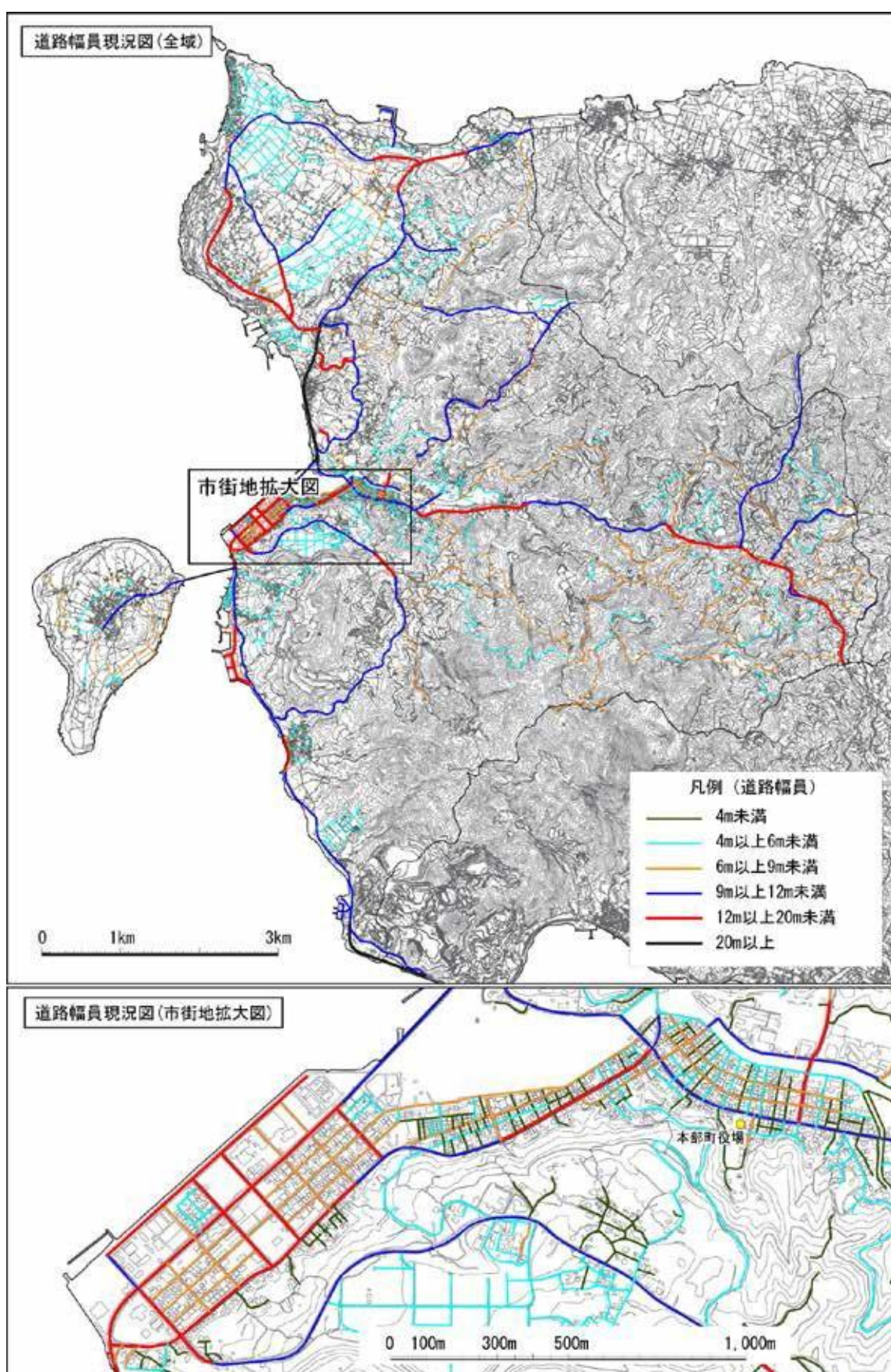


2) 道路幅員状況

本町における道路幅員状況をみると、12m以上の幅員は国道、県道及び一部の町道のみである。

中心的市街地においては、大浜は、道路基盤が整備されておりほとんどが幅員 6m以上の道路であるが、渡久地、谷茶、東においては、幅員 6m～4mの道路や 4m未満の道路が多く存在する。

また、その他各集落地域においては、幅員 6 m未満の道路で構成されており、4m未満の道路が大半を占めている。



第1章 本部町における現状と課題

(8) 都市施設

1) 下水道

本町の平成18年度における下水道の状況をみると、昭和48年10月に事業着手した公共下水道（単独公共下水道）が昭和50年7月に供用開始しており、その後も事業計画に沿って整備は進んでいる。

平成12年度から平成18年度までの推移をみると、計画整備率、水洗化率（接続率）ともに増加傾向である。人口普及率は、年度により増減はあるものの、概ね61～62%の横ばいで推移している。

表 公共下水道整備状況・普及状況

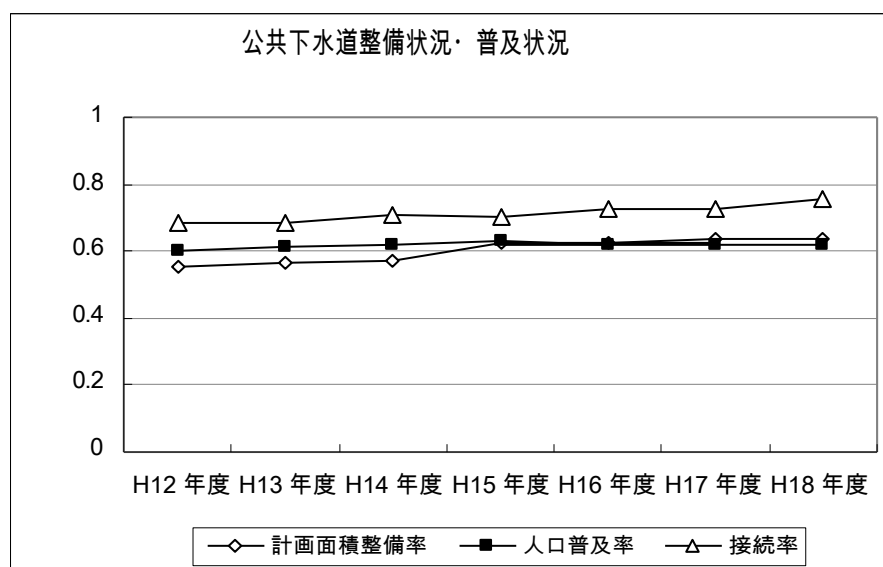
(単位：人、ha、%)

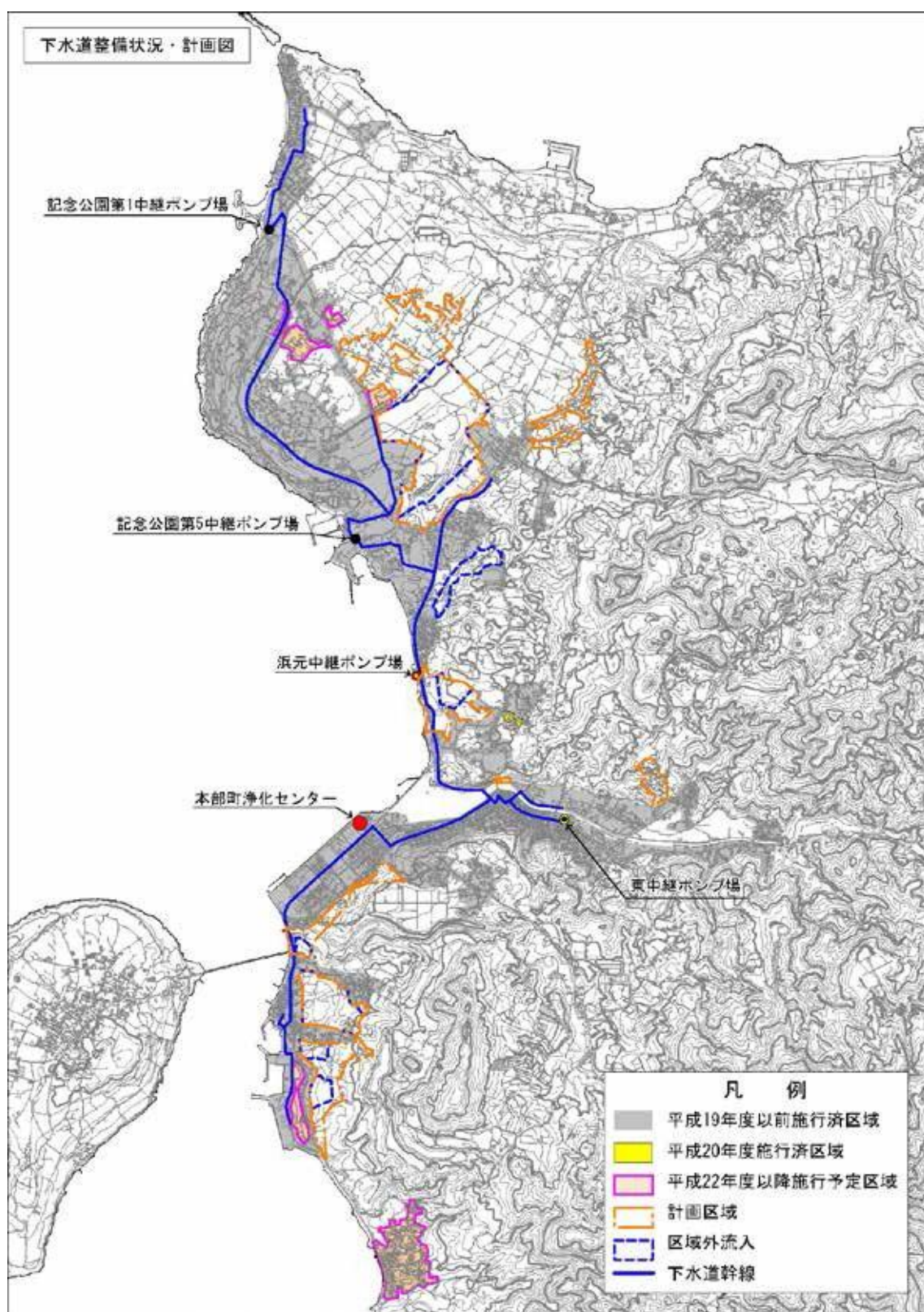
	A 行政人口 (人)	B 全体計画 面積(ha)	C 供用開始済 面積(ha)	D 利用可能 人口(人)	E 接続人口 (人)	C/B 計画面積 整備率(%)	D/A 人口 普及率(%)	E/D 水洗化率 (接続率)
H12年	14,641	654	362	8,839	6,031	55.4	60.4	68.2
H13年	14,553	654	369	8,887	6,108	56.4	61.1	68.7
H14年	14,562	654	372	8,988	6,350	56.9	61.7	70.6
H15年	14,481	654	410	9,152	6,403	62.7	63.2	70.0
H16年	14,469	654	410	8,956	6,527	62.7	61.9	72.9
H17年	14,358	654	415	8,873	6,460	63.5	61.8	72.8
H18年	14,282	654	415	8,837	6,696	63.5	61.9	75.8

※各年3月末日現在

資料：沖縄県市町村別公共下水道整備状況

※行政人口は、各年3月31日現在の住民基本台帳によ





第1章 本部町における現状と課題

2) 港湾

本町は、水納港、本部港（渡久地地区・本部地区・浜崎地区・瀬底地区）の2港4地区の地方港湾を有している。

現在の各港の定期航路の状況は、水納港及び本部港（渡久地地区）は、その間を定期船が運航している。

本部港（本部地区）は、伊江島への定期フェリーが運航し、那覇～鹿児島航路の大型フェリーも毎日寄港しており、本島北部地域の拠点港として機能している。

浜崎地区及び瀬底地区は、昭和60年に瀬底大橋が完成するまで定期船が1日11往復する瀬底島の生活港として機能していた。その役割を終えた現在は船着場があるのみで、地元の漁船が利用している。

また、本町は、浜崎漁港及び新里漁港の2港の漁港を有している。

表 港湾の概要

港湾名	地区名	港格	管理者	面積 (ha)	認可年月日	港湾区域変更状況
水納港	-	地方港	沖縄県	42	S47.5.15	S61.5.31
本部港	渡久地地区	地方港	沖縄県	1,302	S47.5.15	H18.7.24
	本部地区	地方港	沖縄県		S47.5.15	H18.7.24
	浜崎地区	地方港	沖縄県		S47.5.15	H18.7.24
	瀬底地区	地方港	沖縄県		S47.5.15	H18.7.24

資料：沖縄県港湾課

表 入港船舶、港湾取扱貨物量及び船舶乗降人員の推移

			H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
水納港	入港船舶	隻数	1,686	1,615	2,058	1,606	2,766	1,938	1,913	1,657	1,629
		総トン数	104,935	95,603	125,438	104,160	228,153	107,638	106,357	107,705	105,609
	港湾取扱貨物量	輸移出	6,690	1,417	350	205	9,988	625	43	15	1,256
		輸移入	7,398	1,722	439	292	35,365	3,175	119	59	2,105
		計	14,088	3,139	789	497	45,353	3,800	162	74	3,361
	船舶乗降人員	乗込	60,360	51,703	57,839	64,994	72,232	67,307	68,689	64,614	61,480
		上陸	60,951	50,876	55,850	63,036	71,738	67,797	70,244	64,918	61,452
		計	121,311	102,579	113,689	128,030	143,970	135,104	138,933	129,532	122,932
本部港 (渡久地地区)	入港船舶	隻数	6,780	5,711	6,040	6,284	9,526	10,212	10,556	6,361	6,817
		総トン数	306,664	169,189	199,273	176,292	183,741	197,516	200,623	182,223	247,202
	港湾取扱貨物量	輸移出	34,037	3,877	30,936	6,657	10,081	11,283	8,647	8,291	5,173
		輸移入	2,404	1,522	1,698	1,125	15,487	4,241	2,610	931	571
		計	36,441	5,399	32,634	7,782	25,568	15,524	11,257	9,222	5,744
	船舶乗降人員	乗込	93,136	83,723	97,893	109,709	100,973	98,084	102,495	134,236	93,726
		上陸	94,680	83,567	95,904	112,751	101,467	89,170	100,940	134,570	93,754
		計	187,816	167,290	193,797	222,460	202,440	187,254	203,435	268,806	187,480
本部港 (本部地区)	入港船舶	隻数	4,143	3,837	4,650	6,286	8,024	6,896	7,110	4,200	3,597
		総トン数	4,270,938	3,585,468	3,684,450	5,334,096	5,636,350	5,200,408	5,390,455	5,337,153	4,946,250
	港湾取扱貨物量	輸移出	1,616,281	1,393,879	1,305,734	1,583,824	1,611,817	1,278,338	1,445,751	1,292,476	1,666,868
		輸移入	940,292	926,305	876,102	912,651	826,317	851,616	889,381	827,418	765,645
		計	2,556,573	2,320,184	2,181,836	2,496,475	2,438,134	2,129,954	2,335,132	2,119,894	2,432,513
	船舶乗降人員	乗込	195,417	217,817	224,297	228,907	235,750	229,744	241,971	239,798	252,391
		上陸	198,204	218,839	225,486	229,040	236,482	231,667	242,454	240,132	253,084
		計	393,621	436,656	449,783	457,947	472,232	461,500	484,425	479,930	505,475

資料：沖縄県港湾課

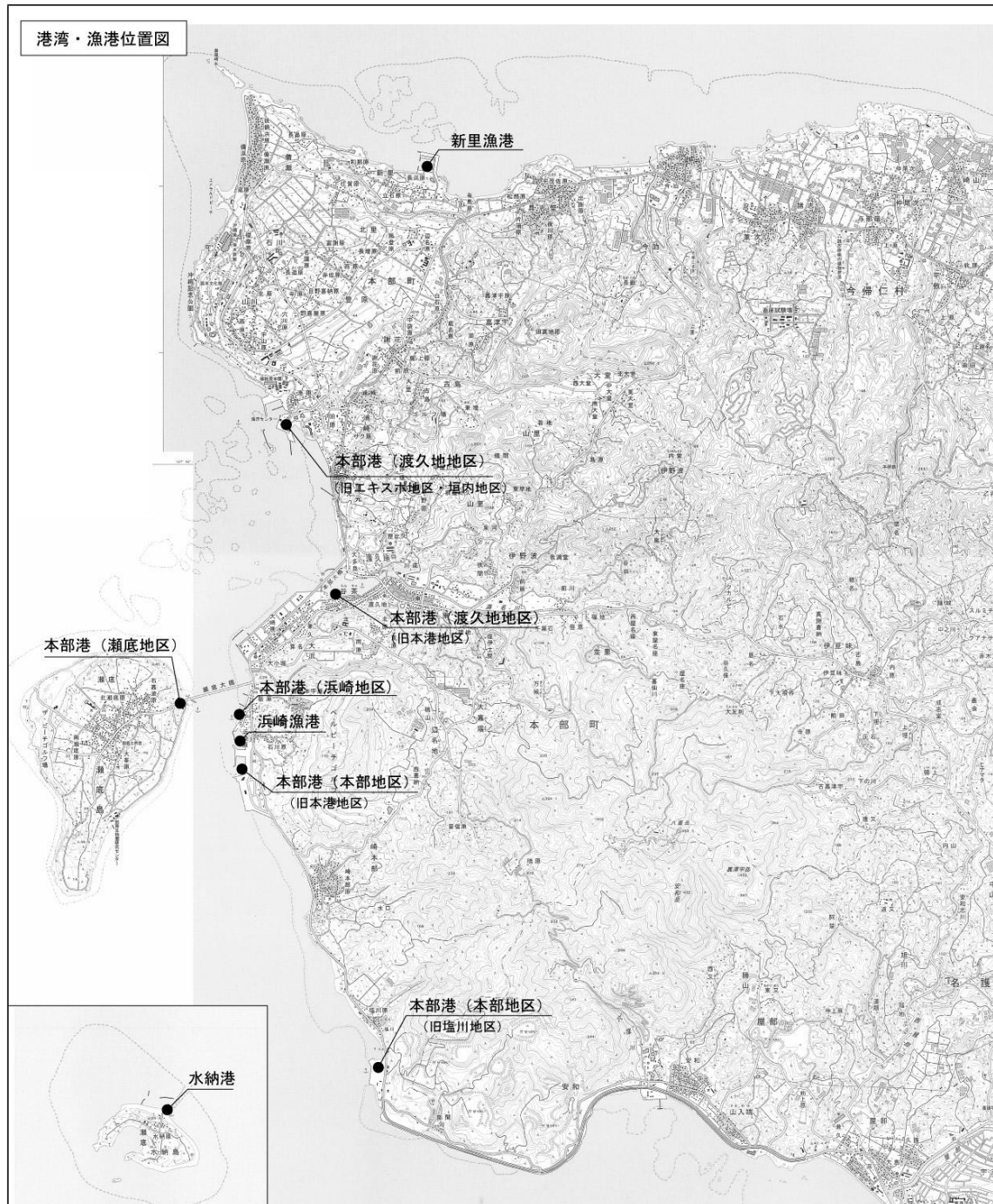
第1章 本部町における現状と課題

表 漁港の概要

漁港名	種別	管理者	漁港番号	指定年月日
浜崎漁港	第1種漁港	本部町	5010320	S44.10.7
新里漁港	第1種漁港	本部町	5010345	S59.2.14

資料：沖縄県漁港漁場課

※第1種漁港：その利用の範囲が地元の漁業を主とするもの 第2種漁港：その利用の範囲が第1種漁港よりは広いが全国的な利用ではないもの 第3種漁港：その利用の範囲が全国的なもの 第4種漁港：離島、その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの



第1章 本部町における現状と課題

3) 公園

①都市公園

都市公園・緑地の状況をみると、街区公園（渡久地児童公園）1ヶ所、近隣公園（谷茶公園）1ヶ所、広域公園（国営沖縄記念公園海洋博覧会地区）1ヶ所の計3ヶ所、約78.97haが計画決定されている。

このうち、供用開始されているのは2ヶ所、約73.30ha、供用率は92.6%である。また、一人当たり公園面積は51.0㎡/人であるが、これは、広域公園（国営沖縄記念公園海洋博覧会地区）の供用面積によるところが大きく、住区基幹公園の一人当たり公園面積では約1㎡/人となっており、「都市計画中央審議会答申（H7）」で示された住区基幹公園整備目標値4.0㎡/人を下回っていることから、住民に身近な公園が不足していることが窺える。

表 都市公園・緑地の状況

(単位:箇所、ha、%)

表 都市公園（緑地）の状況			箇所	面積			箇所	面積
住 区 基 幹 公 園	街区公園	供用開始	-	-	特殊公園		供用開始	-
		計画決定	1	0.17			計画決定	-
	近隣公園	供用開始	1	1.70	国営公園		供用開始	1
		計画決定	1	1.80			計画決定	1
	地区公園	供用開始	-	-	地 等 緩 衝 緑	都市緑地	供用開始	-
		計画決定	-	-			計画決定	-
幹 都 公 市 園 基	総合公園	供用開始	-	-		広場公 園・緑道	供用開始	-
		計画決定	-	-			計画決定	-
	運動公園	供用開始	-	-	合計		供用開始	2
		計画決定	-	-			計画決定	3
					供用率（％）		92.6	
					一人当り公園面積（㎡/人）		51.0	
					一人当り住区基幹公園面積（㎡/人）		1.2	

※緑道:その他(未決定)を除く

資料:沖縄県の都市公園(平成22年1月現在)

※一人当たり公園面積:供用開始面積合計÷人口(H17国勢調査)

※広域公園(沖縄記念公園海洋博覧会地区)の供用開始面積はH18年6月23日現在

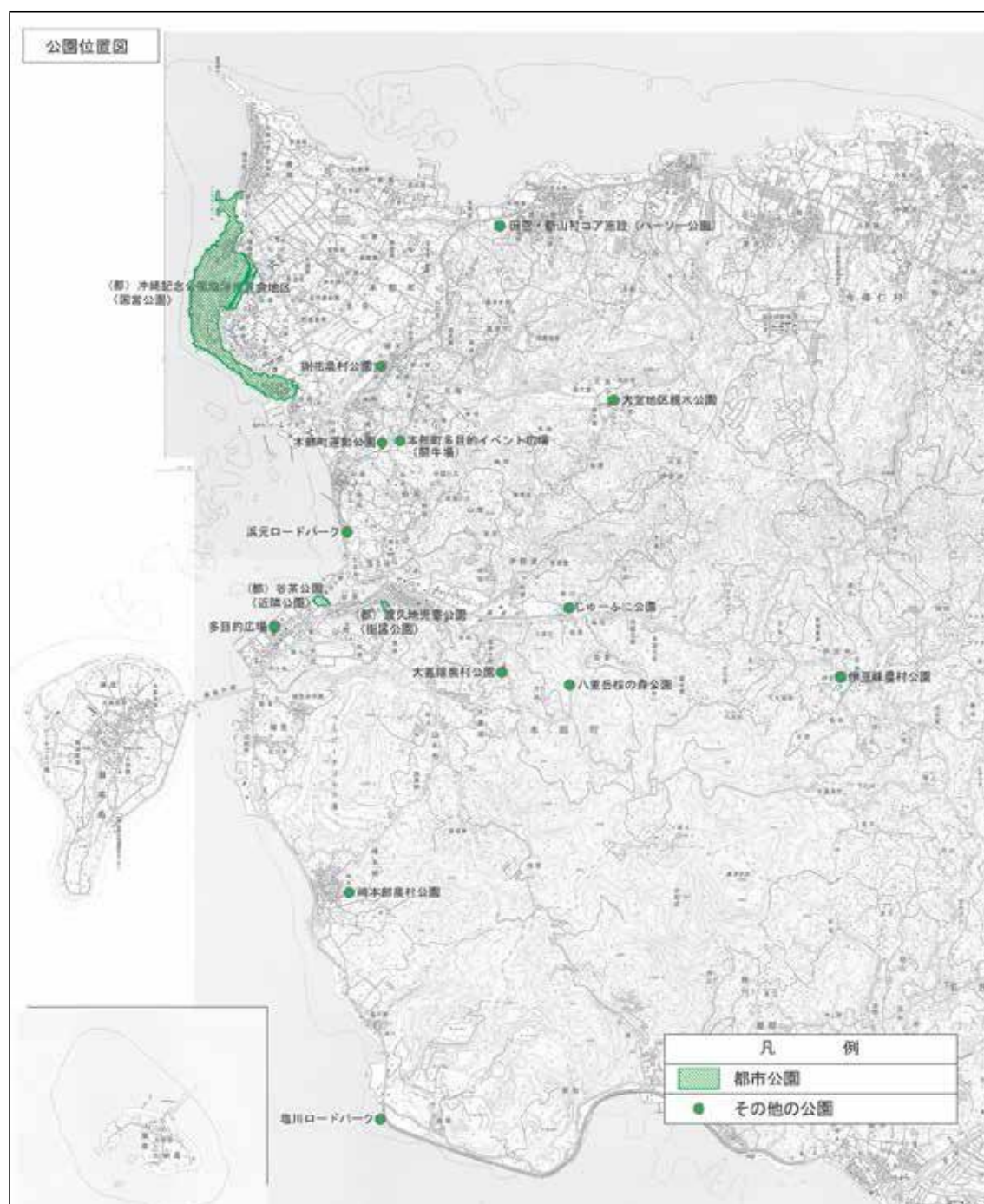
②その他の公園

その他の公園を下表に示す。農村公園、親水公園、ロードパーク等が整備されている。

表 その他の公園

名称	設置年月日	公園面積	所在地
謝花農村公園	H11.9.29	6,623	謝花 1
崎本部農村公園	H11.9.24	709	崎本部 194-2
大嘉陽農村公園	H17.3.24	1,292	伊野波 151
伊豆味農村公園	H12.3.31	9,930	伊豆味 1-1(外 8)
大堂地区親水公園			大堂
八重岳桜の森公園			並里 921
じゅーふに公園			並里
本部町運動公園			浜元 598
本部町多目的イベント広場(闘牛場)			浦崎 1178
多目的広場			大浜
浜元ロードパーク			渡久地
塩川ロードパーク			崎本部
田空・新山村コア施設(ハーソー公園)			具志堅

第1章 本部町における現状と課題



第1章 本部町における現状と課題

2. 上位関連計画

(1) 沖縄振興計画（平成14年7月 内閣府） （北部地域関連の抜粋）

【県土利用の基本方向】

○県土の適正な利用

- ・農山漁村については、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様なニーズ対応した農林水産業の展開等により、活力ある地域社会を構築する。

○海洋の保全

- ・貴重な国民の財産であることから、陸域と一体となった海域の保全を図るとともに、海洋資源や海洋空間の多面的、総合的な利活用を促進する。
- ・沿岸域については、細心の注意を払いつつ必要に応じて用地を計画的に確保し、国際的海洋性リゾート地の形成や交通・都市機能等の整備充実を図る。

○駐留軍跡地の有効利用

- ・農林業的土地利用が想定される地域については、農業基盤整備を計画的に推進し、公共施設整備や集落整備を含めた総合的な整備を促進する。
- ・その他の駐留軍用地跡地については、自然環境の保全を図るとともに、周辺の土地利用との調整を図りつつその有効利用を進める。

【都市基盤施設の整備方針】

<観光・リゾート産業>

- ・各観光・リゾート拠点のテーマ性を持たせたネットワーク化とともに、アクセス道路、駐車場及びインフォメーション施設等の整備や、総合的な公共交通等のネットワークの充実により、観光客の移動の利便性を高める。

<交通基盤>

- ・交通基盤については、北部新空港及び民間航空関連施設の整備を行うとともに、関連産業の立地促進に向けて取り組む。また、規格の高い幹線道路ネットワークの形成を推進するとともに、東西、南北間の交通の利便性の向上に資する道路を整備する。

<定住条件の整備>

- ・北部地域への定住を促進するため、生活環境を整備する。このため、住宅、道路等の整備をはじめ、上下水道、集落排水施設等を整備する。

【産業振興の基本方針】

<観光・リゾート産業の振興>

- ・エコツーリズム等の体験滞在型観光を促進するとともに、健康増進施設の整備を図る。
- ・国際的リゾートを形成するため、西海岸から北部地域全体にいたる観光リゾート拠点の整備を図り、周遊ルート化を促進する。

＜農林水産業の振興＞

- ・生産基盤の整備を推進し特産品の高付加価値化を図るため、集出荷施設及び農産加工施設の整備を促進する。
- ・木材生産拠点の産地形成や、森林ツーリズム等の多面的活用を図る。
- ・モズク、魚類等の養殖魚介類の生産拡大を図るとともに生産体制等を強化する。

＜商工業の振興＞

- ・地域資源活用のため、加工製造業の効率的な事業展開や新たな事業の創出を促進する。

＜情報通信関連産業の振興＞

- ・情報通信産業振興地域制度の一層の活用に向けた条件整備等により、金融業務の集積を図る。

第1章 本部町における現状と課題

(2) 第4次沖縄県国土利用計画（平成21年3月 沖縄県） （北部地域関連抜粋）

【基本理念】

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であり、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であるという基本的認識に立って、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と地域性豊かな県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

【基本的課題】

- ア 土地需要の量的調整
- イ 県土利用の質的向上 県土利用の総合的なマネジメント 駐留軍用地跡
- ウ 地利用の促進 総合的かつ計画的な
- エ 県土利用・管理

【北部地域の概要】

北部地域は、沖縄本島北部及び伊平屋島、伊是名島、伊江島等の離島からなり、県土の 36.2 パーセント(824 平方キロメートル)を占める。この地域は、山地・丘陵地が約 7 割を占め、地形は急峻で変化に富み、なかでも沖縄本島北部は、多くの水系が発達し、沖縄本島の水源地として大きな役割を果たしている。また、この地域は、豊かな資源が賦存する地域として、多様なニーズに対応した農林水産業を展開するとともに、風光明媚な沿岸域を生かし、余暇需要に対応する観光・リゾート地域を形成している。特に、沖縄本島北部の亜熱帯地域特有の広大な森林は、積極的な森林の保続培養の推進により、その特性を生かした木材及び特産林産物の生産、伝統工芸産業の産地形成が期待される一方、豊かな自然環境と固有の動植物が残された貴重な地域であることから、自然環境の保全、水源かん養、保健休養等森林の持つ各種機能の総合的な発揮が期待される。

今後、この地域においては、農林水産業振興のため農業基盤整備、多目的ダム等の整備、道路、港湾等の整備、市街地の計画的整備、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム等の体験・滞在型観光を促進するための観光・リゾート施設及びレクリエーション施設の整備、公園・緑地、学術研究施設、情報通信関連施設、環境衛生施設、医療文化施設等の公用・公共用施設の整備等が見込まれるが、これらの実施に当たっては、貴重な野生動植物を含む豊かで多様性に富んだ自然環境を保全し、防災、景観等にも配慮した上で、適正な土地利用を図る必要がある。

(3) 本部都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

(平成 21 年 3 月 沖縄県)

<目標人口フレーム> 平成 37 年度：14,400 人

- <将来像>
- ①やんばるの豊かな自然を守り育む都市
 - ②山、川、海の水循環を軸とした持続的発展を遂げる都市
 - ③国際観光リゾート拠点として成長・充実する都市
 - ④川や港をいかし、伝統と共存する都市

○都市づくりの基本方針

海・山・半島の特性と歴史・文化をいかし、
人と人との交流を大切にしたいやしの里づくり

- ①北部都市圏で連携した都市づくり
- ②自然共生型土地利用を基盤とした循環型の都市づくり
- ③地域の歴史をつなぐ集落や市街地の再整備
- ④中核都市名護との連携強化
- ⑤国際的な観光都市づくり

○区域区分の方針：区域区分を定めない

○土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

今後、良好な市街地環境の保全・形成を図るため、土地利用現況を踏まえつつ、将来の市街地像を明確にした上で、用途地域の指定を検討する。

②優良な農地との健全な調和に関する方針

既存集落周辺の豊かな農住環境を維持していくために、優良農地は、土地利用調整等により保全に努める。

③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

八重岳や山里円錐カルスト地域の豊かな森とそれを源に流れる河川、河川周辺に広がる農地、河口部の港町及び良好な自然海岸等、やんばるの水循環を基軸とした自然環境や中心集落周辺を取り巻く斜面緑地については、緑地保全地域や風致地区の指定等による保全に努める。

④計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない本区域においては、無秩序な開発を抑制するため、土地利用の動向並びに人口動態や経済動向等を見据え、建築物の建ぺい率、容積率等の建築形態規制の見直しを必要に応じて検討する。

第1章 本部町における現状と課題

○都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①自然環境に配慮した道路網の形成

本区域では、沿道の動植物や景観に配慮した道づくり（エコロード）を進めるとともに、物流や人々の交流の活性化に資する幹線道路網の形成を図る。

②歩行者優先道路の整備

中心集落においては、港、公園緑地等の公共施設と河川沿いや海岸線を相互に連結させる歩行者や自転車利用者が安全で快適に利用可能な道路整備に努める。

③観光リゾートを支えるやんばる路の保全

国道等の幹線道路をはじめ、補助幹線道路、生活道路等の既存の交通施設は、周辺の自然や歴史文化と調和したやんばる路として、その維持管理とともに道の個性の確保に努める。

④港湾

本部港（本部地区・渡久地地区）は、従来の港湾機能を充実させつつ、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区や観光・リゾート地への海上交通の利便性向上、大型クルーズ船の寄港、みなとまつり等での利用への対応等、観光レクリエーション機能及び流通業務機能等を有する港湾としての施設整備を推進する。

○主要な緑地の配置の方針

八重岳の頂部施設地跡をいかし、自然的環境の保全・活用拠点の形成を図るとともに、山里円錐カルストの特徴的な石灰岩地形が作り出す自然風景地の保全と活用、瀬底島・水納島・本部海域の保全を推進する。

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の機能拡充とともに、基幹公園の充足、町営公園の充実、満名川桜並木公園の検討等、地域特性を生かした特色ある公園整備に努める。

○景観形成に関する方針

いやしを感じる都市空間の創出には、良好な景観形成も重要であり、今後、景観計画の策定を促進し、計画的な景観形成・保全に努めます。

(4) 平成13年度北部振興事業基本構想

(平成14年3月 北部広域市町村圏事務組合)

○北部振興の基本理念

人と自然と産業が響きあう「やんばる交響都市圏」の確立

沖縄本島北部地域に多角的な振興効果をもたらす産業の導入・育成を図り、同時に、経済活動を活発化する人口定住基盤を自然環境に配慮しながら整備することで、人の生活と自然の営みが調和しつつ向上していく共生型の社会システムと次世代型の産業構造を構築する。

○北部地域振興の基本方向

- ① 自然と共生する安心生活空間の創出
- ② 世界につながる未来型産業への展開 起業のイ
- ③ ンキュベーター地域としての位置付け 地域を
- ④ 豊かにする文化交流産業の創出 地域産業を支
- ⑤ える環境の保全・醸成・活用 産業を支える人
- ⑥ 材の育成・確保

○各ゾーンでの振興事業構想

広域都市拠点ゾーン（名護市・本部町・宜野座村・今帰仁村）

- ①IT 産業の集積とその基盤を活用した既存産業の生産性向上
- ②北部振興を担う人材の一貫的育成
- ③IT を活用した都市機能の強化と生活環境の整備
- ④環境ビジネスにおける優位性の確立
- ⑤農林水産業を中心とした地場産業の質的転換による地域収益性の向上

第1章 本部町における現状と課題

(5) 本部町第3次総合計画基本構想* (平成16年3月 本部町)

＜目標人口フレーム＞ 平成25年度：16,000人

＜将来像＞ 「太陽と海と緑—観光文化のまち」

＜5大プロジェクト＞

- ①健康・保養のまちづくり —もとぶウェルネスまちづくり—
- ②本部八重岳桜まつりの拡充構想 —八重岳周辺観光施設整備事業—
- ③山里円錐カルスト地形の景観づくり—山里円錐カルスト公園整備プロジェクト—
- ④新たな活力を育むまちづくり —新規産業育成プロジェクト—
- ⑤みなとの町のにぎわいづくり —ウォーターフロント構想—

＜土地利用の基本方針＞

①農用地	地域の特性を活かした亜熱帯農業、山間農業等の確立を図り、農業やかんがい排水施設等生産基盤の整備と高度利用を推進する。
②森林・原野	積極的な保全を図り、必要な部分については周辺環境に配慮しながら観光・レクリエーションの場としての活用を図る等総合的かつ計画的な利活用を推進する。
③市街化地域	中心市街地および周辺市街地の用途地域への編入を検討するとともに、住環境の改善や住宅地の確保、商業地域の活性化、工業地の適正配置、港湾背後地の流通業務地域の適正配置、および都市施設の導入等を積極的に推進する。
④集落地域	道路、排水施設、コミュニティ施設、防災施設、し尿処理施設、家庭廃棄物処理施設、園地・遊び場等の整備を図るとともに、住宅地の確保および基地の集団化を促進し、良好で快適な集落環境の保全・維持に努める。

*総合計画とは・・・

地方自治法第2条第4項に基づく自治体の全ての計画の基本となる計画のことで、自治体の全ての事務事業はこの総合計画に沿って行われることとなる。

総合計画は、一般に長期のまちづくりのビジョンを示す基本構想(計画期間10年)、基本構想で示された都市像を実現するための施策を定める計画である基本計画(計画期間5年)がある。

第1章 本部町における現状と課題

(6) 第3次本部町総合計画基本計画* (平成16年3月 本部町)

<基本計画>

農業の振興	- 生産性の向上（優良農地の確保・遊休地対策の推進） - 観光農業の展開（田園空間整備事業の推進）
観光の振興	- 観光拠点の形成（「渡久地港ウォーターフロント構想」「八重岳周辺観光施設整備事業」「山里円錐カルスト公園整備プロジェクト」の推進） - リゾート景観の形成（自然景観の保全・育成、景観ガイドライン・景観条例等の策定検討）
自然環境の保全・育成	- 緑地の保全・育成（自然植生の育成・保護、八重岳桜の森公園の整備、山里円錐カルスト公園国定公園化の推進、緑地保全地区・風致地区指定の検討） - 海域の保全・育成（赤土流出等陸域からの被害低減）
道路網の整備	良好な道路景観の創出（沿道緑化活動・美化活動の推進）
河川・排水路の整備	- 満名川の整備（親水公園としての整備推進、緑地と中心市街地を結ぶさくら並木の形成） - 河川環境の保全（赤土流出による河川汚濁の未然防止、町民の意識高揚による生活排水の流入防止、美化活動の推進）
市街地の整備	良好な市街地の形成（積極的な緑化活動の促進）
集落環境の整備	良好な集落景観の創出（フクギ（屋敷林）、拝所といった歴史的資源の保全・活用、景観形成モデル地区における重点的な施策の推進、建築協定・緑化協定の導入検討）
上水道の整備	貴重な水資源の確保（森林地域・水系の保全）
公園・緑地の整備	- 地域コミュニティの形成（地域における公園や農村公園の整備、墓地公園整備の検討） - 骨格となる自然を活かした拠点の形成（山里円錐カルスト公園整備プロジェクトの推進、満名川におけるさくら並木の形成・親水公園としての整備）
地域文化の継承・発展	- 文化財の保全・活用（文化財周辺の環境整備推進） - 伝統芸能および伝統文化の継承・発展（伝統技術工芸の後継者育成促進、伝統芸能等の保存・記録の推進、芸能祭りの開催検討）

第1章 本部町における現状と課題

<地区別振興の基本方向>

○北部地区

- ①伝統的な集落環境の特性を活かし、自然環境と田園景観の保護・継承を図るとともに、それに支えられた豊かな地域コミュニティの形成を図る。
- ②国営沖縄記念公園の周辺地域においては良好な自然や歴史・文化環境を保全しながらリゾート地としての望ましい景観の形成と誘導を図る。

○中北部地区

- ①山里円錐カルストを中心とする自然環境と田園景観の保護・継承を図り、観光資源としての利活用を促進する。
- ②海岸沿いにおいては良好な住宅環境の形成を図り、地域緑化・美化を推進するとともに、人工ビーチの整備を促進する。

○中南部地区

- ①中心市街地においては、都市計画用途地域の指定について検討を行い、市街地再開発を含めて良好な市街地の整備を促進する。
- ②山地および河川沿いの地域においては、自然環境と田園景観の保護・継承を図るとともに、伝統的文化に支えられた集落環境の形成と誘導を図る。

○東部地区

- ①豊かな自然景観と伝統的な集落景観の特性を活かし、魅力的な田園空間として都市地区との共生推進を図る。

○南部地区

- ①本部港とその周辺地域については、沖縄県の港湾整備計画との連携を図り、沖縄本島北部地区の海上交通拠点としての機能の拡充を図るとともに、リゾート地にふさわしい周辺地域の整備を促進する。
- ②瀬底島、水納島については海浜、海洋レジャーの振興を図る拠点地区として位置づけ、ビーチ施設等の整備を促進する。

3. 本部町における現状と課題

(1) 人口減少及び少子高齢化への対応と既存集落・市街地の活力回復

本町は、沖縄県内の他市町村と比較して少子高齢化が進行し、昭和 25 年（1950 年）をピークに減少を続け、昭和 50 年（1975 年）に増加に転じたものの、進学や就職に伴う若年層の流出や、少子高齢化に伴う自然減少などを主な要因として人口減少が続いていることから、若者定住促進のための受入体制の整備や高齢者等が安心して健やかに暮らすことができる地域づくりが望まれる。

また、大堂や辺名地などで人口減少傾向が顕著なほか、大浜、谷茶、渡久地、東等の中心市街地とその周辺でも人口が減少しており、既存集落におけるコミュニティの維持と活力回復とともに、市街地への人口の集積が求められる。

(2) 用途地域の指定等による土地利用の適正化

大浜、谷茶、渡久地、東等の市街地においては、用途の混在や建て詰まり等も見られるため、用途地域の指定に基づき土地利用の適正化を図ることが望まれる。

(3) 開発動向への対応

本町は人口減少が進行しているものの、世帯は増加しており、住宅着工件数は概ね 200 件/年で推移しているが、町の中心部には住宅建築に適した開発可能地がほとんどない状況である。また、県北部地域での大規模テーマパークの開設や将来的な名護東道路の延伸などにより、新たな開発ニーズの活発化などが見込まれることから、都市的土地利用と自然環境との調和や、良好な景観形成の観点から無秩序な開発等への対応、住宅需要の受け皿となる土地利用等が望まれる。

(4) 海、山等豊かな自然環境の保全活用

本町においては、八重岳、円錐カルスト地域、満名川、ビーチ等豊かな自然環境があり、保全を図るとともに、貴重な観光資源として活用が望まれる。

(5) 優良農地の保全活用

本町の基幹産業のひとつである農業を支える優良農地等については、保全を図るとともに、観光農業の推進等観光資源として活用が望まれる。

第1章 本部町における現状と課題

(6) 本部町らしい良好な景観の形成

本町においては、八重岳、円錐カルスト地域、備瀬のフクギ並木、ビーチ、瓦屋根住宅、石垣、御嶽が残る伝統的な集落形態等、変化に富んだ自然的、文化的景観資源を有しており、これらを活かした景観の形成が望まれる。また、現在整備中の国道 449 号等幹線道路においては、良好な道路景観の形成が望まれる。

(7) 中心市街地の活性化

町営市場周辺の市街地においては、近年、空き店舗の活用や各種イベントの開催等、活性化に向けた取り組みが進められているところである。今後、港との連携等、中心市街地の活性化に資するまちづくりを進める必要がある。

(8) みなとまちづくりの推進

本町においては、本島北部の海の玄関口となる本部港（本部地区）が存在する。第 3 次総合計画における 5 大プロジェクトのひとつとして本部港（渡久地地区）を中心とした「みなとまちづくり」が位置付けされており、港湾整備と中心市街地活性化方策、観光振興方策等が連携することにより、港湾と市街地が一体となったみなとまちづくりを推進することが望まれる。

(9) 上本部飛行場の跡地利用の検討

昭和 46 年に返還された上本部飛行場は、長期にわたってその跡地利用が図られていない地域である。同地域は約 75ha という広大な土地を有しており、本町全体のまちづくりの方針等と整合を図りながら、跡地利用の検討が望まれる。

(10) 道路網の整備と公共交通体系の確立

日常生活の利便性向上、都市サービスの享受等の観点から、名護市、今帰仁村等周辺市村を含めた一体的な道路網の整備が望まれる。

また、環境問題への配慮や、高齢者等交通弱者への対応として、バス交通を含めた誰もが移動しやすい公共交通体系の確立が望まれる。

(11) 観光拠点のネットワーク化

本町の基幹産業のひとつである観光の振興に資するため、八重岳、円錐カルスト地域、本部港（渡久地地区・本部地区）、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区等主要な観光拠点間を結ぶ道路整備や、誘導標識等の充実、景観形成と併せた沿道空間の創出等、観光拠点のネットワーク化が望まれる。

(12) 狭隘道路の解消

市街地においては、緊急車両の進入が困難な道路が存在し、安全性、防災性の観点から狭隘道路の解消が望まれる。

(13) 歩行者にやさしい道路環境の創出

市街地や集落の道路においては、歩道が狭い、もしくは歩道が無い箇所がある一方で、近年レンタカーを含め幹線道路等の交通量が増大しており、歩道の整備、街路樹やポケットパーク等の確保、バリアフリー化等により、安全で快適に歩行できる道路環境の創出が望まれる。

(14) 農園環境・景観と共存した宅地の整備

若い世代や新規転入者などの受け入れ先として、定住・移住しやすい環境の創出に向け、町の中心的な土地利用である農園環境・景観と共存し、生活道路、下水道などの快適性・利便性等の生活環境の整った新たな宅地の整備が望まれる。

(15) 下水道等の整備

下水道は令和6年現在で、計画面積486.5haに対し、供用開始面積443.3haと、整備率9割となっており、河川環境、海浜環境の保全の観点から重要なインフラ施設である。

供用を開始して50年以上経過しているため、処理施設及び污水管渠等の老朽化が進んでおり、その対策が急務である。また、定住促進等を目的とした土地利用が行われる地域においては、生活環境の保全に資するため、事業効果と採算性を見極めながら、公共下水道の整備を検討する。

(16) 公園緑地等の身近なアメニティの向上

本町の一人当たりの公園供用開始面積は51.0㎡/人（平成18年現在）であるが、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区によるものが大きく、身近に憩える公園等が不足している。満名川沿いにおける緑地整備や、快適でゆとりある歩道空間、市街地におけるオープンスペース、街区公園の整備等、身近な公園緑地の確保によるアメニティの向上が求められる。

(17) 墓地の集約化の検討

市街地や市街地周辺の農地、原野等に散在する墓地は、景観上の阻害要因となっているものがあり、適正な誘導や墓地の集約化等の検討が求められる。

(18) 歴史・文化資源の保全活用

備瀬のフクギ並木や、山川等のフクギの屋敷林と石垣が残る^{ヤードウイ}屋取集落、瓦屋根住宅の残る集落、御嶽等歴史・文化資源の活用が求められる。

第1章 本部町における現状と課題

(19) 公共施設の耐震化促進

官公庁舎、医療施設等、不特定多数の住民が利用する施設においては耐震化の促進が望まれる。

(20) 低地における津波対策

西海岸や瀬底島、水納島の低地においては大規模な地震に伴う津波が想定され、その対策が望まれる。

(21) 災害時の避難路、避難経路の確保

津波や火災等災害時の避難路、避難経路の確保とともに、地域住民や観光客等の適正な避難誘導策の確立が望まれる。

(22) 公共施設の長寿命化促進

橋梁、下水道、都市公園及び公営住宅等については、これまでの事後的な修繕から事前的な維持保全への転換により、施設の長寿命化を図ることが望まれる。

(23) バリアフリー化の促進

官公庁舎、道路、公園等の公共施設や、医療施設、商業施設等、不特定多数の住民が利用する施設におけるバリアフリー化の促進が望まれる。

(24) 高齢者対応住宅の整備検討

高齢化の進行に伴い、高齢者に対する安定的な居住の確保を図ることが望まれる。

第Ⅱ章 都市の将来像

1. 都市の将来像

(1) まちづくりの将来像

本町の最上位計画である総合計画において、昭和 59 年に策定された第 1 次基本構想から現在の第 3 次基本構想まで、約 25 年間の長きにわたり、「太陽と海と緑 - 観光文化のまち」をまちづくりの将来像として掲げている。

本計画においては、他分野の諸計画と連携を図りながら、その実現に向けての一翼を担うものとし、総合計画におけるまちづくりの将来像を踏襲する。

■まちづくりの将来像

「太陽と海と緑 - 観光文化のまち」

「太陽と海と緑 - 観光文化のまち」とは、亜熱帯のあふれる太陽のもとに築き上げられた、町民一人ひとりが身近に実感しうる住みよい町のイメージである。すなわち、海、山の恵みと固有の文化に根ざしつつ、自然の摂理はもとより、人間性を大切にする姿勢を基調とした観光文化のまちの実現を目指すものである。



第Ⅱ章 都市の将来像

(2) まちづくりの基本理念

本部町第3次総合計画基本構想におけるまちづくりの将来像に即し、都市計画におけるまちづくりの基本理念を次のとおり定める。

■まちづくりの基本理念

緑豊かなムイ(森)や清らかな川、美しい海等、豊かで美しい自然環境の恩恵を受け、我々は生活を営んできた。その豊かな自然の中で先人たちが築き上げ、受け継いできた、伝統的な集落、御嶽や拝所等の聖地、踊りや祭事等固有の歴史的資源・伝統文化は我々に安らぎや自信、誇りを与えてくれている。

これらの先人から受け継いだ美しい郷土を守り、育み、再生を図りながら、より良い形で次世代へと引き継ぐことが、我々の責務であり、それらと共生したまちづくりを進める。

さらには、多様な観光資源を活かし、多くの人々が訪れ、交流し、安心、安全で明るく住みよい、すべての世代の人々が生きがいを持ち、夢と活力に満ちた持続的に発展するまちづくりを目指す。

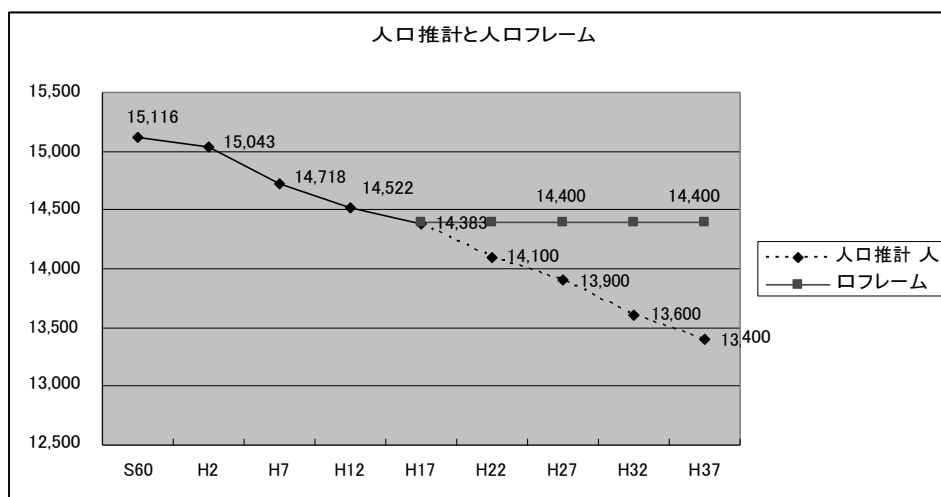
2. 計画の目標年次及び人口フレーム

本計画は、基準年次を平成 17 年（2005 年）として、概ね 20 年後である、平成 37 年（2025 年）を目標年次とする。

また、目標年次（2025 年）における本町の将来人口を、14,400 人と設定する。

【人口フレームの考え方】

コーホート要因法によると、目標年次における将来人口は約 13,400 人と推計されるが、上位計画である本部町都市計画区域マスタープラン（H21 策定）と同様の考えにより、平成 17 年人口を維持し、14,400 人とする。



3. 都市計画の基本方針

(1) 協働・参画による住みよいまちづくり

本町に暮らす住民一人ひとりの営みがまちをつくり、町民の誰もがまちづくりの主角である。まちを快適で活力と魅力にあふれ、安全・安心な空間とするため、住民と行政及び事業者等がまちづくりの目標を共有し、その実現に向け協働・参画によるまちづくりを推進する。

本町は今後、超高齢社会を迎えるにあたり、誰もが安心して暮らせ、容易に都市サービスを享受できるまちづくりを目指し、商業・業務施設、医療・福祉施設、行政サービス施設の適正な配置・集積や、それらの都市機能を連携する公共交通サービスの充実等によりアクセシビリティの向上並びに隣接市村との連携を強化し、各種機能の補完を図る。

また、ユニバーサルデザインの浸透を図り、さらに、生涯学習や世代間交流、老人が活躍できる環境づくり等、すべての人が生きがいを持ち、自由に行動し、社会参加できるようなまちづくりを推進する。

(2) ムイ（森）・川・海を守り、その魅力を活かしたまちづくり

八重岳一帯や円錐カルスト地域の豊かな緑、満名川の潤いのある水辺空間、さらには貴重な自然海岸も多く残り、それらの豊かで美しい自然環境・景観は本町の魅力であり、野生生物の多様性の確保や二酸化炭素の吸収源としての役割も担っている。その豊かな自然環境を次世代へとより良い形で引き継ぐため、保全・再生を図り、まちづくりへ活用していく。

さらには、自然環境との共生を図るため、環境への負荷の小さい持続的な発展が可能な循環型社会、低炭素社会の実現を目指す。

(3) 身近な生活空間の質を高めるまちづくり

市街地においては、良好な住環境の保全・創出、本部港（渡久地地区）と町営市場の連携による中心市街地の活性化、住民が憩える身近な公園の整備等、市街地環境の質の向上を図る。

また、集落地域においては、フクギ屋敷林や石垣、瓦屋根住宅等の伝統的集落景観を保全・活用しつつ、生活道路や下水道の整備等を進め、良好な集落環境の保全・形成を図る。さらに、地域に残る御嶽や拝所、井泉等の歴史的資源については、保全・整備を検討し、その活用を図る。

（４）農地を活かす、秩序あるまちづくり

都市計画においては、都市的土地利用と農林漁業との調和が重要である。農業は観光と並ぶ本町の基幹産業であり農地が町土の約３割を占めている。優良農地の保全、耕作放棄地の活用を進めるとともに、無秩序な開発による都市的土地利用の転換を抑制し、営農環境の維持保全や良好な景観形成等に努める。また、体験農業等観光振興に資する活用も検討する。

（５）観光資源を活かし、交流を育むまちづくり

本町は、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区等の観光施設が立地し、マリンレジャー一等も盛んで、年間 350 万人以上の観光客が訪れる観光都市である。今後は、八重岳、円錐カルスト地域、歴史的伝統集落等、本町の魅力である自然環境や歴史的資源等各種観光資源を活用するとともに、本部港（渡久地地区）や町営市場周辺の中心市街地等、各種観光拠点を結ぶネットワークを強化し、観光客の周遊を促進する環境づくりを進める。さらに、豊かな自然環境を活かしたエコツーリズムや緑豊かな農村環境を活かしたグリーンツーリズム、漁業や海洋環境を活かしたブルーツーリズム等多様な観光を提供し、“観光文化のまち”としての魅力の向上を図る。

第Ⅱ章 都市の将来像

4. 将来都市構造

本町における、土地利用、都市施設や交通体系等の都市機能の配置や自然的環境の保全に関する都市構造の将来像を、ゾーン、拠点、軸の3つの観点から示す。

(1) 将来都市構造【ゾーン】

1) 市街地地域

渡久地、大浜、谷茶及び東においては、住宅、商業・業務施設、公共施設、港湾施設等の都市機能が集中しており、本町の中心市街地を形成している。今後、市街地環境の保全・改善を図るため、用途地域の指定により、用途の純化及び複合化に努める。

2) 集落地域

集落地域においては、良好な集落環境の保全・形成に努める。特に、フクギ並木や瓦屋根住宅等の伝統的な集落要素が多く残っている地域は、これを保全する。

また、若い世代を中心に町外への人口流出が続いている中、集落地域周辺では低未利用地や管理不十分な土地（耕作放棄地など）が増加していることから、それらを活用した定住促進の取り組みを検討するとともに、農園環境・景観と共存し、集落内の身近な生活道路や公共下水道、公園の整備等、生活環境の向上を図り、若い世代等が安心して住める快適で利便性の高い住環境の形成に努める。

3) 田園地域

田園地域は、農地を中心とした土地利用が図られている地域であり、今後も優良農地の保全に努める。また、耕作放棄地も多く存在することから、その活用を促進する。さらに、無秩序な都市的土地利用への転換を抑制し、良好な営農環境・田園景観の保全・形成を図る。

4) ムイ（森）地域

八重岳や円錐カルスト地域の豊かな自然環境・景観を有する地域であり、水源かん養、二酸化炭素の吸収源等の公益的機能も考慮し、その保全に努める。また、今後は周辺環境に十分配慮しながら、公園施設の整備を促進し、エコツーリズム、グリーンツーリズム等の観光資源としての活用を図る。

5) 沿岸域

本町をとりまく沿岸海域は自然の漁礁である広大なサンゴ礁が発達し、漁業の生産条件に恵まれ古くから町民生活の維持向上に大きな役割を果たしており、保全と活用を図る。

さらに、沿岸地の多様な生態系及び景観の保全・再生や赤土等の流出防止対策、漂着ゴミ対策を進める。

(2) 将来都市構造【拠点】

1) 都市拠点

渡久地、大浜等においては商業・業務機能、行政サービス機能及び港湾・漁港機能等の各種機能が集積しており、本町の都市拠点（シビックセンター）と位置付ける。今後は、港と町営市場の連携するプロムナードの形成等「みなとまちづくり」を推進し中心市街地の活性化を図る。

2) 伝統的集落拠点

備瀬、山川、豊原、具志堅、新里、崎本部、瀬底等の伝統的集落景観が残っている集落においては、伝統的集落拠点として位置付け、その景観の保全・育成に努める。また、集落内やその周辺の御嶽や拝所等の歴史的空間については、保全・整備を図る。

3) 交流・物流拠点

本部港（本部地区）においては、北部地域の物流、観光の拠点港としての機能拡充を図る。また、本部港（渡久地区）は、水納島への定期船が運航しており、観光客も多く訪れることから町営市場までのプロムナードの形成を図る等、中心市街地活性化に資する整備を促進する。

4) レクリエーション拠点

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区、八重岳桜の森公園及び田空・新山村コア施設（ハーソー公園）をレクリエーション拠点に位置付け、施設の拡充を進める。特に、田空・新山村コア施設（ハーソー公園）においては、体験型農業等の施策を展開し、都市と地域との交流人口の増加を図る。

5) 緑の拠点

八重岳及び円錐カルスト地域を緑の拠点として位置付け、その良好な自然環境の保全・活用に努める。特に円錐カルスト地域においては周辺環境に十分配慮しながら、公園施設の整備を促進し、エコツーリズム等の観光資源としての活用を図る。

6) 学術・研究拠点

（財）海洋博記念公園管理財団総合研究センター、琉球大学亜熱帯生物圏研究センター瀬底研究施設や沖縄県栽培漁業センター等の学術・研究施設との連携により、本町の水産業等の振興を図る。

第Ⅱ章 都市の将来像

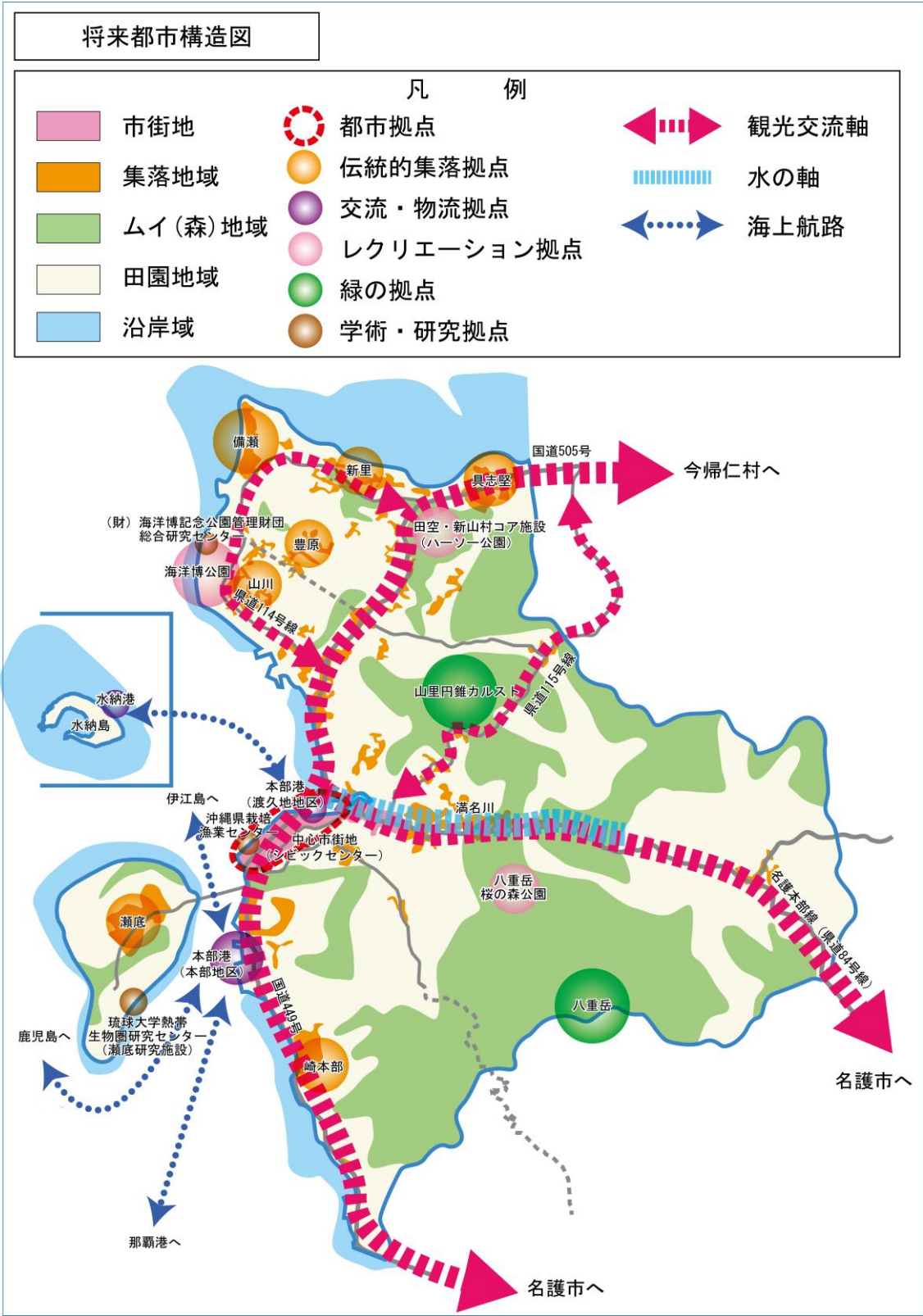
(3) 将来都市構造【軸】

1) 観光交流軸

国道 449 号、国道 505 号、名護本部線（県道 84 号線）、県道 114 号線及び県道 115 号線を観光交流軸として位置付け、拡幅整備等を促進し、円滑な交通の確保やゆとりある歩行空間及び観光都市にふさわしい道路景観の形成に努める。

2) 水の軸

満名川は、本町の中心を東西に流れる河川であり、その周辺には農地や集落が広がり潤いのある空間を形成している。今後は、生物の多様な生息・生育空間として保全しつつ、住民が憩える水辺空間としての整備を促進する。



第Ⅲ章 全体構想

1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本方針

豊かな自然環境と共生し、
農業と調和のとれた秩序ある土地利用

(2) 地区別土地利用の方針

1) 市街地地域

①中心市街地地区

町営市場周辺においては、本町の中心市街地として商業・業務施設を中心とした地区とする。本地区は、町の顔として、町民の日常生活に必要な商業・業務施設のみならず、観光客も訪れる商業地を目指し、港との連携の強化を図りながら活性化に取り組む。

②沿道住商複合地区

国道 449 号、名護本部線（県道 84 号線）並びに町道大浜旧県道線の沿道については、町民の日常生活に必要な便利施設や低中層住宅が立地する地区とする。本地区においては周辺の住宅地との調和に配慮しつつ、利便性の高い地域サービスが提供できる住商複合型の土地利用を目指す。

また、建築物の高さや色彩を統一する等地区計画等の活用による良好な沿道景観の形成を検討する。

③低層住宅地区

渡久地、大浜、谷茶、東等の低層住宅が主体となっている地区については、良好な低層住宅地の環境を保全・形成する地区とする。本地区においては用途の混在を防ぎ、建築物の高さも抑える等ゆとりある住環境の保全・形成に努める。

④渡久地みなと地区

同地区においては、水納島への定期船が運航し、漁港機能も有している本部港（渡久地地区）、2 級河川である満名川があり、このような地区の特性を活かしながら水辺空間を活かした親水公園や町営市場と連携するプロムナードの整備等、交流拠点としての機能の拡充を図る。また、港湾機能の維持増進や都市機能との調和を図る

第Ⅲ章 全体構想

ため臨港地区の区域拡大についても検討する。

2) 集落地域

①伝統的集落地区

備瀬、山川、豊原、具志堅、新里、崎本部、瀬底等フクギの屋敷林や瓦屋根住宅、石垣等の伝統的集落要素が多く残っている地区である。本地区においては、伝統的集落景観を保全するため、景観地区や地区計画等を活用し、周辺環境に調和した建築物の形態意匠等を誘導する。また、集落内や周辺における御嶽、拝所、井泉（カー）等歴史的資源についても、保全・整備・活用を図る。さらに、集落周辺における無秩序な開発を抑制する。

②田園集落地区

その他の集落地域においても、低層の良好な住環境を有していることからその保全を図るとともに、定住促進に向けた生活環境の整備を図る。

3) 田園地域

①営農環境保全地区

農振農用地が指定されている地区については、基盤整備のされた優良農地の保全・活用を図る。また、耕作放棄地については、その活用を促進し、良好な営農環境及び農業景観の形成に努める。

②営農環境調和地区

農振白地地域においては、無秩序な開発を抑制し、周辺農地の営農環境に影響を与えないよう秩序ある土地利用に努め、特に開発動向が想定される地域については、特定用途制限地域や地区計画等の活用について検討する。

4) ムイ（森）地域

①自然環境保全地区

八重岳一帯、円錐カルスト地域については、本町を代表する優れた自然景観を有している地区であり、その保全を図る。

②森林環境共生地区

森林地域が指定されている地区であり、緑豊かな山並みを形成している。したがって、開発を行う場合においては、建築物の規模や色彩等、周辺の自然環境及び景観に十分に配慮し、調和を図るものとする。

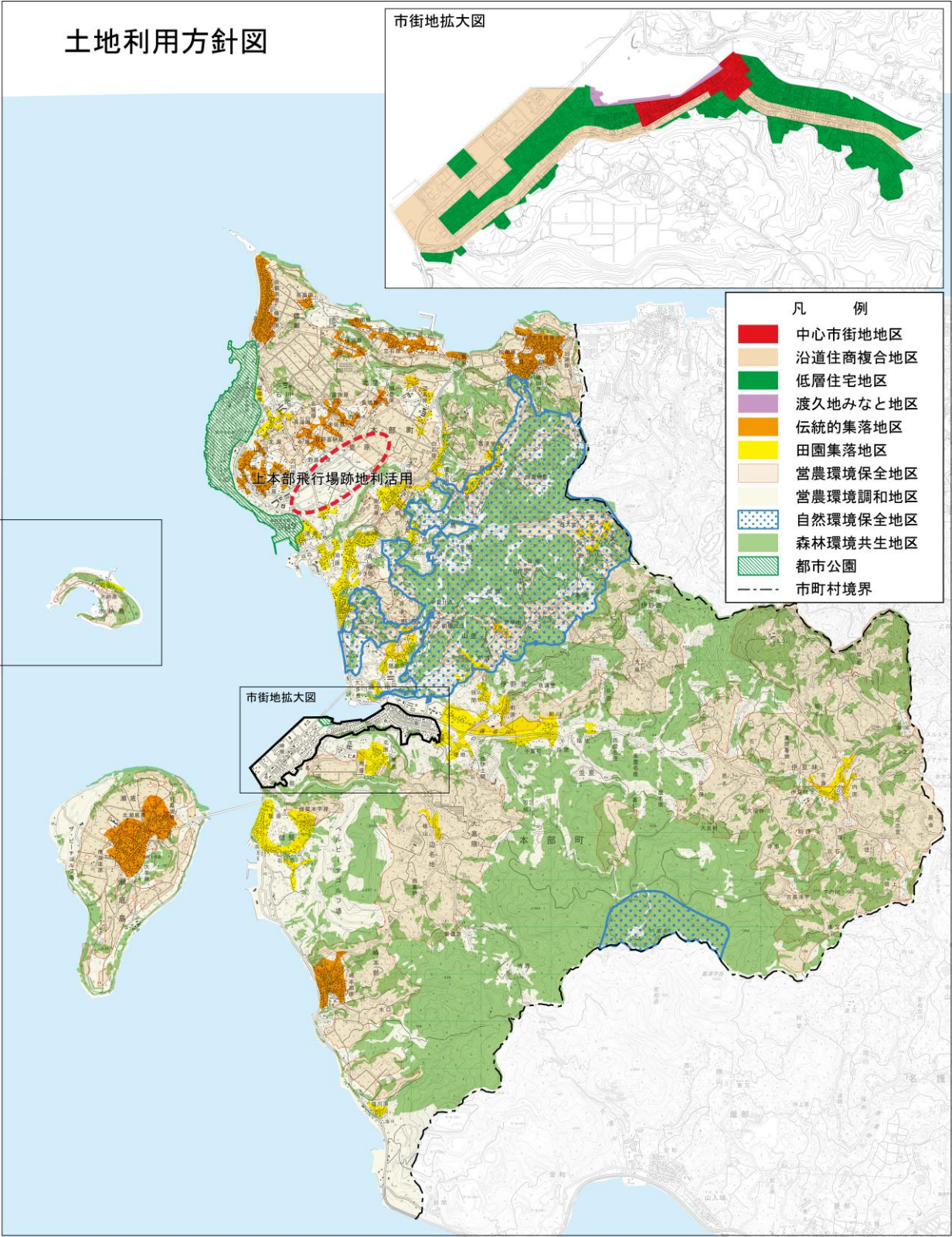
(3) その他土地利用の方針

1) 墓地の集約化

市街地周辺部や農地、原野等に散在している墓地に関しては、民間墓地開発等の実態の把握に努め、適正な誘導や集約化を検討する。

2) 上本部飛行場跡地の利用検討

上本部飛行場跡地については、地権者及び地域住民の意向を反映しつつ、周辺の自然環境や土地利用等に十分配慮し、農業振興を含めた地域振興に資する土地利用を検討する。



2. 道路・交通の整備方針

(1) 道路・交通の整備の基本方針

“観光文化のまち”としての
質の高い道路・交通環境の整備

(2) 体系的な道路網の整備

1) 主要幹線道路の整備

国道 449 号、国道 505 号、名護本部線（県道 84 号線）は、広域的な交通を支える主要幹線道路としての機能を有している。本町においては、特に観光ルートとなっており、拡幅整備等を促進し、快適性・安全性の確保のみならず、道路景観の向上等、質の高い道路空間づくりに努める。

2) 幹線道路

県道 114 号線、県道 115 号線、瀬底健堅線（県道 172 号線）、町道大浜旧県道線等は、地域間の交通を支える幹線道路としての機能を有している。日常生活や地域の産業活動の円滑化を促進するため、機能の維持・向上に努める。

3) 主要生活道路

①主要生活道路

集落間ネットワーク道路や通学路などの地域住民の主要な生活道路は、歩行者の安全性の向上を図るため、ゆとりある歩行者空間の確保に努める。また、道路の快適性の向上を図るため、地域住民と行政との協働による道路の維持管理に努める。

②その他集落内道路

その他の集落内道路についても、地域住民と行政との協働による道路の維持管理を促進する。また、整備の際はフクギ並木や石垣等の歴史的景観要素に十分配慮し、地域住民の意向を十分に勘案する。

(3) 公共交通の充実

本町は高齢化の進行が著しく、今後、交通弱者の増加が見込まれることから、公共交通の役割はより重要となる。よって、コミュニティバスや北部都市圏の周辺市村との連携強化に資する公共交通の拡充を検討し、誰もが安心して暮らせ、都市サービスを楽しみやすい交通環境の形成に取り組む。

また、本部八重岳桜まつり等のイベント時のパークアンドライドによる交通混雑の解消についても検討する。

第Ⅲ章 全体構想

（４）港湾機能の強化

北部圏域の物流や交流の拠点である本部港（本部地区・渡久地地区）については、臨港道路や周辺の都市基盤整備を促進することにより、港湾機能の強化を図る。また、物流機能の強化や観光振興に寄与する国内外の大型クルーズ船寄港の誘致を推進する。

（５）観光拠点ネットワークの確立

本町の主要な観光拠点を連結している国道 449 号、国道 505 号、名護本部線（県道 84 号線）、県道 114 号線、県道 115 号線及び町道大堂線は、誘導サインの整備や良好な沿道景観の形成等により観光拠点のネットワークを確立する。また、町道大堂線終点の謝花地区から国営沖縄記念公園海洋博覧会地区を結ぶ新規道路の整備を進め、観光ネットワークの強化を図る。

また、快適な道路空間の創出を図るために、自転車道についても、隣接市村の計画動向並びに調整等を踏まえて、整備を検討する。

（６）歩行者にやさしい道路空間の整備

歩道整備やバリアフリー化、街路樹等緑陰の創出を図り、歩行者にとって安全で快適な道路空間の整備に取り組む。

道路・交通の整備方針図



3. みどりと水の整備方針

(1) みどりと水の整備の基本方針

広域交流拠点としての公園利用促進及び
町民の身近な公園の整備

(2) 都市公園等の整備促進

1) 都市公園の整備

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区においては、今後も公園の整備・充実を促進する。また、広域公園である当該施設においては年間約 350 万人の観光客が訪れていることから、本町の観光の中心拠点とし、円錐カルスト地域や備瀬集落等のその他の観光拠点との交通ネットワークの確立を図る。

2) 身近な公園の整備

本町においては、一人当たりの公園整備面積は約 51.0 m²/人となっているが、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の整備面積の影響であり、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の面積を勘案しなければ、一人当たりの公園整備面積は約 1 m²/人となる。よって住民の利用する身近な住区基幹公園の必要面積 4 m²/人に対して少ない状況であることから、市街地における街区公園の整備等を検討する。また、集落等に整備されている農村公園に関しても、身近に憩える公園として利活用促進を図る。

また、地域に残る御嶽や拝所、井泉（^{せいせん}カー）等については、公共空地として保全・整備を検討する。

3) オープンスペース等の確保

道路整備や密集市街地の改善に併せ緑陰、ポケットパーク等のオープンスペースの確保に努める。

(3) 良好な緑の保全・活用

1) 良好な自然環境・景観を有する緑の保全・活用

国定公園に指定されている円錐カルスト地域においては、良好な緑の保全を基本としつつ、周辺環境に十分配慮しながら、公園施設の整備を促進し、エコツーリズム等の観光資源としての活用を図る。

また、県指定の天然記念物である八重岳については、その保全に努めるとともに、八重岳桜の森公園については、維持管理を徹底し、イベントの開催等利用促進を図る。

2) 森林地域の保全

森林地域は、水源のかん養、災害の防止、自然環境及び生活環境の保全、木材等の林産物の供給等の多面的な機能を有しており、さらに、大気中の二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する重要な役割も担っている。よって、その保全に努める。特に、水源かん養機能を有している森林地域については、開発を抑制する等の他の土地利用への転換を防ぎ、積極的に保全を図る。

(4) 河川・水辺空間の整備促進

1) 満名川沿岸における桜並木公園整備

満名川沿岸は、市街地における貴重なオープンスペースとして、多自然川づくりを促進し、さらに、親水公園・さくら並木の整備について検討する。

2) ビーチ等海浜の保全活用

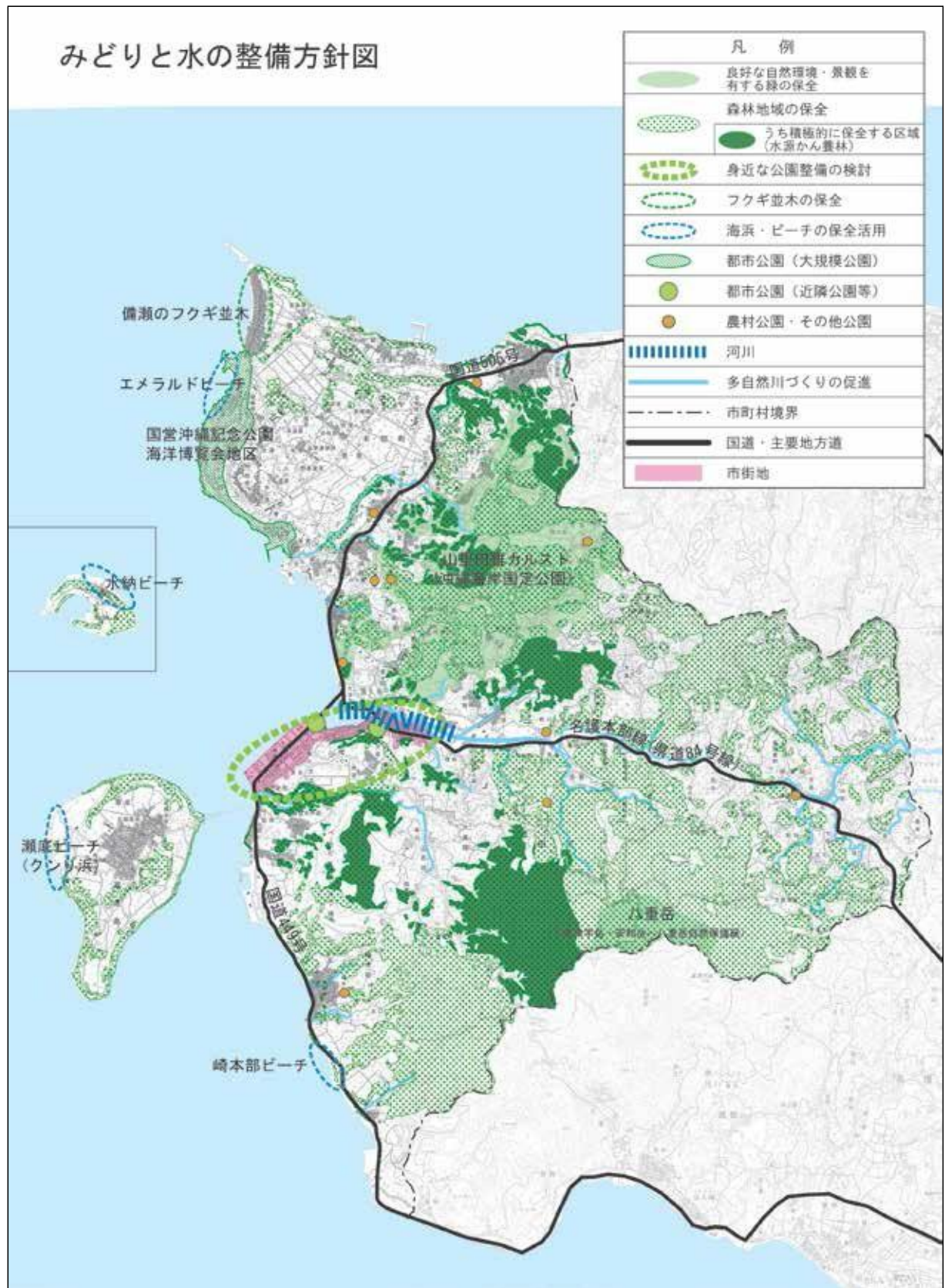
瀬底ビーチや水納ビーチ、崎本部ビーチ、エメラルドビーチ等はレクリエーション機能を有し、本町の重要な観光拠点であることから適切な維持管理、利用促進を図る。

(5) 集落内の貴重な緑の保全

備瀬集落等における良好なフクギ並木については、歴史的、景観的価値が高く、観光資源でもあることから、地域住民との協働のもと、その保全を推進する。

(6) 計画的かつ系統的な緑地の保全・創出の推進

近年の環境問題への関心の高まりや、自然とのふれあいに対する町民ニーズに応え、都市の生活環境の向上を図るため、町民と行政が一体となり、一定の目標のもとに、都市公園の整備や緑地協定等の各種施策を計画的かつ系統的に進める。



4. 自然環境の保全および景観形成の方針

(1) 自然環境の保全および景観形成の基本方針

ムイ(森)、川、海、豊かな自然と文化が薫る、
観光都市 美らまち本部

(2) 自然環境の保全

1) ムイ（森）の保全

八重岳や円錐カルスト等を中心とした緑豊かなムイ（森）は、水源のかん養、災害の防止、自然環境及び生活環境の保全、木材等の林産物の供給等の多面的な機能を有しており、さらに、大気中の二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する重要な役割も担っている。よって、その保全に努める。特に、水源かん養機能を有している森林地域については、開発を抑制する等の他の土地利用への転換を防ぎ、積極的に保全を図る。

2) 自然海岸及び干瀬・イノーの保全

本地域の海岸部は良好な自然海岸が多く、それらは多様な生物の生息・生育地であり、環境学習の場、地域住民の憩いの場等、多様な機能を有していることから、その積極的な保全を図る。また、沿岸域においては、干瀬・イノーが発達しており、その保全を図る。

3) 水環境の保全

公共下水道の整備、個別の合併浄化槽の設置等污水处理に関して、関係部局が連携して水環境の保全を図る。また、赤土等防止対策を促進する。

(3) 良好な景観の保全、育成、再生・創造

1) ムイ（森）、川、海を守り、育み、活かす景観形成

本町は、八重岳や円錐カルスト等を中心とした緑豊かなムイ（森）、そこを流れる満名川等が潤いを演出し、雄大な海に抱かれ、その向こうには水納島や伊江島、伊平屋島、伊是名島が望める。これらの豊かで変化に富んだ自然景観が本町の景観の最大の魅力であり、それらを保全、活用した景観形成に努める。

2) 歴史・文化的要素を保全・活用した集落景観の形成

伝統的な集落、御嶽や拝所等の聖地、踊りや祭事等の歴史的資源・伝統文化を次世代に受け継ぐため、形態意匠のみならず、歴史的文脈を十分に理解しつつ、その景観的要素を保全し、その周辺においてはそれらを活用した景観形成に努める。

第Ⅲ章 全体構想

3) 観光都市としての気品のある公共（交流）空間の景観形成

国道 449 号、国道 505 号、名護本部線（県道 84 号線）、県道 114 号線等、主要観光ルート of 道路空間においては、良好な道路景観の形成に努めるとともに、沿道に立地する建築物及び工作物については、海への眺望等周辺景観へ配慮する。

また、交流・物流の拠点である本部港（本部地区・渡久地地区）や、本部大橋や瀬底大橋、その他山間部の橋梁等についても、海の青やムイ（森）の緑と調和したものとする。

4) 農業振興と連携した良好な田園景観の保全・創出

農地は、町土の約 26%を占めており、本町の景観形成に与える影響は大きい。しかしながら、近年、耕作放棄地の増加等により荒廃化した土地利用がみられるため、農業振興と連携し、農地の有効利用を図ることで、農村の営みや故郷を感じさせる田園景観の保全・創出に努める。

5) 港・河川を活かした潤いと活力ある市街地景観の創出

渡久地、大浜、谷茶、東の市街地は、本町の中心市街地であり、住民サービスの拠点にもなっている。経済情勢や購買行動の変化から大型店等へ客足が向かっているが、地域住民の工夫と試行錯誤で活性化に向けた動きを見せていることから、町営市場を中心とし、本部港（渡久地地区）や満名川の河川空間との一体的な景観形成を図ることにより、潤いと活力ある市街地景観の創出に努める。

5. 防災まちづくりの方針

(1) 防災まちづくりの基本方針

住民の生活と財産を守り、安全な都市づくりを進めることは都市政策の基本であり、災害の未然防止とともに、災害時の適切な対策、迅速な災害復旧等が重要である。

そのため、災害時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえつつ、河川や海岸、急傾斜地等における防災対策を積極的に推進する。

また、台風の常襲地域であることから、河川改修による治水機能の向上及び防災機能の向上に努めるとともに、地域社会の防災対応力の向上を図るため、住民の防災意識の啓発や防災ボランティアの育成等を促進して、住民相互及び住民と行政間の連携が充実した防災体制の強化や情報提供インフラ整備に努める。

(2) 避難路、避難場所の確保

関係機関との連携を図り、市街地における基盤整備や沿道不燃化を促進するとともに、避難経路や避難場所の整備を図り、さらには、避難経路におけるリダンダンシーの確保に努める。

(3) 公共施設等の耐震化

国、県等の施設に関しては、関係機関との連携を図り、耐震性能の強化に向けた取り組みを促進する。また、町有の公共施設においては、建て替えや耐震補強等により耐震性能の強化を図る。

(4) 低地における津波対策

本町の海岸付近には観光関連施設が多く立地していることや、海岸線に沿って市街地・集落が形成されていることから、関係機関との連携を図り、地域の住民への津波浸水予測区域の周知等津波警戒に関する啓発、避難場所案内板の整備や津波避難施設の確保に努め、災害時における地域住民や観光客等の避難誘導策の強化を図る。

(5) 土砂災害等対策

地すべり、がけ崩れ及び急傾斜地における崩壊危険が予想される箇所について調査把握するとともに、土石流危険箇所、がけ崩れ危険箇所の危険度が高い箇所については、関係機関との連携を図り、砂防施設の整備や災害の未然防止事業等の対策に努める。

(6) 河川における洪水対策

本町の2級河川である満名川、大井川においては、関係機関との連携を図り、洪水対策として河川改修等に努める。

6. 福祉のまちづくりの方針

(1) 福祉のまちづくりの基本方針

すべての人が個人として尊重され、様々な交流やふれあいを通して、生きがいを持って自由に行動し、社会参加できる地域社会を実現するため、ノーマライゼーションの理念を実現するまちづくりを目指し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた各種施設整備・改善を進める。

(2) バリアフリーの促進

道路においては、高齢者が歩きやすいよう、あるいは車いす等の通行が容易になるようゆとりある歩道の確保や段差の解消を推進する。また、公園においても、高齢者や障がい者が利用しやすいようバリアフリー化を推進する。

さらに、官公庁舎、医療施設、学校、体育館、図書館等の公共公益施設や、商業施設等、生活のために不特定多数の住民が利用する施設においても、沖縄県福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー化の一層の促進を図る。

また、上記の施設に設定する各種案内標識等は、高齢者、弱視者、色覚障がい者に配慮して判読しやすいよう色彩や表示規模に配慮する。

(3) 交通弱者に配慮した公共交通システムの推進

公共交通の充実を図り、高齢者、障がい者等の移動の円滑化を促進する。

(4) 高齢者対応住宅等の充実に向けた検討

少子高齢化の進行により、高齢者への安定的な居住の確保を図る為、高齢者対応住宅等の充実に向けた検討を行う。

7. その他のまちづくりの基本方針

(1) 公共施設の長寿命化推進

橋梁、下水道施設、町営住宅、公園等の公共施設においては、老朽化状況の把握とともに、これまでの事後的な修繕から予防的な維持管理への転換を図り、長寿命化を推進する。

(2) 住民との協働による公共施設の維持管理の推進

まちづくりに対する意識向上や、地域に対する愛着等を醸成し、また、公共施設の維持管理の効率化を図る為、道路、公園等の公共施設に関しては、住民と行政との協働による維持管理を推進する。

第Ⅳ章 地域別構想

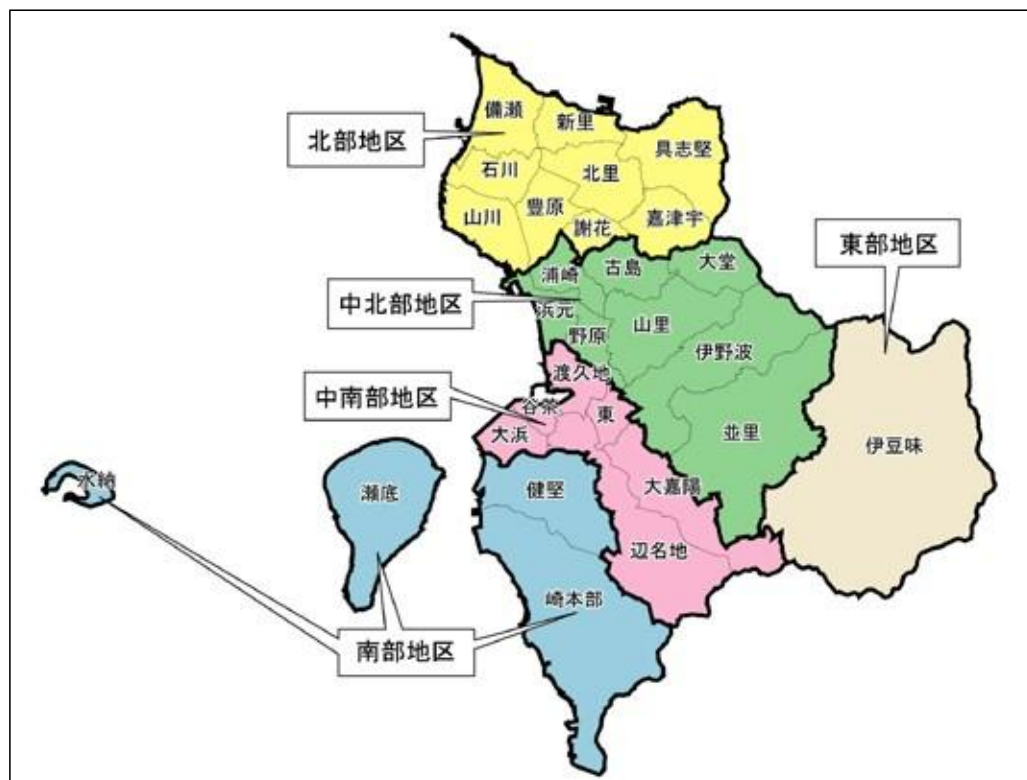
1. 地域区分

地域区分については、本町の将来像を考慮し、地形条件、土地利用現況、字界等を踏まえ、本町の第3次総合計画の地域区分を踏襲するものとし、下記のとおり5つの地域に区分する。

■地域区分

地域名	字名
北部地域	謝花、北里、嘉津宇、具志堅、新里、備瀬、石川、山川、豊原
中北部地域	並里、伊野波、山里、野原、浜元、浦崎、古島、大堂
中南部地域	辺名地、大浜、谷茶、渡久地、東、大嘉陽
東部地域	伊豆味
南部地域	瀬底（水納島含む）、崎本部、健堅

■地域区分図



第Ⅳ章 地域別構想

2. 北部地域

(1) 現況と課題

1) 本地域の現況

本地域は、謝花、北里、嘉津宇、具志堅、新里、備瀬、石川、山川、豊原の9つの字で構成されている。人口は減少傾向にあり、年齢別人口をみると、平成17年現在、65歳以上の高齢人口の割合が29.2%、15歳未満の年少人口の割合が12.9%と本町の中でも少子高齢化が著しい地域である。

一方、本地域西部においては国営沖縄記念公園海洋博覧会地区が立地し、年間350万人の観光客が訪れており、本町のみならず沖縄県における一大観光拠点となっている。

本地域の土地利用は、農地の中に集落が点在する田園型の土地利用が主となっており、近年、具志堅において田空・新山村コア施設（ハーソー公園）が完成し、体験農業等の都市と農村の交流拠点としての機能が期待されている。

また、備瀬、具志堅、豊原及び山川等の各集落においては、フクギ並木や石垣等の伝統的な集落景観が色濃く残っており、さらに、具志堅の神ハサーギ、具志堅シニグ、備瀬シニグ等、多くの歴史・文化資源を有している地域でもある。

本地域の中央に位置する上本部飛行場跡地については、広大な一団の土地を有しており、跡地利用が懸案となっている。

主要な道路としては、隣接の今帰仁村とを結ぶ国道505号、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区へのアクセス道路である県道114号線や山間部を通る県道115号線がある。

公共下水道については、備瀬、山川、謝花及び石川、豊原の一部が整備されている。

公園については、都市計画公園として、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区が整備されているが、住民が身近に利用する住区基幹公園はなく、農村公園が謝花、具志堅に整備されている。

2) 本地域の課題

本地域の課題について、これまで実施してきた住民ワークショップや住民アンケートの整理、また上位関連計画における位置付けや、現況データから整理を行った。

	課 題 凡例： ○…主に住民ワークショップ、住民アンケートからの整理 ●…主に上位関連計画、現況データからの整理
土地利用	○都市と農村の交流による地域活性化 ○若年層が定住できる生活環境の整備、雇用の場の創出 ○空家や耕作放棄地を活用した集落滞在型の体験農業・民泊等、農業部門との連携による土地利用方策 ○山間部における開発動向への対応 ○無秩序に散在する墓地の集約化 ○上本部飛行場の跡地利用及び元エキスポランドの跡地利用の促進 ○田空・新山村コア施設（ハーソー公園）の活用 ○豊かな自然を活かしたエコツーリズムの推進 ○赤土等流出対策 ○日常生活に必要な店舗の立地を促進する等既存集落の生活利便性を向上させる土地利用方策
道路・交通	○国営沖縄記念公園海洋博覧会地区を拠点とした観光ネットワークの構築 ○集落内の生活道路整備 ○歩行者の安全確保のため歩道整備 ●今帰仁城跡等隣接市村との観光ネットワーク形成
みどりと水	○子供の身近な公園・遊び場の確保 ○街路樹の維持・管理
景観・自然環境	○具志堅から新里の風光明媚な自然海岸の保全 ○備瀬のフクギ並木、瓦屋根住宅等を活用した良好な集落景観形成 ○山川集落、具志堅集落のフクギ、瓦屋根住宅を活用した良好な集落景観形成 ○備瀬崎からの眺望点創出 ●備瀬集落内の美装化 ●保安林（防潮林）の修景 ●上本部飛行場跡地からのミラムイ（本部富士）等の眺望点創出 ●海岸線等の周辺環境に適した建物物の形態意匠の誘導 ●公共下水道、個別の合併処理浄化槽の整備推進
防災・福祉・その他	●避難路、避難場所の確保 ●低地における津波対策 ●公共施設の耐震化促進 ●交通弱者の移動手段の確保 ●公共施設におけるバリアフリー化促進 ●公共施設の長寿命化 ●高齢者対応住宅の検討

第Ⅳ章 地域別構想

(2) 基本的な方針

1) 土地利用の基本方針

①集落地域における良好な住環境の創出

本地域の集落は低層戸建て住宅が中心であり、土地利用方策と景観計画の連携等により、建築物については集落環境と調和した形態意匠等に配慮し、良好な低層住宅地としての住環境を創出する。また、近年、空家が多くみられることから、それらを活用した定住促進に向けた取り組み等を検討し、地域コミュニティの活力維持・増進を図る。

②農地の保全と活用

本地域は、斜面地が大半を占める本町の中で、比較的平坦な土地が広がることから、農業基盤整備の整った優良農地も多く、その保全・活用を図る。また、その他の農地についても、無秩序な都市的土地利用への転換は抑制する。

具志堅の田空・新山村コア施設（ハーソー公園）については、体験農業、グリーンツーリズムの場として活用を促進し、周遊観光の形成に資する拠点施設の一つとして、都市と地域の交流人口の増加を図る。

③円錐カルスト地域の保全

本地域の南東部（嘉津宇、具志堅の一部）については自然公園（沖縄海岸国定公園 本部半島カルスト地域）に指定され、貴重な自然環境、自然景観が形成されており、土地利用方策と景観計画との連携により、豊かな自然環境の保全と良好な景観形成を図る。

④上本部飛行場跡地利用の検討

上本部飛行場跡地については、地権者及び地域住民の意向を反映しつつ、周辺の自然環境や土地利用等に十分配慮し、農業振興を含めた地域振興に資する土地利用を検討する。

⑤墓地の誘導と集約化の検討

民間墓地開発の適正な誘導及び墓地の集約化について検討を行う。

2) 道路・交通の基本方針

①観光拠点を結ぶネットワーク形成

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区や、今帰仁城跡等の広域的な観光拠点を結ぶ国道 505 号や県道 114 号線、県道 115 号線については、歩道の拡幅を促進し、ゆとりある歩行者空間の確保に努め、観光地に相応しい道路景観の形成、街路樹の選定及び維持管理を促進するとともに、案内標識の充実等、隣接市村を含めた広域的な観光ネットワークに資する整備を促進する。

さらに、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区、円錐カルスト地域及び今帰仁城跡等の観光拠点の連携強化、町内（本部半島）周遊観光の促進及び住民の移動の利便性

向上を図るため、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区から町道大堂線を連結する新たな道路の整備を促進する。

②集落間ネットワークの形成及び集落内道路の整備・維持管理

生活道路においては、集落間のネットワークを形成する道路整備を重点的に推進する。特に、地域の主要な生活道路や通学路においては、歩行者の安全性を確保するため、歩道幅員の拡幅・整備を進める。また、集落内の道路を整備する場合には、フクギ並木や石垣等の歴史的景観要素に十分配慮するとともに、計画段階からの住民参加を推進する。さらに、地域住民と行政との協働による道路の維持管理を促進する。

③道路のバリアフリー化促進と歩道の確保

住民や観光客等、誰もが不自由なく通行できるよう、道路のバリアフリー化を図るとともに、歩道の確保を図る。

④公共交通の充実

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区、円錐カルスト地域及び今帰仁城跡等の観光拠点や本部半島周遊におけるバス交通の強化や、主要イベント時におけるシャトルバス導入等、観光振興に資する公共交通の充実を図る。また本地域は高齢化の進行も著しく、さらに本町の中心市街地から離れており、日常生活の利便性が他地域に比べて低いことから、交通弱者に対する移動権の確保を図るため、コミュニティバスを含めた公共交通の強化を検討する。

3) みどりと水の基本方針

①観光拠点としての公園の整備・機能充実

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区については、年間 350 万人の観光客が訪れる本町の観光の顔であり、ユニバーサルデザイン化の促進、地域との連携強化、来客者の増加に対応した駐車場整備や公共交通等によるアクセス性の向上等機能向上・拡充を図る。

また、上本部飛行場跡地においては、近接する国営沖縄記念公園海洋博覧会地区との連携を図りつつ、健康・交流をテーマとした広場の整備を検討する。

②身近な公園整備とオープンスペースの確保

本地域においては、住民が日常的に憩える身近な公園が不足していることから、農村公園等も含めて、その適正な配置、規模等を考慮し整備を検討する。

また、集落内の御嶽や井泉（カー）等については、貴重なオープンスペースとして保全・活用する。

③集落内の良好な緑の保全

備瀬、具志堅、豊原及び山川等には、豊かなフクギ並木の屋敷林が残っていることから、地域住民の意向を把握し、緑化協定や地区計画、景観地区等、それぞれの

第Ⅳ章 地域別構想

地域に適した手法を検討し、その保全に努める。

④円錐カルスト地域の保全・活用

本地域東南部においては、円錐カルスト地域が自然公園に指定されており、地域住民・観光客が自然と触れ合える空間として保全・整備を促進する。特に、田真地原地区においては、遊歩道や園地の整備を促進し、グリーンツーリズム等環境学習や探訪体験型利用等多様な活用を図る。

⑤ビーチや自然海岸等の保全・活用

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区内のエメラルドビーチについては、観光レクリエーションの場としての活用を促進する。また、備瀬、新里、具志堅等の海岸は、浜下り等の伝統行事の場や地域住民の憩いの場としての保全・活用を図る。

4) 自然環境・景観形成の基本方針

①集落における伝統的・文化的資源を活かした景観形成

備瀬等のフクギ並木、石垣、瓦屋根住宅等の伝統的集落景観要素の保全に向けて景観地区の指定や、電柱の美装化等修景に向けた取り組みを検討する。

具志堅の神ハサーギ等の文化財、さらには具志堅シニグ、備瀬シニグ等伝統祭祀の風景はまちづくりの重要な資源であり、地域の誇りであることから、コミュニティ活力の維持・増進を図りつつ、その保全・活用による景観形成を図る。

②円錐カルスト地域等山間部の景観形成

本地域東南部の自然公園においては、円錐カルスト地域特有の景観を有していることから、建築物の高さ、デザインについては周辺環境に配慮し、その保全を図る。

③自然海岸および干瀬・イノーの保全

本地域の海岸部は良好な自然海岸が多く、それらは多様な生物の生息・生育地であり、環境学習の場、地域住民の憩いの場等、多様な機能を有していることから、その積極的な保全を図る。また、本地域の沿岸域においては、干瀬・イノーが発達しており、その保全を図る。

④観光ルートにおける道路景観形成

国道 505 号、県道 114 号線及び県道 115 号線については、主要な観光ルートであることから、歩道の整備や街路樹の選定や管理等、良好な道路景観の形成に努める。また、国道 505 号は琉球歴史ロマン街道にも登録されており、周辺の歴史、自然等の資源を活用し、地域振興や観光振興を図る。

また、県道 114 号線沿道については、ホテル等の大規模建築物や観光商業施設が立地しており、今後も新たな開発が予想されることから、観光ルートに適した建築物の形態意匠等を誘導し、良好な沿道景観の形成を図る。

⑤水環境の保全

公共下水道の整備、個別の合併処理浄化槽の設置等污水处理に関して、関係部局

が連携して水環境の保全を図る。

5) 防災まちづくりの基本方針

①土砂災害等対策

本区域においては、土石流危険箇所、がけ崩れ危険箇所があり、危険度が高い箇所については、関連機関と連携し、砂防施設の整備や災害の未然防止事業等の対策に努める。

②公共施設の耐震化

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区等観光拠点をはじめとして、国、県等の施設に関しては、関係機関との連携を図り、耐震性能の強化に向けた取り組みを促進する。また、町有の公共施設においては、建て替えや耐震補強等により耐震性能の強化を図る。

③低地における津波対策と避難路、避難場所の確保

備瀬、新里、具志堅等の低地においては、大規模な地震による津波の被害が想定され、関係機関との連携を図り、沿岸整備や避難路、避難場所の確保を促進するとともに、誘導サインの整備等を含めた災害時における地域住民や観光客等の避難誘導策の強化に努める。

6) 福祉のまちづくりの基本方針

①公共公益施設のバリアフリー化促進

官公庁舎、主要道路や国営沖縄記念公園海洋博覧会地区等公共公益施設のバリアフリー化を促進する。

②交通弱者等の移動手段の確保

本地域は、高齢化の進行が著しく、さらに本町の中心市街地から離れていることから、日常生活の利便性が他地域に比べて低く、公共交通の強化等により交通弱者に対する移動権の確保を図る。

③高齢者対応住宅等の充実に向けた検討

少子高齢化の進行により、高齢者への安定的な居住の確保を図る為、高齢者対応住宅等の充実に向けた検討を行う。

7) その他のまちづくりの基本方針

①公共施設の長寿命化推進

道路橋、町営住宅や下水道施設、都市公園等の公共施設においては、老朽化状況の把握とともに、これまでの事後的な修繕から予防的な維持管理への転換を図り、長寿命化を推進する。

第Ⅳ章 地域別構想

②住民との協働による公共施設の維持管理の推進

まちづくりに対する意識向上や、地域に対する愛着等を醸成し、また、公共施設の維持管理の効率化を図る為、道路、公園等の公共施設に関しては、住民と行政との協働による維持管理を推進する。



第Ⅳ章 地域別構想

3. 中北部地域

(1) 現況と課題

1) 本地域の現況

本地域は、並里、伊野波、山里、野原、浜元、浦崎、古島、大堂の8つの字で構成されている。

本地域の土地利用は、北側には国定公園に指定されている円錐カルスト地域、南側には八重岳が位置していることから、主に山林で占められており、山間部の谷間を満名川が流れ、川沿いに平地が広がっている。西側の低地には、本部町運動公園や本部町民体育館、本部町多目的イベント広場（闘牛場）が整備され、海岸側には、リゾート施設が位置している。

北側の円錐カルスト地域においては、浸食凹地であるドリーネ、ポリエ等、農地や集落と調和した風光明媚な景観が形成され、また、南側の八重岳においては、桜の森公園に至る桜並木を中心とした道路景観や高台からの眺望が得られる。

道路としては、浦崎十字路において国道505号、国道449号、県道115号線が交差し、本部半島の交通の要衝^{ようしょう}となるとともに、名護本部線（県道84号線）、町道大堂線、町道満名川線が横断している。

公共下水道については、浦崎、浜元、伊野波及び古島、野原、並里の一部において整備が行われている。

公園については、農村公園として大堂の親水公園、その他の公園として八重岳桜の森公園、本部町運動公園、並里のじゅーぶに公園、史跡・石くぶり公園等が整備されているが、都市公園としては整備実績がない。

また、八重岳において、大規模な民間墓地開発が行われている。

2) 本地域の課題

本地域の課題について、これまで実施してきた住民ワークショップや住民アンケートの整理、また上位関連計画における位置付けや、現況データから整理を行った。

	課 題 凡例： ○…主に住民ワークショップ、住民アンケートからの整理 ●…主に上位関連計画、現況データからの整理
土地利用	○円錐カルスト地域の保全、活用 ○空家や耕作放棄地を活用した集落滞在型の体験農業・民泊等、農業部門との連携による土地利用方策 ○墓地の集約化と山間部における民間墓地開発の誘導 ○集落における建て詰まりの解消、狭隘道路の改善 ○幹線道路沿線に適した建築物の形態意匠の誘導 ●低未利用地、管理の不十分な土地を活用した宅地の確保 ●伊野波・並里地区の定住促進を目的とした基盤整備および快適な生活環境の形成
道路・交通	○円錐カルスト地域における遊歩道・散策路等観光道路の整備 ○今帰仁城跡等隣接市村も含めた観光ルート、ネットワークの構築 ○集落における生活道路、歩道の整備 ○浜元船着き場の利活用 ○幹線道路の維持管理
みどりと水	○満名川の整備と、親水性の確保 ○子供の身近な公園・遊び場の確保 ○円錐カルスト地域の公園化 ○幹線道路における街路樹の維持・管理
景観・自然環境	○海、円錐カルスト地域等良好な景観形成 ○八重岳の桜並木を活用した景観形成 ○景観形成に配慮した農業基盤整備 ○浜元の海浜景観の保全 ○幹線道路における屋外広告物の誘導 ○拝所、踊り等文化財を活用した景観形成 ○集落景観に配慮した建築物の誘導 ○瓦屋根住宅の保全 ●並里地区の公共下水道区域の拡大 ●公共下水道、個別の合併処理浄化槽の整備推進
防災・福祉・その他	●がけ崩れ等土砂災害対策 ●避難路、避難場所の確保 ●低地における津波対策 ●公共施設の耐震化促進 ●交通弱者の移動手段の確保 ●公共施設におけるバリアフリー化促進 ●公共施設の長寿命化 ●高齢者対応住宅の検討

第Ⅳ章 地域別構想

(2) 基本的な方針

1) 土地利用の基本方針

①集落地域における良好な住環境の創出

集落地域は低層戸建て住宅が中心であり、これらの集落地域については、土地利用方策と景観計画の連携等により、建築物については集落環境と調和した形態意匠等に配慮し、良好な住環境を創出する。また、近年、空家が多くみられることから、それらを活用した定住促進に向けた取り組み等を検討し、地域コミュニティの活力維持・増進を図る。

整備が進む満名川線の沿道エリア（伊野波・並里地区）については、定住促進を目的とした土地利用転換や計画的な宅地化の誘導などによる土地の有効活用を図る。

②農地の保全と活用

本地域は、満名川沿いや斜面地において農地が広がっているが、耕作放棄地等も散在しているため、集落滞在型の体験農業等、農業部門との連携した土地利用方策により、保全・活用を図る。

③八重岳及び円錐カルスト地域の保全

本町の特徴である八重岳や、本地域北側の円錐カルスト地域等山間部においては、土地利用方策と景観計画の連携により、豊かな自然環境の保全と良好な景観形成を図る。

④墓地の誘導と集約化の検討

八重岳においては、大規模な民間墓地開発が行われており、民間墓地開発の適正な誘導及び墓地の集約化について検討を行う。

2) 道路・交通の基本方針

①観光拠点を結ぶネットワーク形成 国営沖縄記念公園海洋博覧会地区、円錐カルスト地域等町内の観光拠点や、今

帰仁城跡等の広域的な観光拠点を結ぶ国道 449 号、国道 505 号、名護本部線（県道 84 号線）、県道 115 号線、町道大堂線、町道満名本線については、歩道の拡幅を促進し、ゆとりある歩行者空間の確保に努め、観光地に相応しい道路景観の形成、街路樹の選定及び維持管理の徹底を図るとともに、案内標識の充実等、隣接市村を含めた広域的な観光ネットワークに資する整備を促進する。

②道路のバリアフリー化促進と歩道の確保 住民や観光客等、誰もが不自由なく通行できるよう、道路のバリアフリー化を図るとともに歩道の確保を図る。

③公共交通の充実

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区、円錐カルスト地域及び今帰仁城跡等の観光拠点や本部半島周遊におけるバス交通の強化や、主要イベント時におけるシャトルバス導入等、観光振興に資する公共交通の充実を図る。また、交通弱者に対する移動権の確保を図るため、コミュニティバスを含めた公共交通の強化を検討する。

3) みどりと水の基本方針

①満名川の整備促進

本地域の中央を流れる満名川の整備にあたっては、その治水・利水機能の発揮に留意しつつ、住民の憩いの場となる水辺環境の形成や生物の生育・生息環境に配慮し、さらに、かつて満名ターブクと呼ばれた豊かな水田地帯であった地域の歴史に配慮した水辺景観の形成に努める。

②円錐カルスト地域の観光拠点機能充実

円錐カルスト地域においては、駐車場、トイレ等が整備され、また車道、歩道等の整備が予定されており、環境学習体験等の自然とふれあうことのできる公園として機能拡充を図る。

③八重岳桜の森公園および周辺の機能充実

八重岳桜の森公園は、国定沖縄記念公園海洋博覧会地区と並ぶ本町の観光拠点として機能充実を図るとともに、公園周辺における眺望点の創出を図る。

④本部町運動公園一帯の機能充実

本部町運動公園一帯については、本部町町民体育館、本部町多目的イベント広場（闘牛場）を含め、住民の憩いの空間、レクリエーション空間としての機能拡充を図るとともに、多目的イベント広場（闘牛場）については、観光拠点としての利活用を促進する。

⑤身近な公園整備とオープンスペースの確保

本地域においては、住民が日常的に憩える身近な公園が不足していることから、農村公園等も含めて、その適正な配置、規模等を考慮し整備を検討する。

4) 自然環境・景観形成の基本方針

①円錐カルスト地域等山間部の景観形成

本地域東南部の円錐カルスト地域においては、ウフグシクミイやミラムイ（本部富士）、大堂ポリエ等円錐カルスト地域特有の地形、優れた自然景観が形成されており、その稜線及び眺望を保全するため、建築物の高さ、色彩、デザイン等に配慮する。

②海浜の活用

浜元等の海浜については、観光レクリエーションの場としての活用を促進する。

③観光ルートにおける道路景観形成

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区や八重岳、今帰仁城跡等への観光ルートである国道 449 号、国道 505 号、県道 115 号線、名護本部線（県道 84 号線）、円錐カルスト地域を横断する町道大堂線等の沿線の建築物については、観光ルートにふさわしい形態意匠等を誘導し、良好な道路景観を形成する。また、国道 449 号、国道 505

第Ⅳ章 地域別構想

号、名護本部線（県道 84 号線）は琉球歴史ロマン街道にも登録されており、周辺の歴史、自然等の資源を活用し、地域振興や観光振興を図る。

④水環境の保全

定住促進を目的とした宅地等の土地利用を促進する並里地区の生活環境の改善等に資する下水道管渠の整備と公共下水道区域の拡大を図る。

公共下水道の整備、個別の合併処理浄化槽の設置等污水处理に関して、関係部局が連携して水環境の保全を図る。

5) 防災まちづくりの基本方針

①土砂災害等対策

本区域においては、土石流危険箇所、がけ崩れ危険箇所があり、危険度が高い箇所については、関連機関と連携し、砂防施設の整備や災害の未然防止事業等の対策に努める。

②公共施設の耐震化

国、県等の施設に関しては、関係機関との連携を図り、耐震性能の強化に向けた取り組みを促進する。また、町有の公共施設においては、建て替えや耐震補強等により耐震性能の強化を図る。

③低地における津波対策と避難路、避難場所の確保

浜元等の低地においては、大規模な地震による津波の被害が想定され、関係機関との連携を図り、沿岸整備や避難路、避難場所の確保を促進するとともに、誘導サインの整備等を含めた災害時における地域住民や観光客等の避難誘導策の強化に努める。

6) 福祉のまちづくりの基本方針

①公共公益施設のバリアフリー化促進

官公庁舎、主要道路や八重岳桜の森公園等公共公益施設のバリアフリー化を促進する。

②交通弱者等の移動手段の確保

本町中心市街地から離れている地域に関しては、公共交通の充実等により交通弱者に対する移動権の確保を図る。

③高齢者対応住宅等の充実に向けた検討

少子高齢化の進行により、高齢者への安定的な居住の確保を図る為、高齢者対応住宅等の充実に向けた検討を行う。

7) その他のまちづくりの基本方針

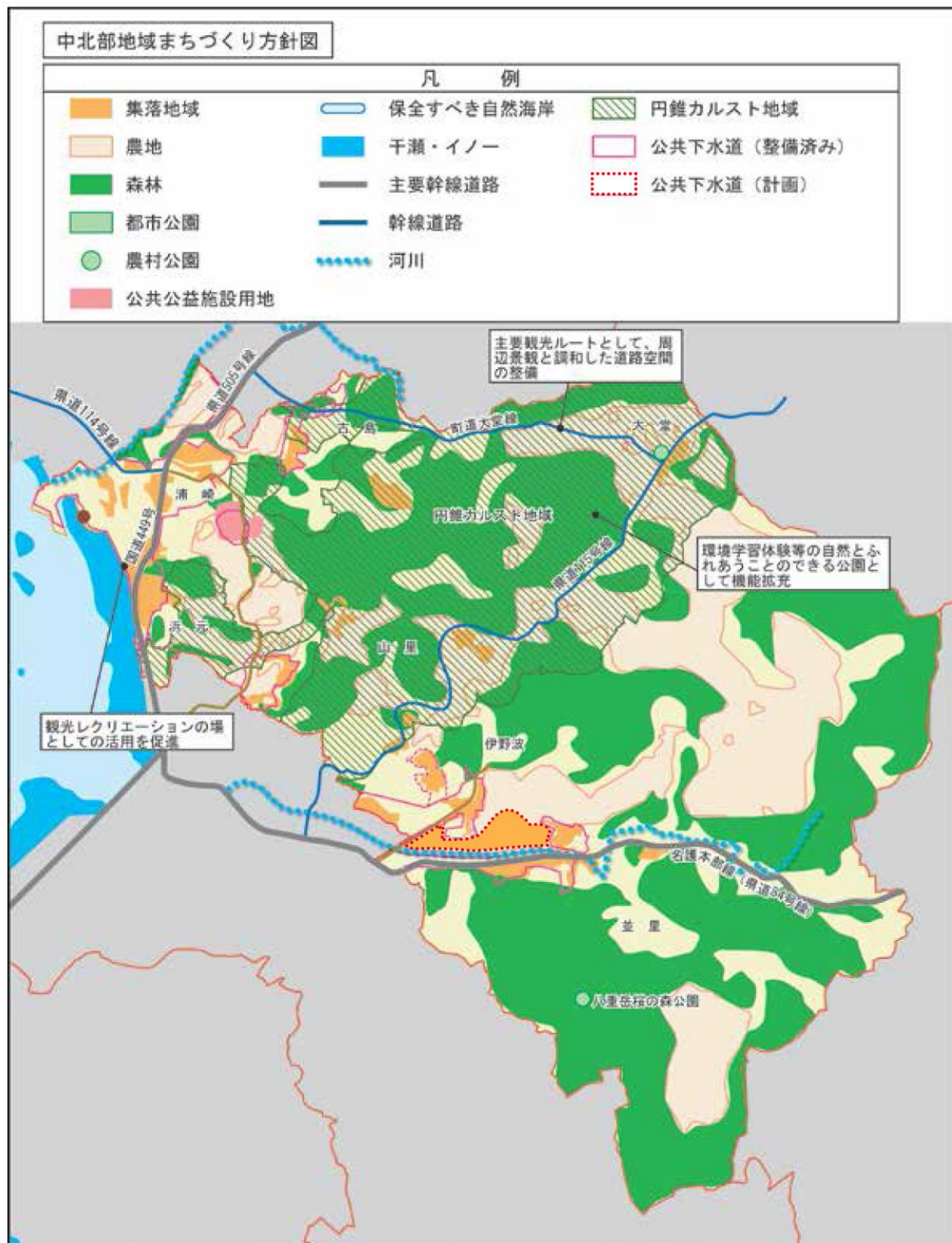
①公共施設の長寿命化推進

道路橋、町営住宅や下水道施設、公園等の公共施設においては、老朽化状況の把握とともに、これまでの事後的な修繕から予防的な維持管理への転換を図り、長寿化を推進する。

②住民との協働による公共施設の維持管理の推進

まちづくりに対する意識向上や、地域に対する愛着等を醸成し、また、公共施設の維持管理の効率化を図る為、道路、公園等の公共施設に関しては、住民と行政との協働による維持管理を推進する。

第Ⅳ章 地域別構想



4. 中南部地域

(1) 現況と課題

1) 本地域の現況

本地域は、辺名地、大浜、谷茶、渡久地、東、大嘉陽で6つの字で構成されている。人口は減少傾向にあり、年齢別人口をみると、平成17年現在、65歳以上の高齢人口の割合が20.6%、15歳未満の年少人口の割合が15.7%と本町の中で最も高齢人口の割合が低く、年少人口の割合が高い地域である。

本地域の土地利用は、渡久地、東、谷茶及び大浜においては、本町の中心市街地を形成しており、町営市場を中心として商業機能や行政サービス機能、医療、文化・福祉機能が集積している。また、地域の中央部においては、農地が広がっており、南部は八重岳を頂きとする山林となっている。

また、本部港（渡久地地区）は水納島への定期船が運航し、カツオ漁船の基地としても知られており、一部、臨港地区に指定されている。

本地域の主要道路としては、国道449号、名護本部線（県道84号線）及び町道大浜旧県道線がある。

本部港（渡久地地区）にそそぐ満名川は、古くは子供たちの遊び場として親しまれていたが、護岸整備等によりそのような機能は失われている。

町営市場においては、活性化に向けた取り組みが行われているところであり、若い事業者の参入や手作り市の開催等により再活性化が期待される。

公共下水道については、中心市街地及び辺名地集落において整備されている。本地域には近隣公園として谷茶公園及び街区公園として渡久地児童公園が都市計画決定されているが、渡久地児童公園は未着手となっている。

第Ⅳ章 地域別構想

2) 本地域の課題

本地域の課題について、これまで実施してきた住民ワークショップや住民アンケートの整理、また上位関連計画における位置付けや、現況データから整理を行った。

	課 題 凡例： ○…主に住民ワークショップ、住民アンケートからの整理 ●…主に上位関連計画、現況データからの整理
土地利用	○中心市街地、町営市場等都市基盤整備、土地利用の高度化 ○市街地における建て詰まり、密集の解消 ○住宅地等市街地における用途純化 ○若年層が定住できる生活環境の整備、雇用の場の創出 ○町営市場、漁港施設（カツオ工場）等の有効活用と観光への活用 ○都市機能の集約化 ○山間部における開発動向への対応 ○優良農地の保全 ○耕作放棄地の解消と土地利用の流動化（有効活用のシステム） ●低未利用地、管理の不十分な土地を活用した宅地の確保
道路・交通	○本部港（渡久地地区）の整備（ヨットハーバー等） ○河川整備と港湾整備を連携させた整備 ○幹線道路の整備 ○集落における生活道路、歩道の整備 ○渡久地十字路の整備、拡張 ○観光と連動したネットワーク形成 ○ロードパーク整備
みどりと水	○子供の身近な公園・遊び場の確保 ○山間部の保全、開発動向への対応 ○大浜地区の多目的広場整備 ○満名川の整備と親水性の創出 ○公共施設の緑化推進 ○道路空間の緑化 ●道路拡張による代替緑化
景観・自然環境	○自然環境に配慮した建築物の形態意匠の誘導 ○むかしながらの原風景の復元 ○眺望点の創出 ○本部の中心としての景観形成 ○伊江島への眺望や夕日等海浜における眺望点の創出 ○赤土流出対策 ○豊年祭、ウードユイ、綱引き等文化的資源を活用した景観形成 ●公共下水道、個別の合併処理浄化槽の整備推進
防災・福祉・その他	●がけ崩れ等土砂災害対策 ●避難路、避難場所の確保 ●低地における津波対策 ●公共施設の耐震化促進 ●交通弱者の移動手段の確保 ●公共施設のバリアフリー化促進 ●高齢者対応住宅の検討

（２）基本的な方針

渡久地、東、谷茶、大浜の中心市街地においては、町役場をはじめとした官公庁舎や、町営市場等の商業施設が集積し、また、水納島との定期航路の発着点である本部港（渡久地地区）が位置している。これら中心市街地においては、用途地域指定の検討や、港湾機能、道路機能の強化、潤いとにぎわいの創出等、本町の都市拠点（シビックセンター）として機能強化に努める。

１）土地利用の基本方針

①市街地における用途地域指定の検討

渡久地、東、谷茶、大浜の中心市街地においては、現在、用途地域が指定されていないことから、今後、建築物の用途の混在等による住環境の悪化が懸念され、用途地域指定に向けた取り組みが必要となる。

したがって、市街地の建物用途・建ぺい率・容積率の実態を把握し、住民意向を把握した上で、将来の土地利用を明確にし、用途地域の指定に向けた検討を行う。

②本部港（渡久地地区）の臨港地区拡大と機能強化

本部港（渡久地地区）においては臨港地区が指定されているが、指定区域の拡大により、プロムナードの整備を行い、港湾機能や観光拠点機能の強化を図る。

③町営市場を中心とした市街地の活性化

町営市場を中心とした、商業・業務施設が集積する地域においては、プロムナード整備等周辺の都市基盤整備により離島航路の発着点である本部港（渡久地地区）と町営市場の連携を図り、商業・業務機能を強化するとともに、本町の顔となるにぎわいの創出を図る。

④集落地域における住環境の保全

整備が進む満名川線の沿道エリア（伊野波・並里地区）については、定住促進を目的とした土地利用転換や計画的な宅地化の誘導などによる土地の有効活用を図る。

辺名地及び大嘉陽の集落地域においては、低層戸建てのゆとりある住環境を形成していることから、その保全を図る。

⑤墓地の誘導と集約化の検討

民間墓地開発の適正な誘導及び墓地の集約化について検討を行う。

２）道路・交通の基本方針

①主要幹線道路の機能強化

本町の主要幹線道路である国道 449 号の 4 車線化を促進し、本部町の観光拠点へのアクセス性の向上及び災害時の緊急輸送道路のネットワークや耐震性の確保を促進する。

また、名護本部線（県道 84 号線）についても、主要な観光ルートであるが、十分な幅員が確保されていないことから、道路の拡幅整備について検討し、安全性・快適性の向上を促進する。

第Ⅳ章 地域別構想

②港・町営市場を中心とした歩行空間の確保

中心市街地活性化を図るため、本部港（渡久地地区）、町営市場を中心として、観光客や住民が回遊できるゆとりと潤いのある歩行者空間の確保を検討する。

③公共交通の充実

本部半島周遊におけるバス交通の強化や、主要イベント時におけるシャトルバス導入等、観光振興に資する公共交通の充実を図る。

3) みどりと水の基本方針

①身近な公園整備とオープンスペースの確保

本地域においては、近隣公園として谷茶公園が整備されているが、街区公園である渡久地児童公園は都市計画決定済みながら未整備となっており、住民にとって身近な公園整備のあり方について検討を進める。

②満名川における住民の憩いの場の確保

満名川の整備にあたっては、その治水・利水機能の発揮に留意しつつ、生物の生育・生息環境に配慮するとともに、住民の憩いの場となる水辺環境の形成を促進する等、市街地における貴重なオープンスペースとしての機能充実に努める。

4) 自然環境・景観形成の基本方針

①満名川多自然川づくりと沿川の景観形成

満名川においては、多自然川づくりにより、自然への負荷を最小限に抑える整備を図るとともに、かつて満名タープクと呼ばれた豊かな水田地帯であった地域の歴史に配慮した水辺景観の形成に努める。

②渡久地のみなとまちとしての景観形成

本部港（渡久地地区）は、水納島等離島航路の発着点のみならず、古くはカツオ漁、近年では養殖マグロの水揚げも盛んであり、船着き場やカツオ加工場跡地等、情緒あふれるみなとまちとしての景観を保全しつつ、良好な景観形成に努める。

③町営市場を中心とした商業地の景観形成

町営市場においては、昔ながらの商業形態が残り、また近年、若い事業者の参入や手作り市等の開催により、以前の活気を取り戻しつつある。これら商業地の持つ魅力を活かしつつ良好な景観形成に努める。

④観光ルートにおける道路景観形成

本町の中心市街地を通る国道 449 号、名護本部線（県道 84 号線）沿線の建築物については、観光ルートにふさわしい形態意匠等を誘導し、良好な道路景観を形成する。また、国道 449 号、名護本部線（県道 84 号線）は琉球歴史ロマン街道にも登録されており、周辺の歴史、自然等の資源を活用し、地域振興や観光振興を図る。

⑤水環境の保全

公共下水道の整備、個別の合併処理浄化槽の設置等汚水処理に関して、関係部局が連携して水環境の保全を図る。

5) 防災まちづくりの基本方針

①土砂災害等対策

本区域においては、土石流危険箇所、がけ崩れ危険箇所があり、危険度が高い箇所については、関係機関との連携を図り、砂防施設の整備や災害の未然防止事業等の対策に努める。

②公共施設の耐震化

国、県等の施設に関しては、関係機関との連携を図り、耐震性能の強化に向けた取り組みを促進する。また、町有の公共施設においては、本部小学校校舎全面改築工事の推進や役場庁舎建て替えに向けた取り組みを推進するとともに、その他の施設についても耐震性能の強化を図る。

③避難路、避難場所の確保

市街地においては、道路が狭隘である地域がみられることから、災害時における避難路、避難場所の確保を図るとともに、誘導サインの整備等を含めた災害時における地域住民や観光客等の避難誘導策の強化を図る。

④低地における津波対策

渡久地、谷茶、大浜等の低地においては、大規模な地震による津波の被害が想定され、関係機関との連携を図り、沿岸整備や避難路、避難場所の確保を促進するとともに、誘導サインの整備等を含めた災害時における地域住民や観光客等の避難誘導策の強化に努める。

6) 福祉のまちづくりの基本方針

①公共公益施設のバリアフリー化促進

都市機能が集積した中心市街地においては、住民や観光客等不特定多数が活動しており、主要道路や役場等公共公益施設のバリアフリー化を促進する。

②交通弱者等の移動手段の確保

公共交通の強化等により交通弱者に対する移動権の確保を図る。

③高齢者対応住宅等の充実にに向けた検討

少子高齢化の進行により、高齢者への安定的な居住の確保を図る為、高齢者対応住宅等の充実にに向けた検討を行う。

第Ⅳ章 地域別構想

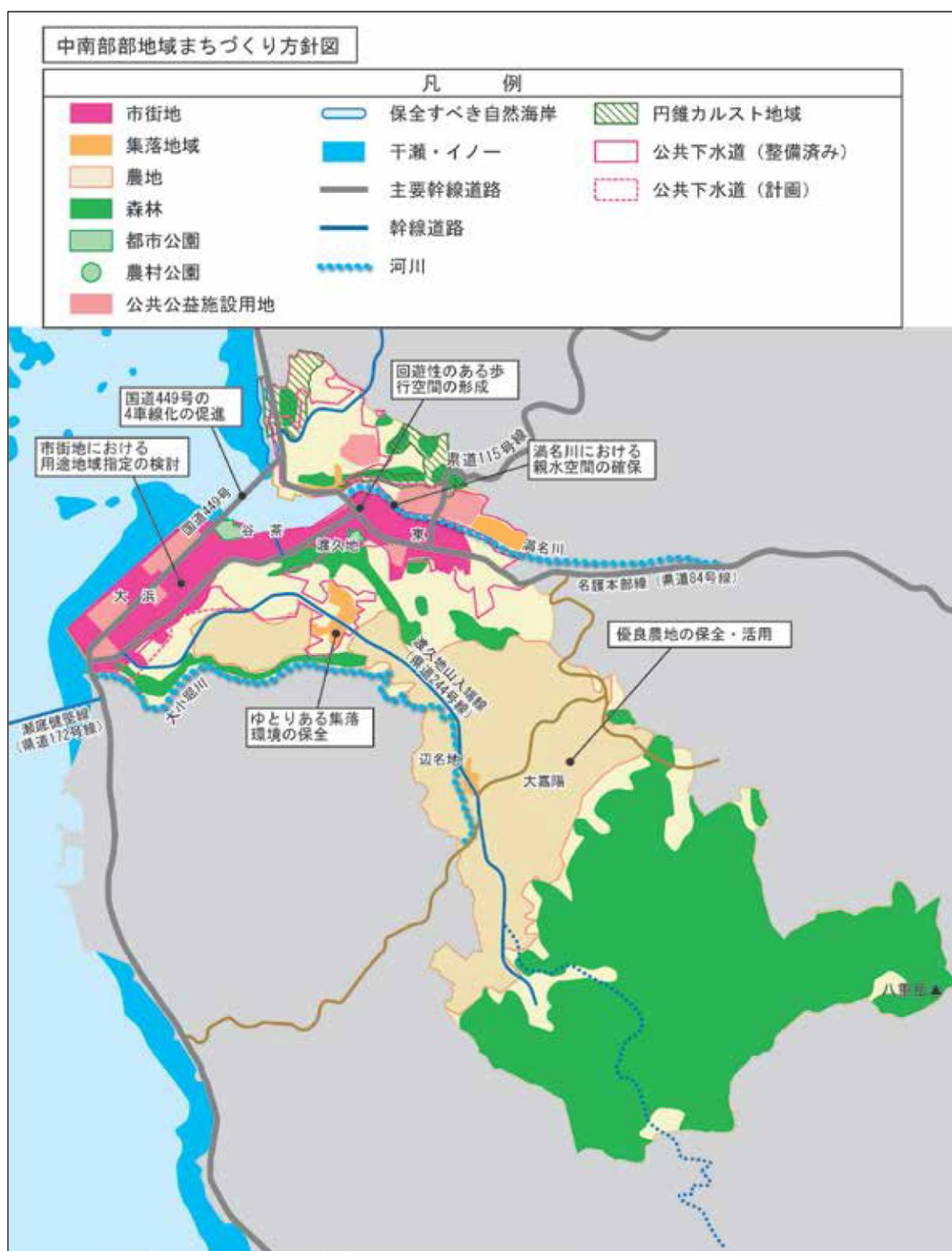
7) その他のまちづくりの基本方針

①公共施設の長寿命化推進

道路橋、町営住宅や下水道施設、都市公園等の公共施設においては、老朽化状況の把握とともに、これまでの事後的な修繕から予防的な維持管理への転換を図り、長寿命化を推進する。

②住民との協働による公共施設の維持管理の推進

まちづくりに対する意識向上や、地域に対する愛着等を醸成し、また、公共施設の維持管理の効率化を図る為、道路、公園等の公共施設に関しては、住民と行政との協働による維持管理を推進する。



第Ⅳ章 地域別構想

5. 東部地域

(1) 現況と課題

1) 本地域の現況

本地域は、行政区としては伊豆味のみで構成されている地域である。人口は減少傾向にあり、年齢別人口をみると、平成 17 年現在、65 歳以上の高齢人口の割合が 29.0%と本町の中でも比較的高齢化が進行している地域である。

本町の東側の山間部に位置し、土地利用としては主に森林が占め、これらの森林や斜面地を利用したタンカン等の果樹園が点在している。

本地域の中央において、2 級河川である大井川が流れており、その川沿いの平地に集落が位置している。公園としては、伊豆味農村公園、親水公園が整備されているが、都市計画公園の整備実績はない。

また、下水道についても整備実績はない。

道路としては、本町の市街地に通じる名護本部線（県道 84 号線）が横断しており、その沿線において商店、観光施設等が点在している。その他、今帰仁村と結ぶ県道 123 号線、町道伊豆味親名線が位置している。

2) 本地域の課題

本地域の課題について、これまで実施してきた住民ワークショップや住民アンケートの整理、また上位関連計画における位置付けや、現況データから整理を行った。

	課 題 凡例： ○…主に住民ワークショップ、住民アンケートからの整理 ●…主に上位関連計画、現況データからの整理
土地利用	○空家や耕作放棄地を活用した集落滞在型の体験農業・民泊等、農業部門との連携による土地利用方策 ○伊豆味の山間部の自然環境の保全 ●山間部における民間墓地開発の適正な誘導
道路・交通	○八重岳や嘉津宇岳を結ぶ観光ルートの確立 ○駐車場、公衆トイレ等観光拠点としての整備 ○生活道路、歩道の整備
みどりと水	○大井川の整備 ○親水公園の利活用
景観・自然環境	○伊豆味の山間部の風景を活かす景観形成 ○タキントー等御嶽の保全と活用 ○松の並木を活かした道路景観形成 ○周辺環境に配慮した店舗等の形態意匠 ●個別の合併処理浄化槽の整備推進
防災・福祉・その他	●がけ崩れ等土砂災害対策 ●避難路、避難場所の確保 ●公共施設の耐震化促進 ●交通弱者の移動手段の確保 ●公共施設のバリアフリー化促進 ●高齢者対応住宅の検討

(2) 基本的な方針

1) 土地利用の基本方針

①集落地域における良好な住環境の創出

大井川沿いの伊豆味集落については、低層戸建て住宅が散在するとともに、工業系の土地利用や沿道には小規模な商業施設の立地もみられることから、集落環境と調和した施設の立地や、建築物の形態意匠を誘導し、良好な住環境を創出する。

また、近年、空家が多くみられることから、それらを活用した定住促進に向けた取り組み等を検討し、地域コミュニティの活力維持・増進を図る。

②農地の保全と活用

本地域は、森林や斜面地を活かした果樹園等の農業が行われているが、耕作放棄地も散在され、体験農業やグリーンツーリズム等農業部門の施策と土地利用方策との連携により、これら農地の保全・活用を図る。

③墓地の誘導と集約化の検討

民間墓地開発の適正な誘導及び墓地の集約化について検討を行う。

2) 道路・交通の基本方針

①観光拠点を結ぶネットワーク形成

本町の中心市街地と名護市を連結する名護本部線（県道 84 号線）については、観光地に相応しい道路景観の形成、街路樹の選定及び維持管理の徹底を図るとともに、案内標識の充実等、隣接市村を含めた広域的な観光ネットワークに資する整備を促進する。また、歩道は幅員が狭く危険であることから、歩道の拡幅等により安全性の向上を図る。

②道路のバリアフリー化促進と歩道の確保

住民や観光客等、誰もが不自由なく通行できるよう、歩道の拡幅を促進し、ゆとりある歩行者空間の確保に努め、道路のバリアフリー化を促進する。

③公共交通の充実

本部半島周遊におけるバス交通の強化等、観光振興に資する公共交通の充実を図る。また、交通弱者に対する移動権の確保を図るため、コミュニティバスを含めた公共交通の強化を検討する。

3) みどりと水の基本方針

①大井川沿いの親水空間の利活用促進

大井川沿いにおいては、伊豆味農村公園、親水公園等水辺環境整備が行われており、親水性の確保を図るとともに、自然環境学習の場としての活用を促進する。

第Ⅳ章 地域別構想

4) 自然環境・景観形成の基本方針

①山間部の自然環境の保全と景観形成

生物の多様性に富んだ山間部の自然環境を保全するとともに、周辺環境に配慮した建築物の形態意匠等の誘導を図ることで、山間部の稜線や眺望を確保し、良好な景観形成を図る。

②地域活動と連携した景観形成

本地域は、あじさいの花見開催やウォーキング等地域活動が盛んであり、それらと連携した景観施策の展開を検討する。

③観光ルートにおける道路景観形成

本町と名護市を結ぶ名護本部線（県道 84 号線）沿線の建築物については、観光ルートに適した形態意匠等へ誘導し、良好な道路景観を形成する。また、同道路は琉球歴史ロマン街道にも登録されており、周辺の歴史、自然等の資源を活用し、地域振興や観光振興を図る。

④水環境の保全

個別の合併処理浄化槽の設置により、関係部局が連携して水環境の保全を図る。

5) 防災まちづくりの基本方針

①土砂災害等対策

本区域においては、土石流危険箇所、がけ崩れ危険箇所があり、危険度が高い箇所については、関係機関との連携を図り、砂防施設の整備や災害の未然防止事業等の対策に努める。

②公共施設の耐震化

国、県等の施設に関しては、関係機関との連携を図り、耐震性能の強化に向けた取り組みを促進する。また、町有の公共施設においては、建て替えや耐震補強等により耐震性能の強化を図る。

6) 福祉のまちづくりの基本方針

①公共公益施設のバリアフリー化促進

名護本部線（県道 84 号線）等主要道路、公園等公共公益施設におけるバリアフリー化を促進する。

②交通弱者等の移動手段の確保

本地域は、高齢化の進行が著しく、さらに本町の中心市街地から離れていることから、日常生活の利便性が他地域に比べて低く、公共交通の強化等により交通弱者に対する移動権の確保を図る。

③高齢者対応住宅等の充実に向けた検討

少子高齢化の進行により、高齢者への安定的な居住の確保を図る為、高齢者対応

住宅等の充実に向けた検討を行う。

7) その他のまちづくりの基本方針

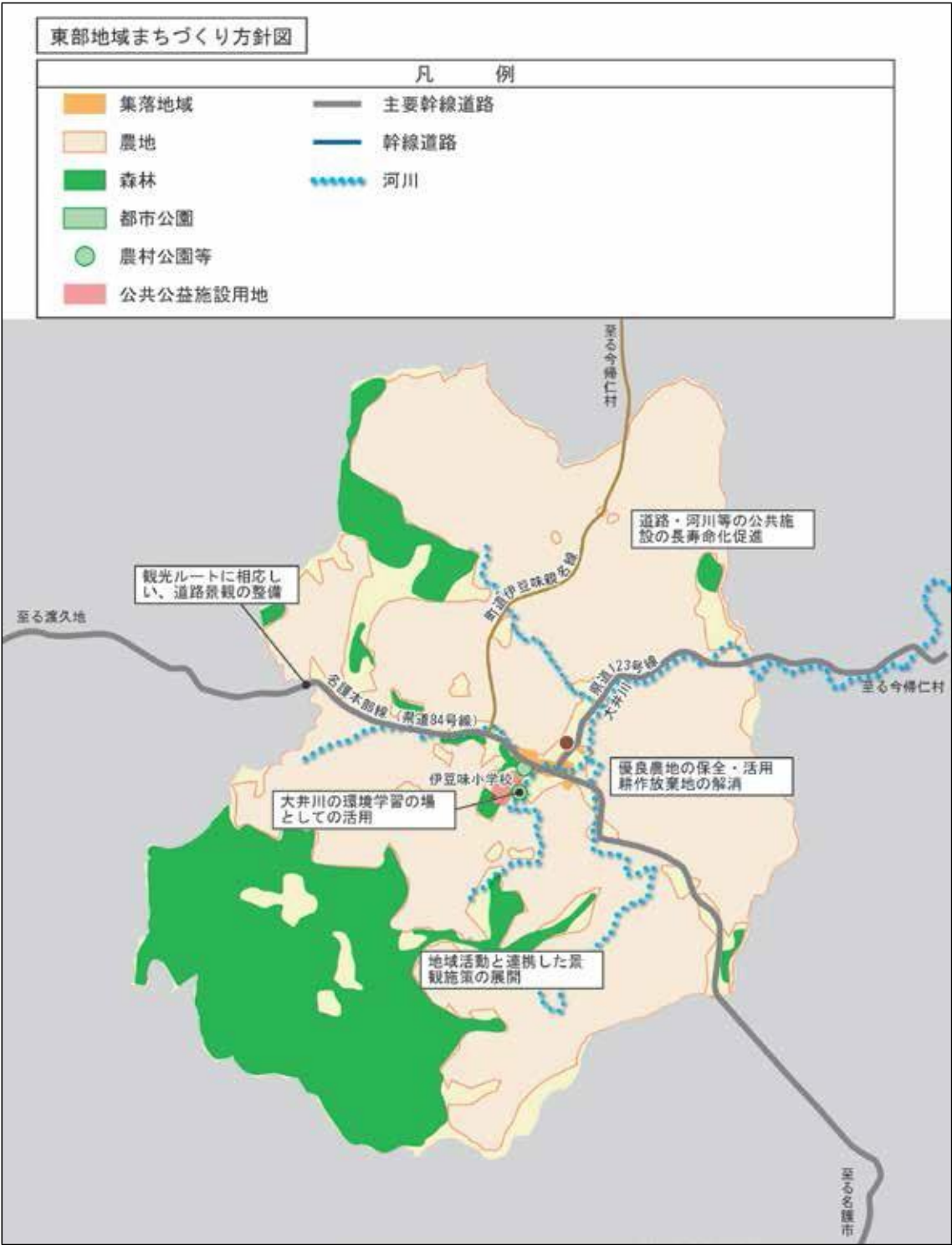
①公共施設の長寿命化推進

道路橋、町営住宅や公園等の公共施設においては、老朽化状況の把握とともに、これまでの事後的な修繕から予防的な維持管理への転換を図り、長寿命化を推進する。

②住民との協働による公共施設の維持管理の推進

まちづくりに対する意識向上や、地域に対する愛着等を醸成し、また、公共施設の維持管理の効率化を図る為、道路、公園等の公共施設に関しては、住民と行政との協働による維持管理を推進する。

第Ⅳ章 地域別構想



6. 南部地域

(1) 現況と課題

1) 本地域の現況

本地域は、瀬底、崎本部、健堅の3つの字で構成されている。人口は減少傾向にあり、年齢別人口をみると、平成17年現在、65歳以上の高齢人口の割合が26.5%、15歳未満の年少人口の割合が14.1%となっている。

本地域の海岸沿いには、本町の主要幹線道路である国道449号が整備され、本島と瀬底島を瀬底大橋（瀬底健堅線（県道172号線））が結んでいる。また、国道449号と渡久地山入端線（県道244号線）を結ぶ辺名地農免農道線が地域間道路としての役割を担っている。さらに、本地域には本島北部地域の拠点港である本部港（本部地区）が整備されており、今後は、大型クルーズ船の寄港等国际観光港としての整備・活用も期待されている。本地域の土地利用は、健堅、崎本部等の集落が海岸付近から東側の丘陵地にかけて分布し、瀬底においては島の中央付近に分布している。農地については、崎本部の西部の低地及び健堅の東部に広がり、瀬底については中央部の集落を取り囲む形で広がっており、瀬底及び崎本部（塩川）において、農業基盤整備が行われている。

また、水納島は、夏場、観光客が多く訪れる本町の主要な観光拠点であり、本島からの眺望対象としても重要な景観要素である。

歴史的・文化的資源の状況をみると、瀬底においては土帝君等の文化財や御嶽等の歴史的資源が多く残り、健堅ハーリー、瀬底シヌグイ、瀬底のピージャーオーラサイ等、伝統行事が盛んである。集落においても瀬底集落にフクギ並木が残っており、崎本部の南部には、国指定天然記念物の塩川がある。

本地域内においては都市公園の整備実績はなく、崎本部に農村公園が整備されている。

公共下水道については、健堅、崎本部の一部が整備されている。

第Ⅳ章 地域別構想

2) 本地域の課題

本地域の課題について、これまで実施してきた住民ワークショップや住民アンケートの整理、また上位関連計画における位置付けや、現況データから整理を行った。

	課 題 凡例： ○…主に住民ワークショップ、住民アンケートからの整理 ●…主に上位関連計画、現況データからの整理
土地利用	○優良農地の保全と活用 ○赤土流出対策 ○山間部における民間墓地開発の適正な誘導 ○空き地、空家の有効利用 ○健堅分校の利活用 ●水納における農地保全
道路・交通	○本部港、浜崎漁港の観光拠点化 ○観光と漁業の両立 ○通学路の整備 ○通過交通の誘導 ○集落内の生活道路、歩道の整備
みどりと水	○塩川の保全 ○ビーチの整備と観光拠点としての充実 ○子供の身近な公園・遊び場の確保
景観・自然環境	○健堅森等円錐カルスト地域の保全 ○ロードパークからの夕日等海浜における眺望点の創出 ○採石場の修景 ○水納ビーチ等自然海岸の保全 ○ハーリー等海に関する文化的資源を活用した景観形成 ○御嶽等文化的資源の保全と活用 ●瀬底集落のフクギ、瓦屋根住宅を活用した良好な集落景観形成 ●公共下水道、個別の合併処理浄化槽の整備推進
防災・福祉・その他	●がけ崩れ等土砂災害対策 ●避難路、避難場所の確保 ●低地における津波対策 ●公共施設の耐震化促進 ●交通弱者の移動手段の確保 ●公共施設のバリアフリー化促進 ●高齢者対応住宅の検討

(2) 基本的な方針

1) 土地利用の基本方針

①集落地域における良好な住環境の創出

本地域の集落は低層戸建て住宅が中心であり、土地利用方策と景観計画の連携等により、集落環境と調和した建築物の形態意匠の誘導を図り、良好な低層住宅地としての住環境を創出する。

②優良農地の保全

地域内の農地については保全を基本とする。特に、瀬底においては農地と集落が調和した田園型の土地利用が図られており、無秩序な都市的土地利用を抑制する。

また、水納島における農地についても維持保全を図る。

③無秩序な開発の抑制

国道 449 号の整備に伴い、新たに沿道への開発が想定されることから、特定用途制限地域の指定等の検討を含めて適正な土地利用を検討する。また、健堅や崎本部においては、眺望の良好な丘陵地への開発も目立つことから、赤土流出対策を十分に図りつつ、土地利用方策と景観計画の連携により自然環境や景観との調和に配慮したものとする。

④観光レクリエーション施設における適正な土地利用の促進

瀬底の民間開発事業においては、周辺の住環境、自然環境および景観に配慮しつつ適正な土地利用を促進する。

また、既存ゴルフ場の拡大等については、周辺環境や景観に十分配慮するものとする。

⑤墓地の誘導と集約化の検討

民間墓地開発の適正な誘導及び墓地の集約化について検討を行う。

2) 道路・交通の基本方針

①主要幹線道路の整備促進

本町の主要幹線道路である国道 449 号の 4 車線化を促進し、本部町の観光拠点へのアクセス性の向上及び災害時の緊急輸送道路のネットワークや耐震性の確保を図る。また、地域住民等が国道 449 号を安全に横断できるよう、信号機や横断歩道の設置を検討する。

②生活道路の快適性・安全性の確保

本地域の生活道路は狭隘な道路が多いことから、主要生活道路や通学路等においては、道路の拡幅や歩道の整備等により、歩行者の安全性の確保に努める。

③本部港（本部地区）の機能強化

本部港（本部地区）については、伊江島への定期航路や、本島北部地域の拠点港、産業拠点港として、圏域内外との物流機能強化のための拠点整備及び国内外のクル

第Ⅳ章 地域別構想

ーズ船の寄港や海洋性レジャー等に対応した交流ゲートとしての機能を高める。

④公共交通の充実

本部半島周遊におけるバス交通の強化や、主要イベント時におけるシャトルバス導入等、観光振興に資する公共交通の充実を図る。また本地域は高齢化の進行も著しく、さらに本町の中心市街地から離れており、日常生活の利便性が他地域に比べて低いことから、交通弱者に対する移動権の確保を図るため、コミュニティバスを含めた公共交通の強化を検討する。

3) みどりと水の基本方針

①身近な公園の整備

本地域においては、住民が日常的に憩える身近な公園が不足していることから、農村公園等も含めて、その適正な配置、規模等を考慮し整備を検討する。

集落内の御嶽^{せいせん}や井泉（カー）等を含めたオープンスペースの確保や住民の憩いの場の確保に努める。

②海岸の利活用

崎本部ビーチ、瀬底ビーチ（クンリ浜）、水納ビーチ等は、地域住民や観光客の観光レクリエーションの場として、維持保全に努めるとともに、利活用を図る。

また、本部港（本部地区）の南側の海域においては、ダイビングスポットや、現場学習として利用されており、海洋性レジャー・環境学習の場として活用を図る。

③塩川の保全・活用

国指定の天然記念物である塩川周辺の保全・整備を推進し、観光や環境学習の拠点として活用する。

4) 自然環境・景観形成の基本方針

①伝統的集落景観の保全・活用

瀬底集落においては、フクギ並木や石垣、瓦屋根住宅等伝統的集落景観や、瀬底シヌグイ、瀬底の^{ディーティンク}土帝君等歴史的資源が多く残っていることから、その保全・活用を図る。

また、健壁においては、古くからの漁村集落であり、ハーリー等伝統行事が今も行われており、これらの海に関する行事を保全、活用した景観形成を図る。

②自然海岸、干瀬・イノーの保全

瀬底や崎本部の海岸部は良好な自然海岸が多く、それらは多様な生物の生息・生育地であり、環境学習の場、地域住民の憩いの場等、多様な機能を有していることから、保全を図る。また、本地域の沿岸域においては、干瀬・イノーが発達しており、その保全を図る。

③観光ルートにおける道路景観形成

国道 449 号沿線の建築物については、観光ルートに適した形態意匠等を誘導することにより、良好な道路景観を形成する。また、同道路は琉球歴史ロマン街道にも登録されており、周辺の歴史、自然等の資源を活用し、地域振興や観光振興を図る。

④本地域の西海岸からの眺望確保と眺望点の創出

本地域の西海岸や国道 449 号沿線からの瀬底島および瀬底大橋、並びに水納島への眺望は、本町の重要な景観資源であり、土地利用方策と景観計画が連携し、景観を阻害しないよう留意するとともに、眺望点の創出に努める。

⑤採石場における修景

採石場については、良好な自然環境を阻害しないよう努める。

⑥水環境の保全

公共下水道の整備、個別の合併処理浄化槽の設置等污水处理に関して、関係部局が連携して水環境の保全を図る。

5) 防災まちづくりの基本方針

①土砂災害等対策

本区域においては、土石流危険箇所があり、関係機関との連携を図り、危険度が高い箇所については、関係機関との連携を図り、砂防施設の整備や災害の未然防止事業等の対策に努める。

②公共施設の耐震化推進

国、県等の施設に関しては、関係機関との連携を図り、耐震性能の強化に向けた取り組みを促進する。また、町有の公共施設においては、建て替えや耐震補強等により耐震性能の強化を図る。

③低地における津波対策と避難路、避難場所の確保

崎本部、健堅、瀬底の沿岸部等の低地においては、大規模な地震による津波の被害が想定され、関係機関との連携を図り、沿岸整備や避難路、避難場所の確保を促進するとともに、誘導サインの整備等を含めた災害時における地域住民や観光客等の避難誘導策の強化に努める。

6) 福祉のまちづくりの基本方針

①公共公益施設のバリアフリー化促進

官公庁舎、主要道路等公共公益施設のバリアフリー化を促進する。

②交通弱者等の移動手段の確保

本地域は、高齢化の進行が著しく、さらに本町の中心市街地から離れていることから、日常生活の利便性が他地域に比べて低く、また今後、中学校統廃合により通学の困難性が高まることから、公共交通の強化等により交通弱者に対する移動権

第Ⅳ章 地域別構想

の確保を図る。

③高齢者対応住宅等の充実に向けた検討

少子高齢化の進行により、高齢者への安定的な居住の確保を図る為、高齢者対応住宅等の充実に向けた検討を行う。

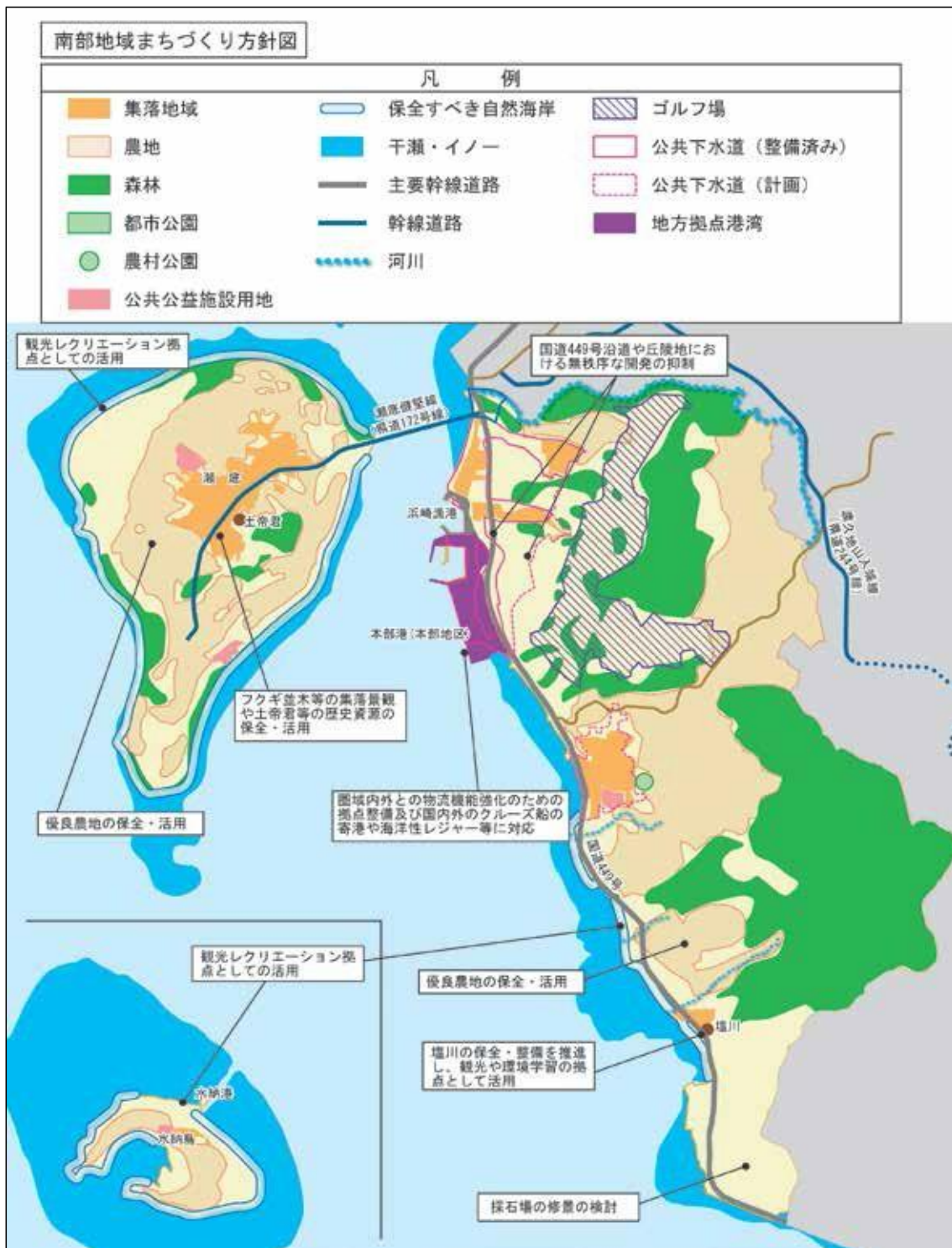
7) その他のまちづくりの基本方針

①公共施設の長寿命化推進

道路橋、町営住宅や下水道施設、公園等の公共施設においては、老朽化状況の把握とともに、これまでの事後的な修繕から予防的な維持管理への転換を図り、長寿命化を推進する。

②住民との協働による公共施設の維持管理の推進

まちづくりに対する意識向上や、地域に対する愛着等を醸成し、また、公共施設の維持管理の効率化を図る為、道路、公園等の公共施設に関しては、住民と行政との協働による維持管理を推進する。



第Ⅴ章 計画の実現に向けて

1. 住民と行政による協働のまちづくり

近年、住民主体のまちづくりは重要性を増してきており、住民と行政が協働したまちづくりの展開を図る。そのため、行政が持つ情報を適宜、住民に公開し情報を共有し、さらに、住民ワークショップ等を開催することで、まちづくりについて、行政と住民とが同じテーブルで考える場を設ける。また、各種施策を展開する場合においても、計画段階から住民の参加を促進する。さらに、道路・公園等の身近な施設においては、行政と住民との協働による維持管理を促進する。

2. 庁内推進体制の確立

将来像の実現に向けては、一層の関連部局の協力体制が望まれ、庁内推進体制の強化を図る。

3. 関連計画との連動した施策展開

本都市計画マスタープランは、上位計画である本部町国土利用計画や、関連計画である景観計画と並行して策定作業を行った。特に、良好な景観形成に向けて、建物等の適正な誘導など土地利用方策と景観計画との連携は不可欠であり、これらと連動した施策展開に努める。

4. 都市計画マスタープランの柔軟な見直し

本都市計画マスタープランは、計画期間を概ね 20 年と定めており、長期にわたる計画期間中に、社会情勢の変化等により町の方針と計画内容に不整合が生じた場合は、柔軟に見直しを図るものとする。

用 語 集

あ

アクセシビリティ

高齢者や障害者を含むすべての人が、公共施設などのさまざまな都市機能・サービス施設に支障なく移動できるかどうか、またはその移動しやすさの度合いのこと。

アメニティ

心地よさ、快適さ、快適性、楽に暮らすために必要なものが整い、整備されていること。もしくはそのような「環境」（自然環境・生活環境）を表す。

移動権

移動する権利。平成 22 年 3 月の交通基本法策定に向けた中間整理の中で、新たに位置付けされた用語であり、「車を使用できるものとできないものの間に発生している交通格差を解消し、高齢化が進むなかで、人々の社会参加を確保していくための、移動する権利」と位置付けされている。

エコツーリズム

エコロジー（ecology）とツーリズム（tourism）を組み合わせた造語であり、自然環境と共存を図りながら、自然や文化に触れあう観光形態のこと。→グリーンツーリズム、ブルーツーリズム

円錐カルスト

湿潤な熱帯地域に発達するカルスト凸地形のひとつで、石灰岩の円錐状の高まり。日本では沖縄島北部の本部半島に好例が見られるのみである。本部町山里から大堂付近にかけて、約 100m の高さに海岸段丘が形成され、その上に比高 50～100m の円錐カルストが発達する。頂上付近には溶食によるドリーネ、ポリエがみられる。→カルスト地形、ドリーネ、ポリエ

沖縄振興計画

沖縄振興特別措置法に基づいて策定する総合的な計画で、沖縄振興の向かうべき方向と基本施策を明らかにしたものである。三次にいたる沖縄振興開発計画に替わる計画として、平成 14 年 7 月に決定され、平成 14 年度から平成 23 年度までの 10 年間が計画期間となっている。

オープンスペース

建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地を総称している。具体的には、公園緑地、河川敷、駅前広場などが挙げられる。

屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告版、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもののこと。

か

回遊性

来街者等が商店街や店舗などを快適に効率よく歩き回ることができる空間の特徴のこと。

街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。住区基幹公園の一つであり、住区基幹公園には他に「近隣公園」、「地区公園」がある。→都市公園

神ハサーギ

神アシャギまたは神アサギとも呼ばれる。村々において神を招請して祭祀を行う場所。本来建物の有無とは関係ないが、そこに建てられた祭祀用建物も神アシャギと呼ばれるようになった。建物は、四方壁のない四柱造りの竹茅葺き屋根で、軒が低いことが特徴である。

カルスト地形

石灰岩など可溶性の高い岩石が浸食作用の結果、形成された地形。石灰岩は、石灰石を主要構成鉱物とし、炭酸ガスを含む水に容易に溶かされる。また、石灰岩は空隙が多く、透水性が高い。よって、石灰岩の分布する地域には、地下水系が発達し、それにともない、地表には、カレン、ドリーネ、ウバーレ、ポリエが形成される。カルスト地形は、その地域の気候や降水量と密接に結びついており、温帯ではドリーネなど凹地形、湿潤な熱帯では円錐カルストなど凸地形が発達する。→円錐カルスト、ドリーネ、ポリエ

幹線道路

全国、地域または都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。通過交通の割合が高く、重交通、広幅員、高規格の道路であることが多い。

緊急輸送道路

地震防災対策特別措置法第3条で位置付けされ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑確実に実施するため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路と防災拠点等を連絡する道路である。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。住区基幹公園の一つであり、住区基幹公園には他に「街区公園」、「地区公園」がある。→都市公園

グリーンツーリズム

緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動及び観光形態のひとつ。→エコツーリズム、ブルーツーリズム

景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る地方公共団体のこと。都道府県、政令市、中核市、そ

して都道府県との協議・同意を得たその他の市町村のことである。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。→景観計画

景観計画

景観行政団体が、景観行政を進めるために定める基本的な計画のことである。景観計画には、決めるべき必須事項と選択事項がある。必須事項としては、景観計画区域と方針、届出対象行為（条例で追加や限定が可能）ごとの景観形成上の制限内容（景観形成基準）等、選択事項としては、屋外広告物の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備方針、占用基準等を定めることができる。また、通常行われる行為については届出に対する勧告が可能である。他方、建築物・工作物の色彩やデザインに関する形態意匠に関わる行為については、条例に位置づけることで、変更命令まで可能となる。→景観行政団体、屋外広告物

景観資源

景観上、重要と思われる資源（要素）のこと。

景観重要樹木

景観上重要な樹木（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要樹木として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。→景観行政団体

景観重要建造物

景観上重要な建造物（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要建造物として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。また、外観保存のための建築基準法の規制の一部を緩和し、税制上も適切に評価することができる。→景観行政団体

景観地区

特に良好な景観を形成することを目的に、都市計画として市町村が決定する地区のことである。建築物の形態意匠、高さ、壁面位置等について総合的に規制することが可能となる。

減災

地震、津波、台風など自然災害において発生する被害を、あらかじめ想定した上で、最小化するための取り組み。

高齢社会/高齢化社会

高齢者（65 歳以上）人口の比率が高い水準で安定した社会のこと。国連では、高齢者人口比率が7%以上で「高齢化社会」、14%以上で「高齢社会」と定義されており、さらに近年、同 21%以上を「超高齢社会」と呼ぶ場合がある。

コーホート要因法

コーホート要因法は、国立社会保障人口問題研究所や市町村などで広く用いられている人口推計

の手法である。コーホートとは、ある年（またはある期間）に出生した集団のことであり、コーホート要因法は、その集団ごとの時間変化を4つの要因（出生率、生残率、純移動率、出生比率）をあてはめて、人口の変化を推計する方法である。

国土利用計画

国土利用計画に基づき国、都道府県、市町村がそれぞれの区域について定める、国土の利用に関する計画（国土利用計画法第4条）。総合的かつ計画的な土地の利用を確保するため①国土利用に関する基本構想、②利用目的に応じた区分ごとの規模の目標および地域別の概要、③②を達成するための必要な措置、を定める。

コミュニティバス

既存バス路線ではカバーしきれていない交通空白地域等、利用者のニーズに対応する乗合バスのこと。

さ

シニグ

シニグ。シヌグイ。シヌグ。収穫がすみ、次の新しい農作に移る前に、豊作を祈願して行われる祭り。具志堅では、旧暦7月19日から7月25日まで行われる。

シーニックバイウェイ

Scenic（景観的な）、Byway（脇道、寄り道）を組み合わせた造語。道路からの視点で、景観、自然、文化、レクリエーションなどの要素をもったルート、またはそのルートの魅力を向上させる取り組みのこと。

→日本風景街道

シャトルバス

近距離を何度も運行するバスおよび運行形態のこと。大量の集客が見込まれるイベント時などに、会場と駅、バスターミナル、あるいは駐車場等を結ぶ路線である。通常運行される路線の大幅増発として、あるいは通常は運行されない区間への臨時路線として運行される。

住区基幹公園

主として歩いて行ける範囲の、居住者の安全、かつ健康的な生活環境、休養やレクリエーションの場として利用される公園。「街区公園」、「近隣公園」、「地区公園」などに区分される。

→都市公園

循環型社会

廃棄物の発生を抑制し、資源の循環的利用、および適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会のこと。循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、平成12年6月に循環型社会形成推進法が公布された。

スプロール

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。スプロールの弊害として次の問題がある。

- ①道路、下水道の都市基盤が未整備のまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題が生じる。
- ②市街地が開発不適地まで拡散し、公共投資の非効率化を招く。
- ③形成された低質市街地を良好な環境に改善するには、社会的に困難が伴うだけでなく経済的に膨大な経費を必要とする。

井泉（せいせん）

井戸または、用水に使われる湧水のこと。カー。

セーフティーネット

経済的な危機に陥っても最低限の安全を提供する社会保障の一種である。住宅政策においては、高齢者や低所得者、被災者など住宅に困窮する人に対して公営住宅を供給することなどが挙げられる。

総合計画

地方自治法第 2 条第 4 項に定められている、自治体の全ての計画の基本となる計画。通常、自治体の目指す将来像と将来の目標を明らかにした基本構想、基本的施策を実現するために必要な施策を示した基本計画、施策について具体的な事業内容や実施時期を明記した実施計画の 3 つ からなる。

た

多自然河川づくり

単なる自然保護だけでなく、自然を積極的に再生しながら水辺の環境づくりを進めるという考え方を基調として、自然材料（石材、木材、植物）を使った川づくりをいう。

地区計画

建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、及び保全するための詳細な計画。住民意識の高まりに対応し、昭和 55 年に創設された制度。

地方分権

平成 12 年に施行された地方分権に一括法に伴い、これまでの都道府県・市町村事務の大部分を占めていた国の事務を「機関委任事務」が廃止され、自治体固有の「自治事務」と自治体に処理を委託する「法定受託事務」に再編され、自治体の裁量と責任が拡大された。都市計画に関する事務のほとんどは自治事務である。

超高齢社会

高齢者（65 歳以上）人口の比率が高い水準で安定した社会のこと。国連では、高齢者人口比率が

7%以上で「高齢化社会」、14%以上で「高齢社会」と定義されており、さらに近年、同 21%以上を「超高齢社会」と呼ぶ場合がある。

長寿命化

戦後の高度経済成長とともに整備され、老朽化が想定される下水道、道路橋、公営住宅等の社会資本について、損傷等が発生した後に対処するという「事後的管理」から、事前に点検し、異常が確認または予測された場合、致命的欠陥が発現する前に速やかに措置するという「予防保全的管理」へと転換を図ること。

津波避難ビル

住民等が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物を利用するもの。（出典：内閣府 HP）

http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_tsunami/hinanbiru.html

低炭素社会

経済活動を維持しながら、地球温暖化の要因である温室効果ガス（特に二酸化炭素（CO₂））の排出を、できる限り削減する社会。具体的な方策は多岐にわたるが、都市計画においては、運輸部門の CO₂ 排出量の 9 割を占める自動車交通からの脱却を図るため、公共交通を中心としたコンパクトな市街地の形成を推進することなどが挙げられる。

土帝君（ティーティンク）

古代中国の土地関係の神の一種であり、村や部落の守り神とされ、一般には土地神とよばれた。11 世紀から広く信仰されたが、現在では農民は農業神、漁民は大漁の神、商人は商売繁盛の神など、それぞれの職業に結びつけられている。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域において、その良好な環境の形成または保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。

特別用途地区

用途地域内において、一定の区域を定め当該地区の土地利用にふさわしい土地利用の増進、環境の保護など特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完するもの。

都市機能

文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能や居住機能のこと。

都市計画区域

都市計画法その他関係法令の適用を受けるべき土地の区域で、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現状・推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針/都市計画区域マスタープラン

都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が、都市の目標、区域区分の有無及び方針、主要な都市計画の決定の方針を都市計画区域毎に定めるもの。

都市計画決定

都市計画を一定の手続きにより決定すること。都市計画の決定権者は原則として、都道府県または市町村である。

都市計画（市町村）マスタープラン

市町村が創意工夫のもと、住民意見を反映させ将来ビジョンを確立し、地域毎の将来象等、都市計画法第18条の2に基づき当該「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるもの。市町村が定める都市計画は、この方針に即しなければならない。

都市公園

都市公園法にいう都市公園には、次のものがある。

- ①国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業等として設置するもの）
- ②地方公共団体が設置する都市公園（街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園等）

特に、②のうち、街区公園・近隣公園・地区公園を住区基幹公園という。

都市構造

人や産業が集中する拠点の位置と、主要な人や物の流れによって形成されるネットワーク等から捉えた都市の骨格のこと。

ドリーネ

円または楕円形の輪郭としたすり鉢状ないしは皿状のカルスト凹地形のこと。石灰岩の溶食により形成された溶食ドリーネ、地下水系の崩壊により形成された陥没ドリーネ、沖積層が石灰岩の割れ目などに流れ込んだ沖積ドリーネに区分される。

な

二項道路

建築基準法42条2項による道路のこと。建築基準法第3章の規定が適用される際に建築物が建ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したものについては、同法による道路とみなされ、その中心線から両側に2mずつ振り分けた線が道路の境界線となる。また、道の中心線から2m未満の位置に崖や河川、路線敷等がある場合には、当該崖等と道の境界線及びそこから道側へ一方的に4m後退した線が道路の境界線となる。

日本風景街道

道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台に、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源や個性を活かした国民的な原風景を創成する運動。地方ブロック毎に設置された「風景街道地方協議会」において、平成19年9月以降「風景街道」の第1回目の登録が行わ

用語集

平成 22 年 8 月 5 日現在、全国で合計 119 ルートが登録された。

ノーマライゼーション

障がいをもっている人も家庭や地域と一緒に生活ができるようにする社会づくりのこと。

ノロ殿内

ノロ火の神のある家、あるいはノロ火の神の祀られている祠や建物のこと。

は

パークアンドライド

P&R【Park & ride】。都心部の道路混雑を緩和するため、自動車を都市郊外の駐車場に止めて鉄道等の公共輸送機関に乗り換え、都心部にあるいは特定地域に入る形態のこと。特にバスに乗り換える場合をパーク&バスライドと言う。

バリアフリー

高齢者、障がい者が社会参加する上での障壁（バリア）をなくす（フリー）こと。

ファサード

建物の街路に面した部分の壁面。

ブルーツーリズム

漁村地域において、生活体験、漁業体験、海辺の資源を活用したマリンレジャーや、交流などを楽しむ、滞在型の余暇活動及び観光形態のひとつ。→エコツーリズム、グリーンツーリズム

プロムナード

歩行者用の公共空間で、散歩、回遊することができる空間。遊歩廊ともいう。展示などのため建物の中に設けられた廊下のことをいうこともある。

保安林

水源のかん養、土砂の流出の防備、潮害の防備などの目的のため、伐採等に制限を設けた森林。森林法第 25 条に基づき農林水産大臣もしくは都道府県知事により指定される。保安林の目的としては、①水源のかん養、②土砂の流出の防備、③土砂の崩壊の防備、④飛砂の防備、⑤風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備、⑥なだれ又は落石の危険の防止、⑦火災の防備、⑧魚つき、⑨航行の目標の保存、⑩公衆の保健、⑪名所又は旧跡の風致の保存

ポケットパーク

ベストポケットパーク（vest pocket park）の略で、チョッキのポケットほどの公園という意味。わずかなスペースを利用し都市環境の改善を図るものである。都心部の中高層ビル街の一角に創られる小さな公園を指すことが多い。最近では、密集した住宅地の中にもうけられた小公園をポケットパークということも多い。

ポリエ

ドリーネやウバーレ（いくつかのドリーネが結合して生じた不規則な平面形の凹地）が多数結合して形成された平坦で広いカルスト凹地。沖縄県本部町の大堂ポリエは、円錐カルストに囲まれ、約 140m の高度にあり、約 0.4 km²の面積である。

ま

緑の基本計画

平成 6 年の都市緑地保全法の改正により創設された。従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合し、総合的な緑についてのマスタープランとなる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。区市町村が自主性を持って策定するもので、都市における緑とオープンスペースの総合的な整備・保全を図るための計画として、緑地に関する規制、誘導、整備などの諸施策を推進する指針ともなる。

モータリゼーション

自動車が普及し、人々の生活の中で広範に利用されるようになる現象のこと。

や

屋取集落

士族の帰農によって沖縄本島各地で形成された小集落。18 世紀初頭に、政治、経済、文化の中心であった首里、那覇から農村地域に士族の人口移動が行われた。これらの士族帰農の移住者は、居住人として、旧来の百姓（地人）とは区別され、士族は、地人の住む古来の百姓村から遠く離れて、農地のなかに転々と宅地を構えた。士族は、わびしい生活を余儀なくされ、いずれは中心地域に戻るという信念を持っていたものもいたが、ついに定着同化して集落化する方向へ進むこととなり、いわゆる屋取集落と称する集落形成に至る。屋取には、①独立屋取（従来伝統の本村から独立して屋取のみで行政的単位村を構成するもの）、②共存屋取（本村と屋取が共存するもの）、③従属屋取（いまだに本村に従属する段階のもの）の 3 つの類型がある。従来伝統の本村（古村）と屋取起源の村（新村）とは、集落の立地・形態・内部構造の相違が大きい。

ユニバーサルデザイン

特定の人々のみ念頭に置くのではなく、すべての人々にとってよりよいことを目指したデザインの考え方のこと。

用途地域

都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度のこと。

ら

ライフライン

都市の水道・電気・ガスなど、生活に不可欠な基幹エネルギー供給システムのこと。

ランドスケープ

一般に、風景、景色、眺め、景観などと訳されている。都市計画や土木、建築分野では、自然地形を基本として自然ないしは人為作用を受けた土地、植生、水面などと、建築物や土木構造物から構成される景観をいう。

緑道

広義には自動車交通と分離させて系統的に設けられた歩行者のための道であり、公園的に整備されるとともに、各種の公共公益施設を有機的に連絡することで多目的空間として機能するものをいう。狭義の緑道は、都市公園の一種の緑地として都市計画決定され、整備されるものである。これは、災害時における避難路の確保、レクリエーション需要への対処等を目的にもうけられる。歩行者路、自転車道路等を中心に、植樹帯その他の修景施設をもうけ、必要に応じてベンチ等の休養施設が設置される。避難路としての機能を有する緑道は、幅員 10m 以上とすることが必要である。→都市公園、都市計画決定

リダンダンシー

冗長性を意味する。信頼性工学において使用される用語であり、システムの信頼性を確保するために必要な概念である。都市をシステムに例えたとき、防災性を高める方法として、ライフラインや交通機能の麻痺を防ぐためのルート多重化や、活動拠点や資材置き場などの用途としてのオープンスペースの確保等に使われる。

臨港地区

港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として整備すべき陸域であり、都市計画法に基づくものと港湾法に基づくものがある。都市計画法に基づく臨港地区は、都市計画区域内にてその背後地域の土地利用計画との調整を図りつつ、港湾管理者の案に基づいて都市計画決定権者が指定することとなる。臨港地区内においては、工場等の新設・増設などについて港湾管理者への届出が義務付けられ、また、分区の指定に伴い、各分区の目的を著しく阻害する建築物に対する規制が課せられる。

琉球歴史ロマン街道

日本風景街道として登録されている街道のひとつ。大きくわけて、恩納村、名護市、本部町、今帰仁村など沖縄本島北部を横断する国道 58 号、国道 449 号、国道 505 号など北部ルートと、那覇市、浦添市、南城市、糸満市、八重瀬町など本島南部を通る国道 331 号を中心とした南部ルートの 2 ルートが設定されている。

→日本風景街道

わ

ワークショップ

都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や魅力的な共同作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考案、それらの評価などを行っていく活動をいう。

参考文献

- 三訂 都市計画用語事典（都市計画用語研究会編著）
- まちづくりキーワード事典 第三版（三船康道+まちづくりコラボレーション著）
- 沖縄大百科事典（沖縄タイムス社発行）
- 景観用語辞典（篠原修編著）

**本部町都市計画マスタープラン
平成二十三年三月**

(令和七年十月一部改定)

〒905-0292

沖縄県本部町字東 5 番地

本部町役場 建設課

TEL (0980) 47-2111

FAX (0980) 51-6007